

港区環境基本計画

Minato City Environment Master Plan 令和3 (2021) 年度~令和8 (2026) 年度

令和5(2023)年度改定版

(素案)

区は、令和3(2021)年度から令和8(2026)年度を計画期間とする港区環境基本計画に基づいて取組を推進しています。このたび、令和5(2023)年度が中間年度に当たることから、計画策定以降の新型コロナウイルスの感染拡大をはじめとした社会経済情勢の影響や区民ニーズの変化等を踏まえて計画内容を見直し、港区環境基本計画(改定版)の素案を作成しました。

本素案について、区民等の皆様からのご意見を伺いながら更に検討を重ね、令和6(2024) 年2月末を目途に、港区環境基本計画を改定する予定です。

※計画に記載されている金額や指標値、取組等については、国や東京都の動向、令和6(2024)年度当初予算編成の進捗などを踏まえて修正する可能性があります。

令和5(2023)年11月

港区平和都市宣言

かけがえのない美しい地球を守り、世界の恒久平和 を願う人びとの心は一つであり、いつまでも変わるこ とはありません。

私たちも真の平和を望みながら、文化や伝統を守り、 生きがいに満ちたまちづくりに努めています。

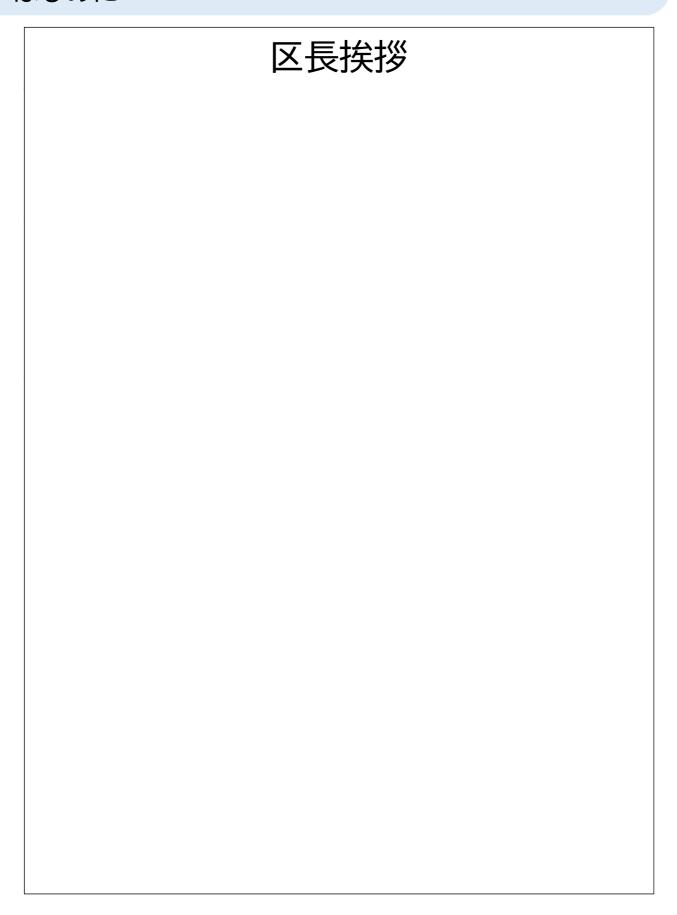
このふれあいのある郷土、美しい大地をこれから生まれ育つこどもたちに伝えることは私たちの務めです。

私たちは、我が国が『非核三原則』を堅持すること を求めるとともに、ここに広く核兵器の廃絶を訴え、 心から平和の願いをこめて港区が平和都市であること を宣言します。

昭和60年8月15日

港区

はじめに



目 次

第1	章	計画の基本的事項	. 7
1 2		i改定の背景 iの位置付け等	
第2	章	めざす環境像と基本目標	17
1 2		『す環境像 目標	
第3	章	施策	20
基本 基本	施	版体系. 1. 2. 83. 84.	22 24 51 64 73
第4	章	統合的課題解決に向けた施策の展開1	05
1 2		的課題解決に向けた施策展開の必要性 的課題解決に向けて取り組む施策	
第5	章	環境行動指針 1	12
1 2 3		者	120
第6	章	計画の推進1	29
1 2		体制 f管理	
参考	資料	ł 1	31
1 2 3	計画	環境基本条例	135

4	港区環境審議会への諮問及び答申	145
5	港区環境審議会	163
6	港区環境調整委員会	168
7	関連計画等一覧	172
8	用語解説(脚注)の索引	173

章

第

5 章

第1章 計画の基本的事項

1 計画改定の背景

(1) 港区を取り巻く様々な変化

港区では、これまで、区の環境に関する取組の基本的な方向性を示す計画として環境基本計画を策定し、様々な環境施策を積極的に展開してきました。令和3(2021)年2月には、環境分野における総合的、横断的な施策を強化し、より効果的な取組を実施していくため、新たな環境基本計画を策定しました。

その後も「2050 年カーボンニュートラル¹⁾」に向けた地球温暖化対策の加速化をはじめ、 食品ロスやプラスチックごみ問題、生物多様性保全に関する機運の高まり、更には、新型 コロナウイルス感染症の感染拡大などにより、港区の環境施策を取り巻く動向は、大きく 変化しています。

●大きな広がりを見せる持続可能な開発目標(SDGs)達成に向けた取組

平成 27 (2015) 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された令和 12 (2030) 年までの国際目標である S D G s ²⁾には、エネルギー、持続可能な消費と生産、気候変動への対策、陸や海の生物多様性など、環境分野に関わる目標が多く含まれています。地方自治体においても目標達成に貢献する取組を進めることが求められており、その中でも環境基本計画が果たす役割は非常に大きなものとなっています。

SUSTAINABLE GOALS



SDGsの17の目標(ゴール)

出典:国際連合広報センターホームページ

^{1) 2050} 年カーボンニュートラル…カーボンニュートラルとは、温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させ、排出量を全体として実質ゼロとすること。令和2 (2020) 年 10 月に、国は、令和 12 (2050) 年までにカーボンニュートラルを目指すことを宣言した。

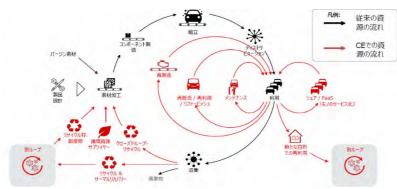
²⁾ SDGs…持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals) の略称。17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っている。

●従来の大量生産・大量消費・大量廃棄から持続可能な循環経済への転換

大量生産・大量消費型の経済・社会システムは、大量廃棄型の社会を形成し、気候変動問題、大規模な資源採取による生物多様性の破壊など、様々な環境問題に密接に関係しています。世界全体で、資源・エネルギー、食糧の需要増大や廃棄物発生量の増加が著しく、それに伴う環境問題の深刻化を受けて、一方通行型の経済社会活動から、持続可能な形で資源を利用する「循環経済(サーキュラーエコノミー)」への移行をめざすことが世界の潮流となっています。

サーキュラーエコノミーは、消費された製品を廃棄するのではなく、資源としてリサイクルし、資源を循環させる経済です。製造の段階からリサイクルや再利用がしやすい設計にすることで、廃棄物の発生を最小限に抑え、資源や製品を最大限活用し、新しい資源の利用を最小限にすることをめざしています。従来の3Rの取組に加え、製品寿命をのばすためのメンテナンスやシェアリング等による利用効率の向上なども重視されています。

サーキュラーエコノミーの実現には、行政だけでなく、企業や個人の取組や意識付けも 必要です。大量廃棄型の社会が引き起こす様々な環境問題とともに循環経済への理解を深 め、一人ひとりができることを実践していくことが重要です。



出典:環境省ホームページ

●気候変動対策に関する世界の潮流

■気候変動対策の国際的枠組み「パリ協定」

平成9 (1997) 年に合意された、先進各国に法的拘束力のある二酸化炭素排出削減目標を規定する「京都議定書」の第二約束期間(平成 25 (2013) 年~令和2 (2020) 年)の終了を見据え、「京都議定書」に代わる新たな枠組みを構築するため、平成27 (2015)年にフランス・パリで行われた国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP³)21)において、令和2 (2020)年以降の新たな法的枠組みである「パリ協定」(Paris Agreement)が採択されました。平成28 (2016)年11月4日に発効し、日本は同年11月8日に批准しました。

「パリ協定」では、世界全体の目標として、産業革命前からの世界の気温上昇を2℃より十分低く保つとともに、1.5℃未満に抑えるための努力を追求することが示され、日本を含む全ての条約加盟国が温室効果ガス排出削減の取組を強化することが必要とされています。

³⁾ COP…締約国会議 (Conference of the Parties) の略で、気候変動に限らず多くの国際条約の中で、その加盟国が物事を決定するための最高決定機関として設置される。

第

第

第

4 章

■ I PCC (気候変動に関する政府間パネル) 第6次評価報告書

令和3 (2021) 年8月に、IPCC⁴⁾ 第6次評価報告書における第1作業部会報告書 (自然科学的根拠) が公表されました。当該報告書では、「地球温暖化は人間の影響で起きていることは疑う余地がない」と断言した上で、産業革命前と比べた世界の気温上昇が、令和3 (2021) 年から令和22 (2040) 年の間には、地球温暖化が人類に深刻な影響を与えるとされている1.5℃に達するとの予測がされています。

■国連気候変動枠組条約締約国会議(COP)の近年の状況

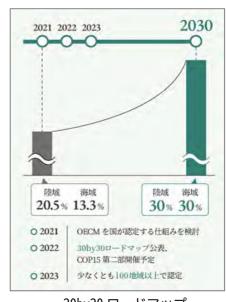
令和3 (2021) 年に開催された国連気候変動枠組条約第 26 回締約国会議 (COP26) では、「世界平均気温の上昇を産業革命前に比べて 1.5℃以内に抑える努力を追求すること」を盛り込んだ「グラスゴー気候合意」が採択されました。

また、令和4 (2022) 年に開催された国連気候変動枠組条約第 27 回締約国会議 (COP27) では、平成 27 (2015) 年に採択された「パリ協定」の 1.5℃目標の重要性の再確認や、「パリ協定」の気温目標に整合的な令和 12 (2030) 年の国別目標 (NDC) の強化が決定されるなど、脱炭素社会実現に向けた世界の動きが加速しています。

●自然と共生する社会に向けた新たな国際目標(30by30 目標)と保全地域拡大の推進

令和4 (2022) 年 12 月に、生物多様性の保全に関する令和 12 (2030) 年までの新たな国際目標「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択されました。新枠組では、令和 12 (2030) 年までのミッションを生物多様性の損失を止め、回復の軌道に乗せる(ネイチャーポジティブ:自然再興)とし、そのためのターゲットの一つに、<u>令和 12 (2030) 年までに陸と海のそれぞれ 30%以上の地域を健全な生態系として保全する 30by30 (サーティ・バイ・サーティ) 目標⁵⁾ が掲げられました。</u>

国は、「昆明・モントリオール生物多様性枠組」を受けて、令和5(2023)年3月に「生物多様性国家戦略2023-2030」を閣議決定しました。この戦略は、令和12(2030)年のネイチャーポジティブの実現を目指し、個別目標として30by30目標を設定しています。30by30目標の達成に向けては、これまでの保護されてきた国立公園などの保護地域に加えて、里地里山や企業林、社寺林などの地域や企業、団体などが所有、管理する保護地域以外で生物多様性を保全する地域(OECM)が重要視されています。OECMの設定、管理を推進するため、国は自然共生サイト認定制度を令和5(2023)年4月から開始しており、企業や団体等が協力して保全地域の拡大に向けた取組を始めています。



30by30 ロードマップ 出典:30by30 ホームページ(環境省)

⁴⁾ I PCC…気候変動に関する政府間パネル(Intergovernmental Panel on Climate Change)の略で、昭和63 (1988) 年に設立された政府間組織。気候変動に関する最新の科学的知見の評価を提供する。

⁵⁾ 30by30 目標…令和 12 (2030) 年までに陸と海のそれぞれ 30%以上の地域を健全な生態系として保全する目標

●新型コロナウイルス感染症への対応とDX推進

令和2 (2020) 年1月に国内で初めて感染が確認された新型コロナウイルス感染症の拡大は、これまでにない日常生活の行動変容をもたらしました。テレワークをはじめとする柔軟な働き方の更なる普及やイベントなどの多数の人が集まる機会の在り方の見直しなど、日常生活に「新しい生活様式」が取り入れられました。それに伴い、データとデジタル技術を活用してライフスタイルやビジネススタイルをより良いものに変えていくデジタルトランスフォーメーション (DX) が加速化しました。

新型コロナウイルス感染症は、令和5 (2023) 年5月に感染症法上の2類相当から5類へ移行し、法律に基づいた外出自粛の要請がなくなり、感染症対策は個人の判断に委ねられるなど、アフターコロナへ社会が向かいつつありますが、DXによる社会変革は引き続き重要です。環境分野においても効率化による省エネルギーの推進や情報発信、ニーズ収集の多様化など、DXの推進が求められています。

●コラム● GX (グリーントランスフォーメーション)

地球温暖化が深刻化する中、温室効果ガス排出量の削減が喫緊の課題となっています。「カーボンニュートラル」を実現するためには、これまでの社会の仕組みそのものを変える必要があり、国は、その変革を経済成長の機会と捉え、温室効果ガス排出量の削減と産業競争力の向上の両立を目指しています。

これまでの化石燃料に依存する産業構造・社会構造から太陽光発電などのクリーンエネルギー中心へと転換し、経済社会システム全体を変革しようとする取組をGX(グリーントランスフォーメーション)といい、GXを通じて脱炭素、エネルギー安定供給、経済成長の3つを同時に実現し、持続可能な経済成長を目指しています。



●コラム● 脱炭素先行地域

脱炭素先行地域とは、令和12(2030)年度までに民生部門(家庭部門及び業務その他部門)の電力消費に伴う二酸化炭素排出実質ゼロを実現するとともに、運輸部門や熱利用等も含めてその他の温室効果ガス排出削減についても、国全体の令和12(2030)年度目標と整合する削減を地域特性に応じて実現する地域です。

各大臣、自治体の首長で構成する国・地方脱炭素実現会議は、令和3(2021)年6月に地域脱炭素ロードマップを示し、少なくとも100か所の脱炭素先行地域で、令和7(2025)年度までに、脱炭素に向かう地域特性等に応じた先行的な取組実施の道筋をつけ、令和12(2030)年度までに実行するとしました。

令和5 (2023) 年 11 月 10 日現在、第4回まで募集が行われ、全国 36 道府県 95 市町村の74 提案が脱炭素先行地域として選定されています。

第

4

第

童

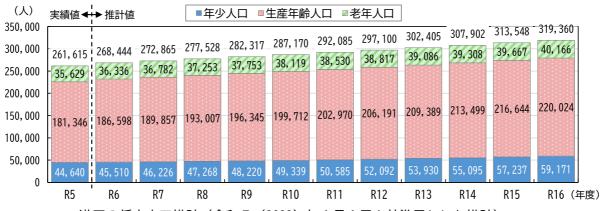
(2)区内の動向

●人口動向と財政状況

区の人口は、平成9 (1997) 年に増加に転じて以降、増加し続けていましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大により令和2 (2020) 年から一時的に減少に転じました。しかし、令和4 (2022) 年2月からは再び増加しています。今後、各年代において人口増加が見込まれ、令和13 (2031) 年には30万人に達する見通しです。

また、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う外出自粛などの影響により景気が悪化していましたが、国や自治体による事業者支援や経済活動の回復が進み、景気は持ち直してきました。特別区民税収入は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けつつも堅調に推移しています。

今後もアフターコロナに向けた人口や経済の動向を注意深く観察し、計画に計上した事業等の実施について柔軟に対応するとともに、ロシアのウクライナ侵攻などによる経済動向への影響もみられることから、社会経済情勢などの影響を常に注視し、優先的、重点的に取り組む課題に財源を積極的に配分することにより、港区らしいきめ細かなサービスを展開することが必要となっています。



港区の将来人口推計(令和5(2023)年1月1日を基準日とした推計)

出典:港区「港区の人口推計(令和5年3月)」を基に作成

●受け継がれる歴史と豊かな自然

活発なまちづくりによって、新しいビルや集合住宅、それらを取り巻くみどりが創出される一方で、江戸時代から明治時代にかけてつくられた武家屋敷などに由来する地域ゆかりのみどりが、赤坂御用地や自然教育園、有栖川宮記念公園、一部の大使館の敷地などに残されています。また、起伏に富んだ地形を背景に、斜面地にまとまった樹林地(斜面緑地)が残されています。

湧水、河川(古川、汐留川)、運河、海からなる水環境の多様性も、他区にはない港区の大きな特徴です。

これらのみどりと水の存在は、都心ながら豊かな自然環境を形成し、2,000 種を超える生きものを育んでいます。



有栖川宮記念公園

●区内の環境の現状

区は、計画策定時(令和2(2020)年度)において、港区で営まれる多様な暮らしと社会 経済活動、まちの特徴である歴史の積み重ねと豊かな自然など、様々な要素が調和し、未 来に向けて全ての人々が安全に安心して暮らし、活動できる持続可能な都市を築いていく ことをめざし、環境施策を推進してきました。

環境の現状に関しては、大気環境、緑被率等のデータは、近年大きな変動はなく維持されています。区内の環境に対する区民アンケートでは、徒歩や自転車等で安全・快適に移動できることや、資源・ごみの分別、リサイクルが徹底していることなどが引き続き高い評価を得ています。一方で、古川、運河、海の水質に対する評価は、大雨時に通常より処理時間の短い簡易処理水が排出されること等による一時的な水質悪化を背景に、低い状況が続いています。ごみの総排出量(区収集ごみ、持込ごみ及び資源回収量の合計)は、新型コロナウイルスの感染拡大により、令和元(2019)年度まで区の総排出量の約6割を占めていた持込ごみ量が、令和2(2020)年度以降に大きく減少しました。

快適に暮らし、働くことができる環境を実現していくため、大気や水などの環境の維持、 改善や循環型社会の実現に向けた努力が、引き続き求められます。

区民アンケート調査における区内の環境への評価 令和元(2019)年度調査 令和4(2022)年度調査 1 緑が多い 1 徒歩や自転車等で安全・快適に移動できる 2 資源・ごみの分別、リサイクルが徹底している 2 資源・ごみの分別、リサイクルが徹底している 上位 3 まちなみ (景観) が整っている 3 緑が多い 5項目 4 徒歩や自転車等で安全・快適に移動できる 4 ポイ捨てが少ない 5 生きものが身近にいる 5 ポイ捨てが少ない ▶ 10 環境保全活動に参加する機会が充実している 10 環境保全活動に参加する機会が充実している 11 水辺に親しめる → 11 水辺に親しめる 下位 12 空気がきれい → 12 空気がきれい 5項目 13 騒音が少ない → 13 騒音が少ない 14 川や運河、海の水がきれい → 14 川や運河、海の水がきれい

12

第 5 章

第

●引き続き重要な環境負荷低減に向けた取組と様々な主体の協働

区の環境施策の面では、近年の厳しい電力需給状況により求められている省エネルギーや再生可能エネルギーの有効活用、国産木材の活用による森林整備をはじめとする地球温暖化対策、広域的な大気汚染問題であるPM2.5 (微小粒子状物質)⁷⁾、独自の環境アセスメント⁸⁾制度の運用など、安全・安心に暮らせる地域環境の形成に向けた取組などを進めてきました。中でも、「港区建築物低炭素化促進制度」、「みなとモデル二酸化炭素固定認証制度」や「港区ビル風対策要綱」の運用、「駐車場地域ルール」の改定など、事業者による環境負荷の低減、環境保全活動の促進につながる様々な施策を展開してきました。

さらに、区民、事業者、地域の団体等、様々な主体が協働、連携する環境保全活動を進める中で、「みなとタバコルール」の推進、「生物多様性みなとネットワーク」や「みなと環境にやさしい事業者会議(通称「meccl)」の設置、運営などにも取り組んでいます。ごみの発生抑制と資源の循環利用では、プラスチックの回収、資源化、食品ロスの削減の啓発など、区民や事業者と協働した取組を実施しています。

今後も活発なまちづくりを背景に、人口や事業所の増加が見込まれる中で、環境への負荷を低減し、持続可能な社会をめざしていくため、区が、環境に関する課題の解決に率先的に取り組むとともに、効果的な支援策や普及・啓発により区民、事業者の行動を促し、様々な主体の協働のもと、環境施策を推進していくことが必要です。



協定木材を使用したみなとパーク芝浦



生物多様性みなとネットワーク会員の協力を得て実施した「学校プールのヤゴ救出観察会」

⁶⁾ 再生可能エネルギー…太陽光や風力、水力、地熱、中小水力、バイオマス、太陽熱など、エネルギー源として枯渇せず繰り返し使え、発電時や熱利用時に地球温暖化の原因となる二酸化炭素を排出しないエネルギー

 $^{^{7)}}$ PM2.5 (微小粒子状物質) …大気中の粒子状物質のうち、粒径 2.5μ m以下のもの。肺の奥深くまで入りやすく、呼吸器系等への影響が懸念されている。

⁸⁾ 環境アセスメント…開発事業等が環境に与える影響を予測・評価し、その内容について、住民や関係自治体などの意見を聴くとともに専門的立場からその内容を審査することにより、事業実施に際して環境配慮がなされるようにするための一連の手続

(3) 改定の視点

計画の改定に当たっては、計画策定後の社会の変化や環境分野に関わる国内外の動向、区民、事業者の意識調査、それらに基づく課題を踏まえます。

特に、気候変動対策、生物多様性保全対策は、国際動向、国、東京都の施策が大きく変化 していることから、それらを施策の目標、施策に反映し、取組の充実を図っていくことが 必要です。

また、区では、施策分野ごとに区と多様な主体が協働、連携して環境保全活動を推進しており、これらの活動を核に、区のみならず、各主体間の積極的な協働・連携を生み出す場や仕組みを充実させていくことが必要です。

各施策においては、個々の課題解決を図るだけでなく、統合的課題解決が重要であることから、環境施策の各分野間の連携にとどまらず環境以外の分野の施策と連携し、分野横断的に対策を進めていくことが求められています。

これらを踏まえ、次の視点に立って計画を改定しました。

改定の視点

- ①気候変動対策、生物多様性保全対策を中心に最新の動向を捉えて目標、施策を バージョンアップする
- ②区と多様な主体の協働に加え、主体間の協働・連携を生み出す場や仕組みを充 実させる
- ③統合的課題解決に向け後期3年で取り組む具体のプロジェクトを設定する

第

第

4

5

童

2 計画の位置付け等

(1)計画の位置付け

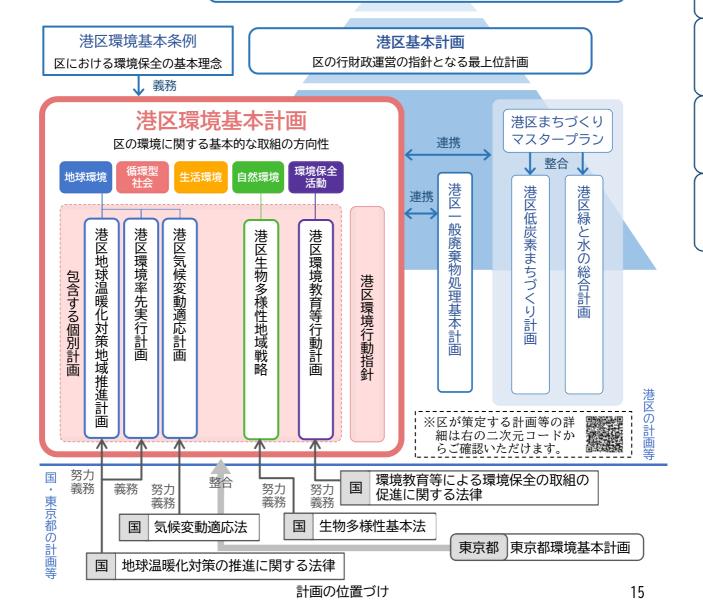
港区環境基本計画は、区の総合計画である「港区基本計画」の基本政策の実現を図るための環境分野の計画であり、「港区まちづくりマスタープラン」、「港区緑と水の総合計画」などの関連する計画との整合を図りつつ、環境関連計画の総合的な計画として、区の環境に関する取組の基本的な方向性を示すものです。

また、本計画には、環境分野の個別計画のうち、地球温暖化対策に関わる「港区地球温暖化対策地域推進計画」、「港区環境率先実行計画」、「港区気候変動適応計画」と、「港区生物多様性地域戦略」、「港区環境教育等行動計画」を含みます。

さらに、区民、事業者が、本計画のめざす環境像の実現に向けた行動の必要性を理解し、 自ら積極的に行動していくことができるよう定める、「港区環境基本条例」第8条に基づく 「港区環境行動指針」を含みます。

港区基本構想

めざすべき区の将来像とその実現のための施策の大綱を示すもの



(2)対象とする範囲

本計画では、環境施策を次の五つの分野で捉え、施策を講じていきます。

地球環境

温室効果ガスの排出抑制(地球温暖化の緩和策)、気候変動との関連性が指摘されている様々な影響への対策(地球温暖化への適応策)

循環型社会

3 R (リデュース (ごみの発生抑制)、リユース (再使用)、リサイクル (再生利用)) の推進

生活環境

大気汚染等の公害の防止、開発が環境に与える影響への対策、環境美 化に関する取組

自然環境

古川、運河、お台場の海の水質改善及び水辺空間と水循環系の保全、 再生に関する取組、多様な緑の保全と創出、生物多様性に関する取組

環境保全活動

区民、事業者等の環境保全に関する活動の促進、そのための環境教育、 環境学習等の推進

(3)計画期間

本計画は、計画期間の後期に当たる令和6(2024)年度から令和8(2026)年度までの3か年における区の環境施策の方向性や取組を示すものとして位置付けています。



音

第2章 めざす環境像と基本目標

1 めざす環境像

多様な暮らし・活気・自然が調和する 持続可能な都市 みなと ~私たちが築く地球の未来~

港区は、約26万人が暮らす居住都市であると同時に、多くの人が国内外から訪れ、働く活気に満ちた国際色豊かな都市です。また、江戸から明治、大正時代にかけて形づくられたまちの面影を随所に感じることができる歴史あるまちであり、起伏に富んだ地形の上に斜面緑地や社寺林、庭園などの歴史的なみどりと、湧水、古川、運河、そしてお台場の海という多様な水環境が存在する、豊かな自然環境を有するまちでもあります。

令和2 (2020) 年から流行した新型コロナウイルス感染症の影響により生活スタイルや事業スタイルは変化し、区の人口は一時的に減少に転じました。アフターコロナに向けてまちの活気を呼び起こし、コロナ禍以前よりも良い社会にするため、地球温暖化の防止や生物多様性の保全など、環境に配慮した持続可能なまちづくりが求められています。

これらの特性と背景を踏まえつつ、誰もが安全に安心して暮らすことができる環境負荷の少ないまちづくりを進めるためには、区民、事業者、区がそれぞれ課題認識を明確に持ち、主体的に行動していくことが必要であることから、めざす環境像は、策定時に引き続き「多様な暮らし・活気・自然が調和する 持続可能な都市 みなと」とするとともに、新たに「私たちが築く地球の未来」を追加します。

2 基本目標

めざす環境像の実現に向け、本計画が対象とする範囲に示した分野に対応した五つの基本 目標を定め、施策・取組を推進します。

基本目標1

脱炭素社会の実現と 気候変動への適応による 安全・安心なまち



基本目標5

環境保全に 取り組む人がつながり 行動を広げるまち



多様な 暮らし・活気・自然が 調和する 持続可能な都市 みなと ~私たちが築く 地球の未来~

基本目標2

ごみを減らして 資源が循環する まち



基本目標4

水と緑のうるおいと生物 多様性の恵みを 大切にするまち



基本目標3

健康で快適に 暮らせるまち



基本目標1 脱炭素社会の実現と気候変動への適応による安全・安心なまち

気候危機とも呼べる気候変動を強く認識し、直面している気候危機に立ち向かう行動を区民、事業者をはじめ、国や東京都とも連携して進め、令和 32 (2050) 年までに区内の温室効果ガス (二酸化炭素) の排出実質ゼロを達成し、「脱炭素社会」の実現に貢献するとともに、更なる激甚化等が予想されている気候変動による影響への適応を進め、安全に安心して快適に暮らし働くことのできるまちの実現をめざします。

基本目標2 ごみを減らして資源が循環するまち

大量生産・大量消費型の経済社会活動は、大量廃棄型の社会を形成し、様々な環境問題を引き起こしています。区民、事業者自身が「ごみの排出者」としてこれらの問題の原因をつくっているという認識を共有し、ごみを減らす、排出ルールを守るという責任ある行動を促していくことで、ごみを減らして資源が循環するまちの実現をめざします。

基本目標3 健康で快適に暮らせるまち

大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、土壌汚染、地盤沈下、有害化学物質への対策を適切に行うとともに、開発事業等のまちづくりにおける周辺の生活環境への配慮を促すこと、区民、事業者等と協働して地域の環境美化活動に取り組むことで、誰もが健康で快適に暮らせるまちの実現をめざします。

基本目標4 水と緑のうるおいと生物多様性の恵みを大切にするまち

2,000 種以上もの多様な生きものがすむ大小様々な緑と水辺をつなぐエコロジカルネットワークを形成しながら、住む人、働く人、訪れる人、生きものがともに快適に過ごすことのできる、水と緑のうるおいと生物多様性の恵みを大切にするまちの実現をめざします。

基本目標5 環境保全に取り組む人がつながり行動を広げるまち

現在生じている様々な環境問題による負荷を次世代に残すことなく、良好な環境を引き継いでいくため、環境教育、環境学習を通じて一人ひとりの意識を高め、環境保全に取り組む人がつながり行動を広げるまちの実現をめざします。

第3章 施策

1 施策体系

	基本目標	施策
	地球環境	港区地球温暖化対策地域推進計画、港区環境率先実行計画 2050 年ゼロカーボンシティ達成に 向けた脱炭素化の推進
基本	脱炭素社会の実現と	施策2 広域的な連携による脱炭素化の推進
目標 1	気候変動への適応に よる安全・安心なまち	施策3 各主体に合わせたアプローチ
		港区気候変動適応計画 気候変動への適応による都市のレジリ エンス強化、安全・安心なまちづくり
基	循環型社会	施策5 区民の生活スタイルを考慮した3R の取組の促進
基本目標	ごみを減らして 資源が循環するまち	施策6 事業環境の変化に対応した資源循環 の推進
Ž		適正な廃棄物処理による社会基盤の 構築
基	生活環境	施策8 良好な生活環境の確保
基本目標3	健康で快適に 暮らせるまち	施策9 まちづくりにおける環境配慮の促進
3	L) C G G G	- 施策 10 環境美化活動の推進
		施策 11 古川、運河、お台場の海の水質改善
基	自然環境	- 施策 12 水辺空間と水循環系の保全、再生
幸本 目標	水と緑のうるおいと 生物多様性の恵みを	- 施策 13 豊かで質の高いみどりの保全、創出
4	大切にするまち	港区生物多様性地域戦略 - 施策 14 生物多様性の理解と浸透
		施策 15 生物多様性の保全、再生
44	環境保全活動	港区環境教育等行動計画
基 本 = 目	環境保全に取り組む 人がつながり行動を	施策 16 環境教育等による環境保全意識の向上
日標 5	大がうながら11動を 広げるまち	施策 17 協働による環境保全活動の推進

6 童

第

5

取組

関連する SDGs のゴール

- 建築物の省エネルギー化とエネルギー利用 緑化による二酸化炭素の吸収 の最適化
 - 5 藻場造成による二酸化炭素の吸収
- 再生可能エネルギーの導入拡大 多様な交通手段による移動の分散化
- 6 区有施設における脱炭素化の推進







全国連携による再生可能エネルギー導入



- ② 森林整備による二酸化炭素の吸収
- 職場や家庭における省エネルギー行動の促進 ③ 水素エネルギーの普及促進



- 2 創エネルギー・省エネルギー機器等導入促進 4 ごみの排出抑制と資源化の促進



W+ 111

(4)

H

- 自然災害のリスク軽減
- ❸ 暑熱対策、ヒートアイランド対策の推進
- 2 健康への影響に関する普及・啓発
- プラスチックの資源循環とリサイクル手法の刷新 ① 集団回収の促進
- ❷ 食品□スの削減

6 リユースの促進

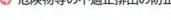
€ 資源回収の拡大

普及・啓発と環境学習の充実

- ② 拡大生産者責任の強化
- 事業用大規模建築物の自己処理責任の強化 ② 事業者に対する適切な指導と普及・啓発
- 6 オンライン化等の推進
- ❸ 少量排出事業者の自己処理責任の強化

- 地域特性に応じた収集サービスの展開 ② 港資源化センターを活用した資源循環のPR
- ② 危険物等の不適正排出の防止







- ① 良好な大気環境の保全
 - 8 アスベスト対策の推進 有害化学物質等への対策の推進



0

m

統合的課題解決に向けた施策の

展

開

(第4章

環境アセスメントの推進

と啓発の推進

役 環境に配慮した適切なまちづくりの誘導

経音、振動、悪臭などに対する指導の徹底

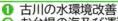


② みなとタバコルールの推進



8

- ② お台場の海及び運河の水質改善



- ① 親水空間の充実 ② 健全な水循環系の保全、再生
- - ② 民有地における多様な緑化の推進



- 区民との協働によるみどりの保全、創出と 普及·啓発
- ❸ 公共空間における緑化の推進



生物多様性の普及・啓発

- € 多様な主体の連携による取組
- ② 生物多様性の学びをとおした環境学習の推進
- ビオトープづくりとエコロジカルネットワーク ❸ 外来種の侵入、拡散の防止
- の形成 全 生きものに配慮したまちづくりの推進



- 環境教育の推進と人材育成
- ② 環境情報の発信と環境保全意識の向上
- ① 環境保全活動の推進
- ② 区民や事業者等の活動支援



2 施策

本項の構成

本項は、基本目標ごとに次の内容により構成しています。

現状と課題

各分野の環境に関するデータや区の取組、区民、事業者の意識などの現状と、これらを踏まえた課題を示します。

施策・取組の方向性

現状と課題を踏まえ、今後区が取り組む施 策を示すとともに、これらの施策とSDGs との関わりについて説明します。

SDGsのゴールについては、「港区環境基本計画(別冊)」の「参考資料2 本計画の施策に関連するSDGsのゴール」に説明を記載しています。

個別計画の目標・施策の目標

計画期間における施策の目標を示します。 施策が個別計画を兼ねる場合は、個別計画 として掲げる目標等を併せて記載していま す。計画策定時(令和 2 (2020) 年度)の中 間年度目標を大幅に達成、もしくはその見込 みの指標は ↑、達成見込みの指標は → の表記を に至らないと見込まれる指標は → の表記を しています。なお、本計画から新たに追加し た目標は 後期 の表記をしています。

施策

施策の概要とSDGsとの関わり、具体的な取組の内容を示します。

なお、本計画からの新たな取組には 新規の表記を、計画策定時(令和2(2020) 年度)計画から取組を拡大、充実した取組には拡充の表記をしています。

※「港区環境基本計画(別冊)」の参照ページについて

「港区環境基本計画(別冊)」により詳細な説明や関連する情報が掲載されている箇所には、参照先の項目、ページ番号を付記しています。

地域・取用の方向性

地域・利益的な人、江外の部でも関します。

地域・一切は「特別を表現した」

「地域」・コイドでは世帯が成立とは、大学 「特別を表現を表現を通り。 地域

4は、一部状態を表現した。これをおけるものです。

「おけるないのでは、一切はません・イン・ケー・後述に向ける

を表現したのが変

「おけるないのでは、また。

「おけるないのでは、よりは、「対象をからの変がよる

をなったのはまり

「ないまた」・「対象をからの変がよる

「ないまた」・「対象をからがあります。

「ないまた」・「ない





記載例

→別冊 I - 1 - (4)区内の温室効果ガスの排出状況(別冊 p. 11~23)

第 5

環境基本計画改定版(令和6年度~令和8年度)に新たに掲載する取組について

環境基本計画改定版(令和6(2024)年度~令和8(2026)年度)において、新規 の 表示は改定計画の開始年度(令和6(2024)年度)から新規に実施する取組に表記してい ます。

一方で、環境基本計画(令和3 (2021) 年度~令和8 (2026) 年度)に記載のない取組であって、計画改定までの計画期間内(令和3 (2021) 年度~令和5 (2023) 年度)に新たに開始した取組も、本文に掲載しています。

計画改定までの計画期間内に開始し、新たに掲載する取組は、以下のとおりです。

基本 目標	施策	取組	具体的な取組	掲載ページ
1	1	②再生可能エネルギーの導入 拡大(再エネ普及促進プロ ジェクト「MINATO再 エネ 100」)	 ■脱炭素アドバイザー派遣による再エネ導入等脱炭素化の促進 ■「MINATO再エネオークション」及び「首都圏再エネ共同購入プロジェクト」による再エネ電力利用の促進 ■「『MINATO再エネ100』再エネ電力利用の促進 ■「MINATO再エネ100」参加小売電気事業者の登録及び再エネプランの公開 ■MINATO再エネ100電力利用事業者認定による再エネ電力の普及促進 ■東京都との連携による住宅向け太陽光発電設備等の導入促進 	37
		⑤区有施設における脱炭素化 推進	■区有施設への太陽光発電設備等の設置検討	40
	2	●国産木材の活用促進	■みなとモデル二酸化炭素固定認証表彰制度による周知・啓発■森林環境譲与税の活用	43
	3	●職場や家庭における省エネルギー行動の促進	■MINATO節電アクションの推進	45
2	7	⁴危険物等の不適正排出の防止	■危険物等の不適正排出の防止	63
3	10	●清潔できれいなまちの実現に向けた取組の推進	■民有地における不法投棄対策	72
4	13	②民有地における多様な緑化 の推進	■緑化計画書制度による緑の量の確保 と質の向上	87
_	15	外来種の侵入、拡散の防止	■外来種の侵入、拡散の防止	96
	1.6	●環境教育の推進と人材育成	■子どもたちへの環境教育の推進	102
5	16	②環境情報の発信と環境保全 意識の向上	■みなと環境にやさしい事業者会議 (mecc)による環境保全活動	103

基本目標1

脱炭素社会の実現と気候変動への 適応による安全・安心なまち

- 「2050 年ゼロカーボンシティ」の達成に向けて区内の温室効果ガス (二酸化炭素)削減を一層加速させることが必要
- 気候変動による様々な影響が懸念されており、区民が安全に安心して快適に暮らせるまちをつくる適応策を進めることが急務

現状と課題

①都内で二酸化炭素排出量が最も多い港区

区内の二酸化炭素排出量は、直近の令和 2 (2020) 年度において 321.8万 t-C0₂/年です。平成 23(2011) 年に発生した東日本大震災以降の省エネルギー化 の取組等を背景に、平成 24 (2012) 年度以降減少 していますが、依然として都内で最も多く、23 区 の排出量の約 1 割を占めています。

国は、令和2 (2020) 年に、令和32 (2050) 年までに温室効果ガスの排出を実質ゼロにする「カーボンニュートラル」を宣言し、令和12 (2030) 年度の温室効果ガス削減目標を平成25 (2013) 年度比46%に引き上げました。

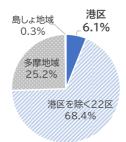
また、東京都は、令和3 (2021) 年1月に、令和12 (2030) 年までに温室効果ガスを平成12 (2000) 年比▲50%に向け行動していくことを表明しました。

区は、令和3 (2021) 年3月に「2050 年までに 区内の温室効果ガスの排出実質ゼロ」とする「2050 年ゼロカーボンシティ」を達成するために取り組 むことを表明しました。環境・経済・社会が統合的 に向上した持続可能なまちづくりをめざして、港 区ならではの地球温暖化対策を展開し、中長期的 な取組を推進していく必要があります。

なお、令和5(2023)年10月には、特別区23区

→別冊 I - 1 - (4)区内の温室効果ガスの排出状況(別冊 p. 11~23)

長が組織する特別区長会が、「2050年『ゼロカーボンシティ特別区』の実現に向けた特別区長会共同宣言」を宣言しました。区も、基礎自治体としての役割を果たし、より一層の温室効果ガス排出削減の取組を実施していく必要があります。



都内に占める区内の二酸化炭素排出量の割合 令和2(2020)年度実績

出典:オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・ 温暖化防止プロジェクト」関係資料を基に作成



「2050 年ゼロカーボンシティ」の達成に向けて、区内の二酸化炭素削減を 一層加速させていくことが必要

第6章

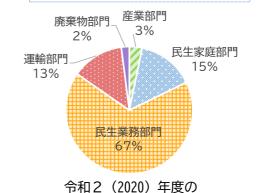
②区内の二酸化炭素排出量の7割は、民生業務部門からの排出

区内の二酸化炭素排出量の約7割は、事業所 (オフィスビル、ホテル等) からなる民生業務部 門の排出が占めています。

節電などの行動を中心とした運用面での省エネルギーには限界があり、創エネルギー・省エネルギー機器の導入などによる、建物への対策が重要です。区では、港区建築物低炭素化促進制度の運用や創エネルギー・省エネルギー機器等の各種設備機器への助成を行っています。

また、港区は地価が高く、大規模な発電設備の 設置場所の確保が困難という都心特有の地域特 性から、電力契約の切替えによる再生可能エネル





二酸化炭素排出量の部門別割合 出典:オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・ 温暖化防止プロジェクト」関係資料を基に作成

ギーの利用拡大が重要です。区では、「再エネ普及促進プロジェクト『MINATO再エネ 100』」を立ち上げましたが、電力契約を切り替えることによる再生可能エネルギー利用については十分知られておらず、更なる普及・啓発が必要です。



二酸化炭素排出量の更なる削減のためには、区民、事業者が、ライフスタイル、ビジネススタイルを不断の努力で変えていくと同時に、建築物の脱炭素化、電力切替えによる再生可能エネルギー利用拡大が必要

③技術革新を注視しつつ、再生可能エネルギーの導入促進が必要

区内の再生可能エネルギーの導入量は、令和3 (2021)年度の電力消費量の約1%相当であり、その内訳は、太陽光発電が約16%、バイオマス発電が約84%となっています。平成26 (2014)年度以降、太陽光発電の導入量は増加傾向、バイオマス発電の導入量は増加傾向、バイオマス発電の導入量は横ばいとなっています。



出典:環境省「自治体排出量カルテ」を基に作成

国内では、発電時や燃料燃焼時に発生した二酸化炭素を原料に合成メタンを製造するメタネーション技術を開発しており、脱炭素化を進める技術として期待されています。さらに、窓ガラスに使える透明な太陽光発電パネルやフィルム型太陽光電池など、現在は設備が設置できない場所でも再生可能エネルギーを利用する開発が進められています。



「2050 年ゼロカーボンシティ」の実現には、個々の家庭や事業所の取組に加え、地域レベルでの効率的なエネルギー利用や広域的な再生可能エネルギーの調達が必要

④多様な主体における地球温暖化対策の推進

「2050 年ゼロカーボンシティ」の達成に向けては、各主体がそれぞれの取組を推進する必要があります。区民、事業者等の取組を促進するためには、例えば、区民に対しては食生活をとおして二酸化炭素排出量を考えるアプローチ、事業者に対しては経費節減を踏まえたアプローチなど、日常の生活や事業活動に沿った観点から対策の実行主体の関心に合わせた啓発を、関係機関と協力して進めていくことも必要です。

また、港区はテナントビルや集合住宅が多く、入居者では設備更新や建物改修などの実施が難しいことも課題です。区では集合住宅向けの省エネコンサルタント派遣や創エネルギー・省エネルギー機器等の助成を行っています。テナントビルや集合住宅の所有者、管理組合に対してより一層の働きかけを行っていくことが必要です。





省エネコンサルタント派遣(ヒアリング、現地調査)



「2050 年ゼロカーボンシティ」の達成に向けて、対策の実行主体の関心に合わせて、事業活動や日常の生活に沿ったアプローチが必要

⑤区有施設の二酸化炭素排出量は減少、エネルギー消費量は微増傾向

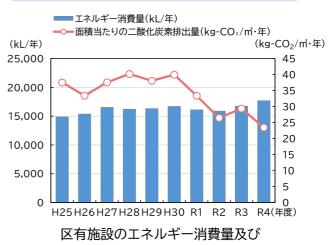
→別冊 I - 2 - (2) これまでの取組と実績(別冊 p. 38~39) 別冊 I - 2 - (3) 区有施設の温室効果ガスの排出状況(別冊 p. 40~41)

区役所をはじめとする区有施設では、職員等による省エネルギーの取組の徹底、施設、設備の適正管理及び省エネルギー化の推進等に取り組んできました。その結果、面積当たりの二酸化炭素排出量は減少しています。また、令和4(2022)年度には、導入可能な全ての区有施設に再生可能エネルギー100%の電力を導入したことで、二酸化炭素排出量は大幅に減少しました。しかし、区内人口の増加等により多様化する行政需要に対応するため、区有施設の新築、増改築や開館日、時間の延長などを実施したほか、猛暑や厳寒に伴い空調使用が増加したことにより、エネルギー消費量の総量は微増傾向となっています。

今後も、施設の新設が予定されているため、最新の知見を活用しながら、一層の対策強化を検討していくことが必要です。

<区有施設で実施した主な取組>

- ・「港区区有施設環境配慮ガイドライン」に基 づくZEB・ZEH化推進
- ・再生可能エネルギー100%電力の積極的導入
- ・全国連携による再生可能エネルギーの調達
- ・区有施設の照明の LED化
- ・設備機器の運用改善に向けたエネルギー管 理士等の専門家の派遣 等



凶有施設のエネルキー消費量及び 面積当たりの二酸化炭素排出量の推移



人口の増加等により多様化する行政需要に対応しつつ、最新の知見を取り 入れながら、二酸化炭素排出量削減の取組を一層強化していくことが必要

策

⑥広域的なネットワークを生かした港区の地球温暖化対策

港区は、早くから「みなとモデル二酸化炭素固定認証制度」を実施し、協定自治体から産出される木材の利用を通じた区外での二酸化炭素吸収源対策に取り組んできた実績があります。

また、区外で発電された再生可能エネルギーの活用促進にも取り組んでおり、地域経済の活性化への寄与を含めた広域的なネットワークを生かした地球温暖化対策に取り組んでいます。



協定自治体の森林

SDGsへの貢献とともに、区内の対策だけでは削減しきれない二酸化炭素排出量を区域外における削減対策への貢献によって相殺(オフセット)するといった視点からも、広域的な連携のネットワークを活用した対策を一層進めていくことが重要です。



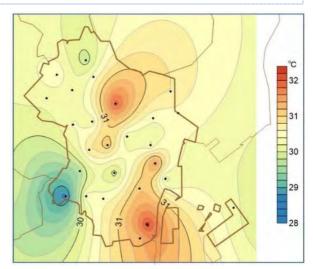
港区が培ってきた広域的な連携のネットワークを活用し、双方の地域に とってプラスになる対策を進めることも重要

⑦都市特有の熱環境問題であるヒートアイランド現象も顕著

➡別冊 I - 3 - (2) 気候変動による影響及びヒートアイランド現象 (別冊 p. 46~47)

港区では、地球温暖化に加え、周辺地域より気温が更に上昇する都市特有の熱環境問題であるヒートアイランド現象が顕著です。区内の南東部や中北部のように、商業、業務用途の土地利用でオフィスビル等が集積した地域では、室外機から排出される人工排熱や日射による熱の蓄積が多いアスファルト等の人工被覆物の影響で気温が上昇すると考えられています。

この現象は、夏季の屋外における暑熱環境の悪化、熱帯夜の増加など、区民生活に 多大な影響を及ぼしています。



8月の日平均最高気温 (平成 29 (2017) 年) 出典:港区「港区における夏期ヒートアイランドの特性 に関する調査結果」平成30 (2018) 年3月



オフィスビル等の室外機から排出される人工排熱などによる ヒートアイランド現象への対策に取り組んでいくことが必要

⑧気候変動、気温上昇が続けば、自然災害の激甚 化、疾病リスクの増大などの危険性は更に増大

→別冊 I - 3 - (2) 気候変動による影響及びヒート アイランド現象(別冊 p. 46~47)

このまま地球温暖化が進行すれば、地球温暖化に伴う気候変動に起因すると指摘されている水害、土砂災害等をはじめとする自然災害の激甚化や食糧不足、熱中症、感染症等の疾病リスクの増大など、区民の健康や生活の危機は更に深刻なものになると懸念されます。

これらに対し、危機感を強く持って、温室効果ガス排出量を削減する「緩和策」と同時に、気候変動による被害を回避、軽減する「適応策」を両輪で進めることが必要です。

また、国は、気候変動適応の一分野である熱中症対策を強化するため、令和5 (2023) 年 4月 28 日に成立した改正気候変動適応法に基づいて熱中症対策実行計画の一部を変更し、中期的な目標(令和 12 (2030) 年)として熱中症による死亡者数を現状*から半減させることとしています。区においてもこうした趣旨を踏まえた取組の実施が必要です。

※ 5年移動平均死亡者数を使用、令和4年(概数)における5年移動平均は1,295名(環境省Webページから引用)

予測される気候変動の例 区内への影響例 猛暑日、真夏日等 ● 熱中症リスクの増大 気温 の増加 ● 南方に生息する毒性を持つ外来生物や 夏季の最高気温の 感染症媒介生物の侵入、定着、発生数 温室効果ガス 上昇 の増加 の更なる増加 による 豪雨の増加 ● 都市型水害のリスクの増大 地球温暖化の ● 土砂災害のリスクの増大 進行 強い台風の増加 ● 高潮のリスクの増大 海面水位の上昇

今後懸念される気候変動等による区内への影響の例



緩和策と適応策

出典:気候変動適応情報プラットフォームホームページ



幅広い分野において適応策への認識を共有し、連携して気候変動に適応 した強靭なまちづくりを進めることが必要

第5章

施策・取組の方向性

現状と課題を踏まえ、以下の施策を推進します。

施策1~3は「港区地球温暖化対策地域推進計画」及び「港区環境率先実行計画」、施策4は「港区気候変動適応計画」として位置付けるものです。

港区地球温暖化対策地域推進計画 港区環境率先実行計画

施策1

2050年ゼロカーボンシティ達成に向けた 脱炭素化の推進

施策2

広域的な連携による脱炭素化の推進

施策3

各主体に合わせたアプローチ

基本目標1

脱炭素社会の実現と 気候変動への適応による 安全・安心なまち

港区気候変動適応計画

施策4

気候変動への適応による 都市のレジリエンス強化、安全・安心なまちづくり

施策1~3による二酸化炭素排出削減目標については、脱炭素社会に向けた国、東京都の 動向などを踏まえ、次のとおり、基準年度、目標年度(年)を設定しました。

○2013 年度:温室効果ガス(二酸化炭素)の排出実質ゼロをめざす際の国が推奨する基準

年度(本計画の基準年度)

○2026 年度:本計画の計画期間最終年度(本計画の削減目標年度)

○2030 年度:温室効果ガス(二酸化炭素)の排出実質ゼロをめざす際の国が推奨する中期

の目標年度(本計画の中期の削減目標年度)

○2050年 :温室効果ガス (二酸化炭素) の排出実質ゼロをめざす国の目標年 (本計画に

おける温室効果ガス (二酸化炭素) の排出実質ゼロとする最終年)

温室効果ガス(二酸化炭素)の「排出実質ゼロ」とは

削減してもなお残る温室効果ガス (二酸化炭素) 排出量を、森林等の吸収などにより相殺し、排出を「実質ゼロ」にすることをいいます。

◆関連するSDGsのゴール

区民、事業者との協働で地球温暖化の緩和策と適応策に取り組むことで、次のゴールの 達成に貢献していきます。

















港区地球温暖化対策地域推進計画の目標

区内の二酸化炭素排出削減目標

区内の令和8(2026)年度の二酸化炭素排出量を 平成 25(2013)年度比 ▲40%とする

【計画策定時(令和2(2020)年度)の令和8(2026)年度目標】平成25(2013)年度比 ▲31%

→別冊 I - 1 - (6) 削減目標の考え方(別冊 p. 26) 別冊 I - 1 - (7) 削減見込み(別冊 p. 27~37)

区は、計画策定時(令和2(2020)年度)に、区内の二酸化炭素排出量(平成25(2013)年度比)を、計画最終年度である令和8(2026)年度に▲31%(296.4万t-CO₂/年)、中期目標として令和12(2030)年度に▲40%(259.4万t-CO₂/年)とする目標を設定し、取組を進めてきました。

本計画の改定に当たっては、令和 32 (2050) 年までに区内の二酸化炭素排出実質ゼロとする「2050 年ゼロカーボンシティ」の達成に向けて二酸化炭素排出量の削減を加速させるため、各施策の強化、見直しを行い、区内の二酸化炭素排出削減目標<u>(平成 25 (2013) 年度比)を、</u>令和 8 (2026) 年度に▲40% (259.4万 t-CO₂/年)、令和 12 (2030) 年度に▲51% (208.8万 t-CO₂/年) に引き上げます。

区民、事業者と区が協働して、可能な限り早期の排出実質ゼロの達成をめざします。

各取組による令和3 (2021) 年度以降の二酸化炭素排出削減効果の見込み (万 t-CO₂/年)

	計画期間中の主な取組	2026 年度 計画期間 最終年度	2030 年度 中期の 目標年度
+ <i>l-2</i> -1	港区建築物低炭素化促進制度及び 港区地球温暖化対策報告書制度の運用	8.9	20.0
施策1	エネルギーの面的管理・利用の促進	2.5	5.9
	再生可能エネルギー導入拡大	0.09	0.14
施策2	みなとモデル二酸化炭素固定認証制度の運用	0.09	0.09
施策3	創エネルギー・省エネルギー機器等導入促進	0.3	0.6
その他施策に	その他施策による効果(国、東京都、区の施策による効果)		
	合 計	71.6	125.3



※ 現状趨勢ケースとは、現状の対策を継続し、今後、追加的な対策を実施しないまま推移した場合である。

区内の再生可能エネルギー導入目標

区内の二酸化炭素排出量のうち、エネルギー種類別では、電力の使用に伴う排出が最も多くを占めています。「2050 年ゼロカーボンシティ」の実現のためには、区内で使用される電力を、二酸化炭素を排出しない再生可能エネルギー由来の電力に転換していくことが必要です。

区は、区内で使用される電力の再生可能エネルギー割合 100%を目指す「再エネ普及促進プロジェクト『MINATO再エネ 100』」を立ち上げ、区民や区内事業者の再生可能エネルギー由来の電力への切替えを促進しています。



「MINATO再エネ 100」のロゴマーク

目標	現状実績値 令和4(2022)年度
令和 12(2030)年度において、 再生可能エネルギー電力を利用している区民の割合 50%	5.1%*

※ 「港区の環境に関する区民アンケート調査」(令和4年9月実施)において、ご家庭の電気契約における再生可能エネルギー電力プランの利用状況に関して「すでに利用している」と回答した割合

●コラム● 区内の再生可能エネルギー導入ポテンシャル

区の再生可能エネルギー導入ポテンシャルは、区内の建築物(住宅、事業所等)に設置する太陽光発電が大部分を占めています。太陽光、地熱、太陽熱、地中熱の導入ポテンシャル及びバイオマスの有効利用可能量の合計は、9,785,616GJ/年となっており、これは269,451世帯分*に相当します。

- ※ 港区の令和2年度1世帯あたりエネルギー消費量36.3GJより計算(参考:港区令和2年度146,160世帯)
- ※ 端数処理を行っているため、表の数値を用いて計算した値とは必ずしも一致しません。

区内の再生可能エネルギーの賦存量及び導入ポテンシャル (令和5年11月10日時点)

再生可能エネルギーの種類		賦存量	導入ポテ	ンシャル
		(GJ/年)	(MWh/年)	(GJ/年)
太陽光発電	電力	_	482, 268	1,736,165
風力発電(陸上)	電力	1,434,729	0	0
中小水力発電	電力	0	0	0
地熱発電	電力	_	378	1,362
太陽熱利用	熱利用	_	_	1,439,945
地中熱利用	熱利用	_	_	6,442,101
合計		1,434,729	482,647	9,619,574

- ※ REPOS (再生可能エネルギー情報提供システム) 「自治体再エネ情報カルテ」を基に作成
- ※ 賦存量は理論的に算出することができるエネルギー資源量、導入ポテンシャルは賦存量のうちエネルギーの採取・利用に関する種々の制約要因による設置の可否を考慮したエネルギー資源量。

区内のバイオマス発電・熱利用の賦存量及び有効利用可能量 (令和5年11月10日時点)

再生可能エネルギーの種類	賦存量	有効利用	目可能量	
円土り配工やルイーの程を	(GJ/年)	(MWh/年)	(GJ/年)	
バイオマス発電・熱利用(木質)	電力・熱利用	673	133	480
バイオマス発電・熱利用(食品残渣)	電力・熱利用	139	26	92
バイオマス発電・熱利用(生ごみ)	電力・熱利用	165, 470	45,964	165,470
バイオマス発電・熱利用(畜産糞尿)	電力・熱利用	0	0	0
バイオマス発電・熱利用(汚泥)	電力・熱利用	0	0	0
合計		166, 282	46, 123	166,042

- ※ 新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)「新エネルギー技術フィールドテスト事業 地域バイオマス熱利用フィールドテスト事業 バイオマス賦存量及び利用可能量の全国市町村別推計とマッピングに関する調査」を基に推計
- ※ 賦存量は理論的に算出することができるエネルギー資源量、有効利用可能量は賦存量よりエネルギー利用、対比、農地環元利用等、既に利用されている量を除いた未利用分。

港区環境率先実行計画の目標

区有施設における二酸化炭素排出削減目標

区有施設の令和8(2026)年度の面積当たりの二酸化炭素排出量を 平成 25(2013)年度比 ▲45%とする

【計画策定時(令和2(2020)年度)の令和8(2026)年度目標】 平成 25(2013)年度比 ▲30%削減

→別冊 I - 2 - (5) 港区環境率先実行計画の削減目標の考え方(別冊 p. 43) 別冊 I - 2 - (6) 削減見込み(別冊 p. 44~45)

区は、平成12 (2000) 年に「港区環境率先実行計画」を策定し、以降改定を重ねてきました。計画に基づき、環境行動を積極的に推進し、区有施設における面積当たりの二酸化炭素排出量の削減を着実に進めています。

計画策定時(令和2(2020)年度)には、区有施設の面積当たりの二酸化炭素排出量(平成25(2013)年度比)を、令和8(2026)年度に▲30%(0.0264t-C0₂/㎡)、令和12(2030)年度に▲40%(0.0224t-C0₂/㎡)とする目標を設定しました。区有施設への再生可能エネルギー100%電力の導入などを推進し、令和4(2022)年度の実績は、▲37.5%(0.0235t-C0₂/㎡)となり、令和8(2026)年度の目標を達成しています。

本計画の改定に当たっては、区が、区内の一事業者として率先して二酸化炭素排出量の削減に取り組み、令和 32 (2050) 年までに区内の二酸化炭素排出実質ゼロとする「2050 年ゼロカーボンシティ」の達成を牽引するため、二酸化炭素排出削減目標(平成 25 (2013) 年度比)を、令和 8 (2026) 年度に▲45% (0.0205t-C0₂/㎡)、令和 12 (2030) 年度に▲51% (0.0182t-C0₂/㎡) に引き上げます。

目標の達成に向けて、区は、区有施設の環境性能の向上、設備機器の運用改善、二酸化炭素排出量の少ない電力の使用、職員の日常的な省エネルギー等の取組などを推進します。

各取組による令和8 (2026) 年度以降の二酸化炭素排出削減効果の見込み (t-CO₂/年)

	計画期間中の主な取組	2026 年度 計画期間 最終年度	2030 年度 中期の 目標年度
	区有施設のZEB・ZEH化と省エネ運用の推進	5,600	7,500
施策1	再生可能エネルギー100%電力の積極的導入	6, 750	7,150
	環境負荷低減に向けた職員の行動推進	600	1,000
	区有施設の面積 [※]	833 , 098 m ²	842, 012 m ²

※区有施設の面積は、今後予定している区有施設の新築、廃止等に伴う面積の増減の見込みを基に推計した数値



区有施設における面積当たりの二酸化炭素排出量の削減目標

第5章

章

港区気候変動適応計画の目標

気候変動の影響による様々な危機に対し、 誰もが安全・安心で快適に暮らし働くことができる 強靭なまちを実現する

地球温暖化に伴う気候変動の影響が深刻化する中、温室効果ガスを削減する緩和策を着実 に進めると同時に、既に発生している気候変動の影響を回避、軽減する適応策を進めていく ことが必要です。

区内において懸念される水害、土砂災害等をはじめとする自然災害の激甚化や食糧危機、 熱中症、感染症等の疾病リスクの増大などの対策について、それらへの危機意識を区民、事 業者、区が共有し、それぞれが備えを進めることで、誰もが安全・安心で快適に暮らし働く ことができる強靭なまちを実現していきます。

●コラム● 将来の気候の変化予測

近年の猛暑や豪雨等の気候変動による深刻な影響が、既に私たちの身近な生活にも現れ始めています。

最も気候変動が進んだ場合、23 区においては、21 世紀末には平均気温の上昇、猛暑日、 熱帯夜の増加、短時間強雨の増加が進むと予測されています。



- ※ 将来の気候の変化予測は、気候変動に関する政府間パネル(IPCC)第5次評価報告書で用いられた 四つのシナリオのうち、最も温室効果ガスの排出が多いシナリオ(RCP8.5 シナリオ)に基づいて予 測された「地球温暖化予測情報第9巻」(気象庁)の予測結果
- ※ 現在は平成 22 (2010) 年~令和元 (2019) 年、将来は 2086 年~2095 年の 10 年間の平均値で比較 出典:東京都気候変動適応センターホームページを基に作成

施策の目標

施策1の 目標

区、区民、事業者等の取組により、区内の二酸化炭素排出量を抑制している

指標	現状実績値	中間目標値	計画目標値
1日 1示	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和8(2026)年度末
区内の二酸化炭素排出量* 👚	_	324.0万t-C0₂/年 (平成25年度比 ▲25%)	257.9万t-CO₂/年 (平成25年度比 ▲40%)
区有施設の面積当たりの 二酸化炭素排出量 金	0.0235t-C0₂/㎡ (平成 25 年度比 ▲37.5%)	0.0294t-CO ₂ /㎡ (平成 25 年度比 ▲22%)	0.0205t-C0 ₂ /㎡ (平成 25 年度比 ▲45%)

[※] 現状実績値は、オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」により算定された値。本計画改 定時点の最新の実績は令和 2 年度(321.8 万 t-C0₂/㎡(平成 25 年度比▲25.5%))となっている。

施策2の 目標

区域外の森林整備に貢献し、二酸化炭素の吸収、固定に寄与している

指標	現状実績値	中間目標値	計画目標値
J日 155	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和8(2026)年度末
国産木材の活用による 二酸化炭素固定量 1	800t-CO ₂ /年	650t-CO ₂ /年	850t-CO ₂ /年

施策3の 目標

区民や事業者が日常的に地球温暖化対策に取り組んでいる

指標	現状実績値	中間目標値	計画目標値	
1日 1까	令和4(2022)年度 令和5(2023)年度		令和8(2026)年度末	
地球温暖化対策のための 取組の実施率 ^{*1} — ^{*1}	区民:50% ^{*2} 事業者:70% ^{*2}	_	区民:60% 事業者:80%	

- ※1 計画策定時(令和2年度)は、「港区の地球温暖化に関する区民アンケート調査」(令和元年6月実施)において「日常生活の中で省エネルギーを意識した行動」を「いつも実行している」又は「時々実行している」と回答した区民の割合により目標値を設定。
- ※2 「港区の環境に関する区民・事業者アンケート調査」(令和4年9月実施)において、「太陽光発電システム等の二酸化炭素排出量削減につながる設備・機器を導入する」、「家電や設備機器の省エネルギー設定の利用やHEMS(家庭用エネルギーマネジメントシステム)やBEMS(ビルエネルギーマネジメントシステム)の導入などにより、効率的なエネルギー使用に努める」、「自動車、公共交通の積極的な利用やゼロエミッション・ビークル(ZEV)の導入・利用により二酸化炭素排出量の削減に努める」のいずれかを「すでに実行している」と回答した割合

施策4の 目標

気候変動による影響への適応策に対する区民の認知が高まっている

指標	現状実績値	中間目標値	計画目標値
	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和8(2026)年度末
適応策の認知度	75%*	40%	80%

^{※ 「}港区の環境に関する区民アンケート調査」(令和4年9月実施)において、気候変動の影響への適応を「内容を詳しく知っている」又は「内容を多少知っている」と回答した割合

➡:中間目標を大幅に達成、もしくはその見込みの指標

・中間目標の達成に至らないと見込まれる指標

- : 中間目標を達成見込みの指標

後期:本計画から新たに追加した指標

34

第 1

第

5 音

章

港区地球温暖化対策地域推進計画、港区環境率先実行計画

施策1

2050 年ゼロカーボンシティ達成に向けた脱炭素化の推進

➡別冊 I - 4 各取組の事業予定 (別冊 p. 49~50)

「2050 年までに区内の温室効果ガスの排出実質ゼロ」とする「2050 年ゼロカーボンシ ティ」の達成に向けて、個々の建築物の省エネルギー化や再生可能エネルギーの導入拡 大を図るとともに、まちづくりの機会を捉えたエネルギーの面的利用や利用の最適化な どを併せて進め、中長期的視点から二酸化炭素排出量の大幅な削減につなげます。

また、区は、一事業者として区内事業者の模範となるべく、率先して区有施設の脱炭 素化を推進します。

関連する SDGs のゴール











取組1-1 建築物の省エネルギー化とエネルギー利用の最適化

- 新築建築物の省エネルギー化(港区建築物低炭素化促進制度の運用) 拡充
 - 「港区民の生活環境を守る建築物の低炭素化の促進に関する条例」に基づき、建築物 の新築、増改築を行う建築主に対する省エネルギー性能基準を引き上げるとともに用 途に応じて設定し、エネルギー消費の低減を図ります。また、今後も状況を踏まえて 省エネルギー性能基準の一層の引き上げを検討します。
 - 省エネルギー性能基準よりも更に高い水準である優秀水準(努力義務)を満たす建築 物を新築する建築主に対し、当該建築物における省エネルギー性能機器の設置費等の 一部を助成することで、区内建築物の環境性能を引き上げます。
- 既存建築物の省エネルギー促進(港区地球温暖化対策報告書制度の運用)
 - 「港区民の生活環境を守る建築物の低炭素化の促進に関する条例」に基づき、二酸化 炭素排出量の多い区内事業所に対し、事業活動に伴うエネルギー消費量や二酸化炭素 排出量等の実績報告書の提出、報告内容の公開を求め、事業者の環境配慮に対する意 識の向上を図ります。



建築物の新築、増改築 を行う建築主







高効率省エネルギー設備や再生可能エネルギ 一の活用等

省エネルギー性能基準の義務付け

港 X

港区 地球温暖化対策 報告書制度

二酸化炭素排出量 の多い事業所



報告書提出の義務付け

報告書提出

エネルギー消費量や二酸化炭素排出量等の 実績、削減対策等

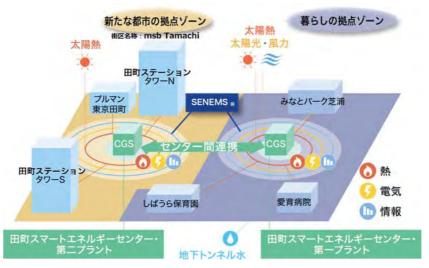
- エネルギーの面的管理・利用の促進
 - 「港区低炭素まちづくり計画」に基づき、地区内や複数の街区でエネルギー供給施設を共有し、効率的に電気や熱を融通し合うエネルギーの面的管理・利用を促進、誘導していきます。

関連計画:港区低炭素まちづくり計画

事例

●田町駅東口北地区のスマートエネルギーネットワークによる省エネまちづくり 区有施設のみなとパーク芝浦を含む田町駅東口北地区では、区の「田町駅東口北地区 街づくりビジョン」に基づき、官民(港区、民間事業者、エネルギー事業者等)が連携 し、「低炭素で災害に強いまちづくり」に取り組みました。ガスコージェネレーションシ ステムを中心とした、スマートエネルギーの導入、再生可能エネルギーの積極的利用、 さらに需給最適制御などの取組によって省エネルギーなまちづくりを行っています。

令和2 (2020) 年には、二つの街区のネットワークを連携させる整備が完成し、運用 を開始しました。これにより、街区をまたいでエネルギーの利用と供給が最適化され、 さらなる省エネルギー化と二酸化炭素排出量の削減が期待されます。



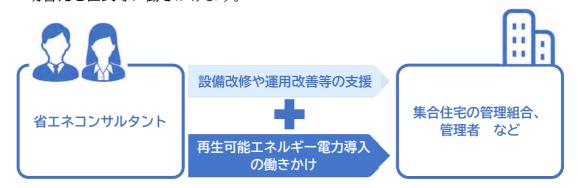
田町駅東口北地区の取組とスマートエネルギーネットワークの概念

出典:東京ガスHP(一部)を用いて作成

第 5 章

取組1-② 再生可能エネルギーの導入拡大(再エネ普及促進プロジェクトMINATO 再エネ100」)

- 脱炭素アドバイザー派遣による再工ネ導入等脱炭素化の促進
 - 事業所の脱炭素化を促進するため、大規模事業所への省エネ診断や、全ての事業所を対象とした再エネ導入、切替えのアドバイス等、二酸化炭素排出量の削減を支援します。
- 省エネコンサルタント派遣等による再エネ電力の導入促進
 - 集合住宅共用部分の設備改修や運用改善等を支援する省エネコンサルタントの派遣等の機会を捉え、再生可能エネルギー機器の導入、再生可能エネルギー由来の電力への切替えを区民等に働きかけます。



- 「MINATO再エネオークション」及び「首都圏再エネ共同購入プロジェクト」による再エネ電力利用の促進
 - 「MINATO再エネオークション」及び「首都圏再エネ共同購入プロジェクト」の 周知、運用により、区内事業者の再エネ電力の利用や非化石証書の購入を促進します。
- 「『MINATO再エネ 100』再エネ電力導入サポート事業」による再エネ電力利用の 促進
 - 再エネ電力の利用を拡大し、二酸化炭素排出量の削減を図るため、使用電力を再エネ 100%電力へ切り替えた区民、事業者に区内共通商品券を交付します。
- 「MINATO再エネ 100」参加小売電気事業者の登録及び再エネプランの公開
 - 家庭における再工ネ電力の利用を促進するため、家庭向けに再工ネ電力を供給できる 小売電気事業者を登録するとともに情報を区ホームページで公開し、区民等の再エネ 電力利用を促進します。
- MINATO再エネ 100 電力利用事業者認定による再エネ電力の普及促進
 - 区内の事業所で再生可能エネルギー100%電力を利用する区内事業者を「MINAT 〇再エネ 100 電力利用事業者」として認定し、区ホームページなどで広く周知します。
- 東京都との連携による住宅向け太陽光発電設備等の導入促進
 - 東京都と連携し、東京都が実施する住宅向け太陽光発電設備等(太陽光パネル、蓄電池)の共同購入事業の周知を行い、再エネ導入を促進します。

- 「再エネ利用促進区域」の設定による再エネ導入促進 新規
 - 「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」(以下「東京都環境確保条例」という。)の改正により、ハウスメーカーに対し太陽光パネルの設置が義務化されることを受け、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」に基づく「建築物再生可能エネルギー利用促進区域」を設定し、再生可能エネルギー設備設置に際して「建築基準法」の形態規制を緩和する制度の導入を検討します。

取組1-③ 多様な交通手段による移動の分散化

公共交通の利用促進

- 人や物の移動に伴って排出される二酸化炭素の削減につながる公共交通機関の利用促進の一環として、コミュニティバス「ちぃばす」及び台場シャトルバス「お台場レインボーバス」の利用促進を図ります。
- 「ちぃばす」の一部に導入しているEVバスや燃料電池バス、ハイブリッドバスなど、 環境に配慮した車両の導入促進及び運行に努めます。

■ ΖΕⅤの普及促進

● ZEV⁹⁾(電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車¹⁰⁾)の普及を促すため、環境学習用カッティング清掃車「みえる号」等の庁有車を活用し、イベントなどを通じた区民、事業者への普及・啓発を進めます。

自転車の利用促進

- 環境に配慮した交通手段の一つである自転車の利用を促進するため、自転車シェアリングの実施を継続します。
- 自転車通行空間や自転車等駐車場などの利用環境の整備を推進します。



コミュニティバス「ちぃばす」



自転車シェアリング

⁹⁾ Z E V…走行時(※) に二酸化炭素等の排出ガスを出さない電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車を総称したゼロ・エミッション・ビークル (Zero Emission Vehicle) の略 (※プラグインハイブリッド自動車については、E Vモードによる走行時)

¹⁰⁾燃料電池自動車…燃料電池内で水素と酸素の化学反応によって発電した電気エネルギーを使って、モーターを回して走る自動車

5 音

駐車場地域ルールの運用

「港区低炭素まちづくり計画」に基づき、地域の実情に応じた「駐車場地域ルール」 を定め、自動車交通量の少ない場所への駐車施設の集約化を推進します。

関連計画:港区低炭素まちづくり計画

取組1-④ 緑化による二酸化炭素の吸収

緑の保全、創出による二酸化炭素の吸収の促進

• 「港区緑と水の総合計画」及び「港区低炭素まちづくり計画」に基づき、再開発等の 大規模開発の機会などを捉えた緑化の指導、誘導、公園等の整備を推進し、樹木等に よる二酸化炭素の吸収を促進します。

関連する施策・ 取組 施策 13 豊かで質の高いみどりの保全、創出

取組13-② 民有地における多様な緑化の推進

取組 13-3 公共空間における緑化の推進

●コラム● 緑の二酸化炭素吸収、削減効果

都市にうるおいをもたらす緑は、快適に暮らせるまちづくりに欠かせない存在ですが、 地球温暖化対策の面でも効果を有しています。

一つは、二酸化炭素の吸収と固定です。樹木等の植物は、大気中から二酸化炭素を吸収するとともに酸素を放出し、生長に伴い二酸化炭素を内部に固定します。

もう一つは、緑のカーテンや屋上緑化、壁面緑化の効果として知られている遮熱作用です。緑があることで、建物に直射日光が当たるのを防ぎ、さらに葉の蒸散作用により熱を逃がすため、建物の温度上昇が抑えられます。それにより、エアコンの冷房負荷が軽減され、筋電等を含む省エネルギー化に効果を発揮します。

区内の樹木等による二酸化炭素の吸収効果と、屋上緑化、壁面緑化の省エネルギー効果による二酸化炭素削減効果は、区全体の二酸化炭素排出量に対し、ごくわずかですが、緑は、良好な居住環境の形成、景観形成、生きものの生息、生育環境の創出などの多面的、副次的な効果を持っています。これらの機能を生かしながら、区民、事業者と協働して、緑を育てていくことが大切です。



取組1-⑤ 藻場造成による二酸化炭素の吸収(ブルーカーボン生態系の活用)

- 藻場造成によるブルーカーボン生態系活用の検討 新規
 - お台場の海や運河などの水辺への親しみを深めるとともに、新たな二酸化炭素吸収源 を創出するため、ブルーカーボン¹¹⁾生態系である藻場を運河につくる研究を進めます。

取組1-⑥ 区有施設における脱炭素化の推進

- 区有施設のZEB・ZEH化と省エネ運用の推進 拡充
 - 「港区区有施設環境配慮ガイドライン」に基づき、新築、増改築では、非住宅でZEBReady、住宅でZEH-M¹²⁾ Orientedを基準として、また、既存施設の大規模改修では、一次エネルギー消費量削減率を可能な限り高めるものとして、区有施設のZEB・ZEH化を推進します。
 - 適切なエネルギー管理方法を規定する「エネルギー管理標準¹³⁾」を、各区有施設で継続的に管理、運用するための体制を整備することにより、区有施設の運用面での省エネルギー化を進めます。

●コラム● ZEBとは

ZEBとは、ネット・ゼロ・エネルギー・ビルの略で、快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支を、省エネルギー性能の向上や再生可能エネルギーの活用等により、正味(ネット)でゼロにすることをめざした建物のことです。

民生業務部門(事務所ビル、商業施設などの建物)における最終エネルギー消費量の削減に向け、建物でのエネルギー消費量を大きく減らすことができる Z E B の普及が求められています。



ZEBを実現するための技術 出典:環境省ホームページ

¹¹⁾ ブルーカーボン…藻場・浅場等の海洋生態系に取り込まれた炭素。ブルーカーボンを隔離・貯留する海洋生態系として、海草藻場、海藻藻場、湿地・干潟、マングローブ林が挙げられ、これらは「ブルーカーボン生態系」と呼ばれる。

 $^{^{12)}}$ ZEH、ZEH-M…建築物における一次エネルギー消費量を、省エネルギー性能の向上や再生可能エネルギーの活用等により削減し、年間のエネルギー消費量を正味でゼロ又はおおむねゼロとなる住宅。ZEH(ゼッチ)は、ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(Zero Energy House)の略。ZEH-Mはマンションを表す。ZEHやZEH-Mには、省エネ率などに応じてそれぞれ「ZEH」から「Nearly ZEH」、「ZEH Ready」、「ZEH Oriented」まで4つの種別がある。ZEBも4つの種別があり、省エネ率などの基準がZEH、ZEH-Mとは異なる。

¹³⁾ エネルギー管理標準…「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」(省エネ法) に基づき作成が義務付けられている、エネルギー使用設備のエネルギー使用合理化のための管理要領(運転管理、計測・記録、保守・点検)を定めた管理マニュアル

章

●コラム● 温室効果ガス排出量を削減する取組の効果、必要性

温室効果ガス排出量削減の取組は、地球温暖化の進行による以下のようなリスクを減少させると言われます。

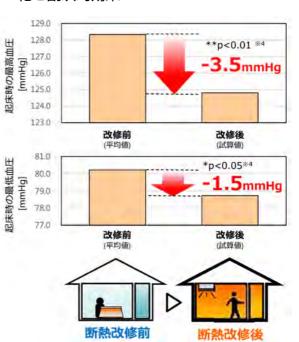
- ・異常な暑さによる健康被害(熱中症の増加等)
- ・高潮や洪水の発生リスクの上昇
- ・生態系への悪影響
- ・異常気象によるインフラ機能の停止 (豪雨の頻発、台風の強大化)
- 一方で、こうした効果は、世界規模の話として捉えられはするものの、身近な効果と しては実感しづらいのが実状です。

例:建物の断熱性能向上による省エネルギー化と副次的効果

身近な効果の例として、建築物の断熱 改修の取組を示します。

断熱性能の高い建築物は、内部から 床、外壁、屋根(天井)、開口部などを通 過して外部へ熱が逃げにくく、省エネル ギー性能が高い建築物となります。

建築物のZEB・ZEH化などに当たっては、省エネルギー性能の向上という側面のみを捉えがちですが、断熱性の向上という観点を掘り下げるとそれによる健康改善への影響(高血圧の改善、過活動膀胱の改善、ヒートショック(部屋の移動などによる急激な温度の変化によって血圧が上下に変動することをきっかけにして起こる失神、不整脈、急死などの健康被害)の予防)なども効果として期待されます。こうした影響を数値化する取組も試行されています。



断熱改修による起床時の血圧の低下量(試算) 出典:国土交通省 断熱改修等による居住者の健康への影響 調査中間報告(第3回)別紙2 「断熱改修等による居住者の健康への影響調査 概要」

環境配慮の取組による効果が、医療費の軽減につながるなど、多角的な視点で明示されるようになると、取組の必要性がより伝わりやすくなるかもしれません。

「2050 年ゼロカーボンシティ」の早期達成には、建築物に起因する温室効果ガス排出量の削減が必要不可欠です。そのためにも、費用対効果を十分見極めつつも、区が率先して区有施設のZEB・ZEH化を推進し、その効果や重要性を広く発信するとともに、民間建築物に対して取組を促進していく必要があります。

■ 再生可能エネルギー100%電力の積極的導入

● 「港区電力調達方針」に基づき、引き続き再生可能エネルギー100%電力を調達可能な 全ての区有施設で使用します。

■ 区有施設への太陽光発電設備等の設置検討 拡充

● 再生可能エネルギーの活用により区有施設のエネルギー自給率を向上し、二酸化炭素 排出量の削減を図るため、既存の区有施設への太陽光発電設備の設置を検討します。

■ 区有施設における協定木材の活用促進

区有施設の新築、増改築時に、「港区建築物等における協定木材¹⁴⁾等利用推進方針」に
 基づき、協定自治体から産出される木材を積極的に活用します。

■ 区有施設における緑のカーテンの設置

● 本庁舎や区立小・中学校、保育園等、区有施設に緑のカーテンを設置し、ヒートアイランド現象の緩和と省エネルギー対策を推進します。



壁面に協定木材を使用したみなと科学館 (1階多目的ロビー)



区役所本庁舎に設置した緑のカーテン

■ 環境負荷低減に向けた職員の行動推進

- 環境マネジメントシステムを運用し、区有施設の二酸化炭素排出量及びエネルギー消費量の削減、環境負荷の低減に向けた職員、指定管理者、委託事業者等による取組を進めます。
- 職員向けの省エネルギー等に関する研修や啓発の実施、脱炭素型の働き方の実践など を通じて、日常の取組としての省エネルギー化を推進します。
- 区が主催又は共催するイベントなどの開催に当たっては、地球温暖化に配慮した企画、 準備(搬入車のエコドライブ、電動車をはじめとした低公害車¹⁵⁾、低燃費車の利用、 公共交通機関での来場の呼びかけなど)を行うとともに、カーボン・オフセットの活 用も検討します。

■ 先端技術を活用した区有施設の省エネルギー化

● 区有施設における更なる二酸化炭素排出量の削減や省エネルギー化の実現に向けて、 センシング技術をはじめとした先端技術の活用による、空調等設備機器の運用の効率 化について検討します。

¹⁴⁾ 協定木材…区と「間伐材を始めとした国産材の活用促進に関する協定」を締結した自治体(協定自治体)から 産出された木材

¹⁵⁾ 低公害車…窒素酸化物(NOx)や粒子状物質(PM)等の大気汚染物質の排出が少ない、又は全く排出しない、燃費性能が優れているなどの環境にやさしい自動車。燃料電池自動車、電気自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車、低燃費かつ低排出ガス認定車などがある。

5 章

施策2 広域的な連携による脱炭素化の推進

➡別冊 I - 4 各取組の事業予定(別冊 p. 51)

全国の自治体や企業等多様な主体とのネットワークを活用した広域的な連携により、 木材活用促進、森林整備を通じた区外における二酸化炭素吸収量の増加への貢献、全国 でつくられた再生可能エネルギー由来の電力の導入拡大による二酸化炭素排出量の削減 などの取組を推進します。

関連する SDGs のゴール







取組2-① 国産木材の活用促進

- 「港区建築物等における協定木材等利用推進方針」及び「みなとモデル二酸化炭素固定認証制度」の運用
 - 森林による国内の二酸化炭素吸収量の増加を図るため、「港区建築物等における協定 木材等利用推進方針」及び「みなとモデル二酸化炭素固定認証制度」の運用により、 区内建築物に協定自治体から産出される木材をはじめとする国産木材の活用を促しま す。
- テナント店舗等での木質化モデルの創出
 - テナント店舗等での協定木材による木質化を支援して、モデル店舗等を創出するとと もに、当該モデルを協定木材の活用方法及びその魅力的な事例としてPRしていくこ とで更なる協定木材の活用拡大につなげます。



区有施設における協定木材の活用事例





テナント店舗等における協定木材の活用事例

■ みなとモデル二酸化炭素固定認証表彰制度による周知・啓発

● 「みなとモデル二酸化炭素固定認証制度」により認証された区内建築物、テナント店舗等のうち、木材の視認性、デザイン性などに優れた建築物、テナント店舗等を表彰し、周知・啓発することで発信力を強化し、より多くの協定木材をはじめとする国産木材の活用を促します。

森林環境譲与税の活用

森林環境譲与税を活用し、協定自治体をPRする催しや区民参加型の事業など、区と 協定自治体双方の発展に向けた取組や、国産木材の活用等について理解を促す事業を 実施していきます。

取組2-② 森林整備による二酸化炭素の吸収

■ みなと区民の森の森林整備促進

- みなと区民の森の森林整備を継続的に実施することで、整備した森林による二酸化炭素の吸収を促進します。
- 森林整備の過程で発生した間伐材を区内の施設で有効活用するほか、植樹体験等により動植物の多様性と共存の環境づくりを進めます。

取組2-③ 全国連携による再生可能エネルギー導入

■ 全国連携による再生可能エネルギー導入の推進

● 全国の再生可能エネルギー資源を豊富に有する自治体と連携し、再生可能エネルギー 由来の電力を区有施設へ導入し、相互の発展を図ります。

策

第

5 章

施策3 各主体に合わせたアプローチ

➡別冊 I - 4 各取組の事業予定(別冊 p. 51~52)

「2050 年ゼロカーボンシティ」の達成に向けて、事業者や家庭など各主体における働き方や消費スタイル等を脱炭素型に転換していくことが必要です。創エネルギー・省エネルギー機器の導入支援など、対策の実行主体の関心に合わせて、事業活動や日常の生活に沿った取組を推進します。

関連する SDGs のゴール









取組3-1 職場や家庭における省エネルギー行動の促進

移動

- 職場における省エネルギー行動の促進
 - みなとエコ宣言登録事業やセミナー等を通じて、設備や運用方法の改善、節電対策な ど省エネルギーにつながる脱炭素型のビジネススタイルの啓発を進めます。
- 家庭における省エネルギー行動の促進
 - 日常生活に伴い排出される二酸化炭素の約7割に関連するとされる「食事」、「移動」、「住居」などに着目して、行動を変えることによる二酸化炭素削減効果とメリット(経済的効果、健康増進など)を合わせて伝える工夫をしながら、脱炭素型のライフスタイルの啓発を進めます。

<脱炭素型ライフスタイルの取組例>

食事

・食品ロスの 削減 ・公共交通機関の活用

・ΖΕVの活用

・テレワークの推進

住居

- ・再エネ電力への切替え
- ・省エネ機器への切替え
- ・ZEH、ZEH-Mへの 住替え

出典:環境省「脱炭素型ライフスタイルの施策について」令和2 (2020) 年 を基に作成

MINATO節電アクションの推進

• 安定した電力の供給を確保するために、区民、事業者等の一人ひとりが、港区環境行動指針に基づいた行動を実践するとともに、集中的に電力削減行動を実行し節電の気運を醸成します。

取組3-2 創エネルギー・省エネルギー機器等導入促進

■ 創エネルギー・省エネルギー機器等設置費助成

• 地球温暖化の原因となる二酸化炭素排出量を削減し、持続可能な社会を実現することを目的として、創エネルギー・省エネルギー機器等を設置する区民、集合住宅の管理組合等、中小企業者、個人事業者に対し、その経費を助成します。

■ 集合住宅の省エネルギーの取組推進

- 区民の多くが集合住宅に居住するという区の特性を踏まえ、集合住宅共用部分における省エネルギー、節電を促進するため、集合住宅共用部分を対象とした省エネコンサルタントを派遣します。
- 省エネコンサルタントによる設備改修や運用改善等の支援、助成制度の案内、再生可能エネルギー由来の電力への切替えの働きかけ、マンション省エネガイドブック等の配布を行います。

取組3-3 水素エネルギーの普及促進

■ 水素を活用した省エネルギー機器の導入支援

● 水素を活用した省エネルギー機器の一つである家庭用燃料電池システム(エネファーム)の設置費を助成し、普及を促進します。

水素エネルギーの普及・啓発

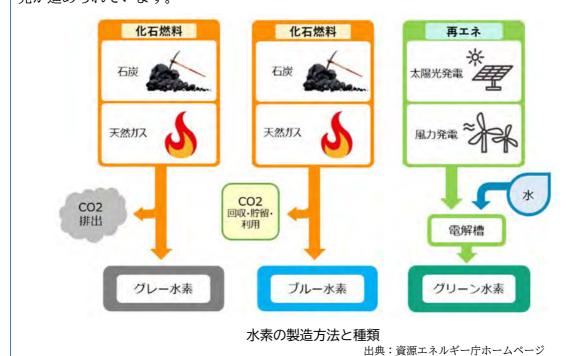
水素エネルギーへの理解促進に向け、区民、事業者に水素エネルギーを活用する意義、 環境負荷低減等について、講座、イベント等により普及・啓発を進めます。

章

●コラム● 水素エネルギーとは

これまで主要なエネルギー源として用いられてきた石炭や石油、天然ガスなどの化石 燃料は、燃焼させると二酸化炭素を発生させ、これが地球温暖化の大きな原因となって います。これに対し、水素は発電や燃焼の際に二酸化炭素を発生させないことから、近 年、新たなエネルギーとして燃料電池自動車、家庭用燃料電池などの形で着実に利用が 広がっています。

水素は、さまざまな資源からつくることができ、化石燃料を原料につくられた水素は「グレー水素」、水素の製造工程で排出された二酸化炭素を回収、貯留などによって排出を抑えた水素は「ブルー水素」、再生可能エネルギーなどを使って二酸化炭素を排出せずにつくられた水素は「グリーン水素」と呼ばれます。水素社会の実現に向けて、技術開発が進められています。



取組3-④ ごみの排出抑制と資源化の促進

- 家庭ごみ及び事業系ごみの排出抑制並びにプラスチック等の資源化の促進
 - ごみの焼却に伴う二酸化炭素排出量を削減するため、新型コロナウイルスの感染拡大により変化した、生活スタイルや事業環境に注視し、区民、事業者による3Rの取組を促進します。
 - 世界の潮流となっている「循環経済(サーキュラーエコノミー)」への移行に向け、プラスチックや紙類等の適正排出を促進し、資源化を進めます。また、リサイクル手法の見直し等により、環境負荷の低減を図ります。

関連する施策・取組

施策5 区民の生活スタイルを考慮した3Rの取組の促進

施策6 事業環境の変化に対応した資源循環の推進

施策4

気候変動への適応こよる都市のレジリエンス強化、安全・安心なまちづくり

⇒別冊 I - 4 各取組の事業予定 (別冊 p. 53)

地球温暖化に伴う気候変動に起因すると指摘されている水害、土砂災害をはじめとす る自然災害の激甚化や、食糧不足、熱中症、感染症等の疾病リスクの増大などが懸念さ れる状況に対し、自然災害リスクの軽減や、区民の安全・安心と快適性の確保のための 対策を講じることで、気候変動に適応した強靭なまちづくり(レジリエントシティ)を 推進し、安心して暮らし働くことのできるまちを実現していきます。

関連する SDGs のゴール











取組4-① 自然災害のリスク軽減

都市型水害対策の推進

● 公共施設や大規模建築物等の新築、増改築の機会を捉え、雨水浸透施設の設置を指導 し、雨水の地下浸透を促進することにより、下水道管の負担を軽減し、都市型水害対 策を進めます。

土砂災害対策の強化

土砂災害への備えを強化するため、がけ、擁壁の所有者向けに「がけ・擁壁安全ハン ドブック | を作成し配布するとともに、高さ2mを超えるがけ、擁壁の所有者には、 「がけ・擁壁改修工事等支援事業」により、専門家を派遣して技術的助言を行うほか、 工事費の一部を助成するなど、土砂災害対策の強化を推進します。

気象情報等の発信

「港区防災情報メール」や「港区防災アプリ」等の情報伝達手段を活用し、気象庁が 発表する大雨、暴風、高潮等に関する気象情報や記録的短時間大雨情報、区の水位、 雨量観測値に基づく注意情報を区民に対してリアルタイムに伝達していきます。

災害時におけるZEVの電源活用

● 区内事業者等と「災害時における電動車両等の支援に関する協定」を締結し、災害時 に電動車両の迅速かつ円滑な貸与を実施することで、災害時における電力確保の体制 の充実を図ります。



災害時に事業者から区にZEVを貸与

童

第

取組4-2 健康への影響に関する普及・啓発

■ 熱中症予防に関する普及・啓発

- 地球温暖化及びヒートアイランド現象の影響により、熱中症のリスクが高まることが 懸念されることから、熱中症警戒アラートの周知・啓発により「暑さ」への気づきを 呼びかけるとともに、区ホームページ、ポスター、リーフレット等により高齢者、乳 幼児をはじめ区民の熱中症予防に関する普及・啓発を進めます。
- 地球温暖化の影響により疾病リスクの増大が懸念される感染症の予防に関する普及・ 啓発
 - 地球温暖化の影響によって、南方に生息していた毒性を持つ外来生物や蚊などの感染症媒介生物による疾病リスクが増大することが懸念されるため、区民の感染症予防に関する普及・啓発を進めます。

●コラム● 東京都内における熱中症の発生状況

東京消防庁管内*では平成30(2018)年から 令和4(2022)年までの5年間(各年6月から 9月)に、28,817人が熱中症(熱中症疑い等を 含む。)により救急搬送されました。令和4 (2022)年に搬送された6,013人の年齢層や熱 中症発生状況には右のような特徴があり、屋外 だけなく、屋内でも熱中症が発生しています。

熱中症の救急搬送状況 (令和4(2022)年度)

- ・約半数が65歳以上の高齢者
- ・救急要請時の気温は、35℃台が突出して多いが、湿度が高いと気温が高くなくても発生
- ・発生場所の約4割は住宅等の居住場所

熱中症予防に向け、3つのポイントに気を付け、室内であっても室温が28℃、湿度が70%を超えるときは我慢せずにエアコンを使用することが大切です。

熱中症予防の3つのポイント

●暑さに備えた体づくり

- 規則正しくバランスの良い食事や適度に運動し、丈夫な体をつくりましょう。
- 暑くなり始めの時期から適度に運動し、暑さに体を慣らしましょう。

②こまめな水分、塩分の補給

室内でも、屋外でも、のどの渇きを感じなくても、こまめに水分、塩分を補給しましょう。

- 室内では、扇風機やエアコンで温度を調整しましょう。
- 通気性のよい、吸湿性、速乾性のある衣服を着用しましょう。
- 帽子や日傘を活用したり、日陰を利用して直射日光を避けましょう。
- 保冷剤、冷たいタオルなどの冷却グッズでからだを冷やしましょう。
- ※ 東京消防庁管内:東京都のうち稲城市と島しょ地区を除く。

取組4-③ 暑熱対策、ヒートアイランド対策の推進

遮熱性舗装等の推進

- ヒートアイランド現象の緩和の一環として、道路において、路面温度の低減効果が期待できる遮熱性舗装やアスファルト内に雨水浸透効果のある保水性舗装の整備を推進します。
- 区内のホットスポットを中心に大規模開発の機会を捉え、事業者に対し、遮熱性舗装 の整備を指示、誘導していきます。
- ヒートアイランド対策に係る創エネルギー・省エネルギー機器等導入支援
 - エネルギー消費量を削減するとともに、ヒートアイランド現象を緩和することを目的として、区民、集合住宅の管理組合等、中小企業者、個人事業者に対し、高反射率塗料の塗布や日射調整フィルムの貼付、高断熱サッシの設置などに係る費用の一部を助成します。

■ 開発事業等におけるヒートアイランド現象緩和への誘導

• 「環境アセスメント制度(環境影響調査制度)」、「港区建築物低炭素化促進制度」に基づき、建築物の省エネルギー化の促進、低層部からの排熱の防止、敷地及び屋上、壁面の緑化など、ヒートアイランド現象緩和に寄与する対策について、開発事業等の計画段階から事業者を誘導します。

■ ヒートアイランド対策貢献ビル及びエリアのPR

● 「ヒートアイランド対策貢献建築物認定制度」により、ヒートアイランド対策に取り 組む区内の建築物を認定し、公表するほか、対策を講じているエリアを区ホームペー ジ等でPRすることで、区民、事業者のヒートアイランド対策の理解を深めるととも に、対策の普及・啓発を推進します。

関連する施策・ 取組 施策 1 2050 年ゼロカーボンシティ達成に向けた脱炭素化の推進 取組 1 - ① 建築物の省エネルギー化とエネルギー利用の最適化 施策 13 豊かで質の高いみどりの保全、創出 取組 13-② 民有地における多様な緑化の推進

■ 打ち水の普及促進

地球温暖化による気候変動の影響への適応策に関する普及・啓発の一環として、暑熱対策につながる打ち水の実施及び打ち水による効果等の情報発信を進めます。



みなと打ち水大作戦の様子

5 音

ごみを減らして資源が循環するまち

- 環境に配慮した持続可能な社会の実現に向け、ごみを出さない生活スタイルの浸透と、事業者の責任に基づくごみの減量と資源の再利用に係る取組が不可欠
- 区民、事業者、区が連携してごみの減量と資源化を推進するとともに、清潔で快適な生活環境を守るため、いかなる状況においても区民生活を支える廃棄物処理を実践していくことが必要

現状と課題

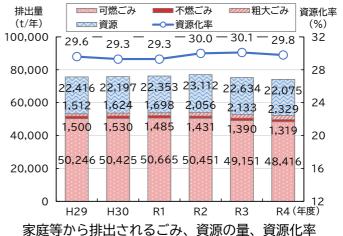
①家庭から出されるごみはコロナ禍を経て状況変化、資源化率は高水準

区は、全国に先駆けた容器包装プラスチックと製品プラスチックの資源回収や食品ロス 削減に向けた普及・啓発など、様々な施策の展開により、ごみの減量と資源化に取り組ん できました。

新型コロナウイルスの感染拡大により、生活スタイルが変化する中、家庭から排出されるごみにもその影響がみられ、可燃ごみ及び不燃ごみの排出量は減少した一方で、粗大ごみの排出量は増加しました。

資源化率は約30%で推移しており、 23区においても高い割合となってい ます。

令和4(2022)年に実施した排出



実態調査では、再生可能な資源が可燃ごみや不燃ごみに混入するなど、質的な課題も明らかになってきました。区内人口は、今後も増加が見込まれるため、コロナ禍を経た生活スタイルの変化も考慮しながら、3Rの取組を推進していくことが必要です。

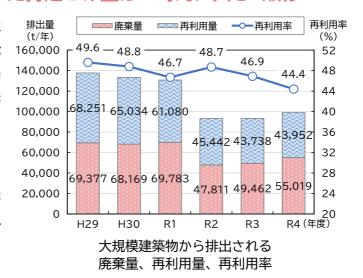


区民は、コロナ禍を経た「ごみを出さない新しい生活スタイル」を意識し、 発生したごみは適正に排出する、3Rの更なる意識の醸成が必要

②総排出量の約6割を占めていた持込ごみ量は一時的に大きく減少

区は、事業系ごみの削減に向け、事業用途に供する床面積の合計が1,000 ㎡以上の事業用大規模建築物に対し、再利用計画書の提出を義務付け、定期的に立入調査を実施するなど、様々な施策を展開してきました。

令和元(2019)年度まで、区の総排 出量の約6割を占めていた持込ごみ 量は、令和2(2020)年度以降大きく 減少しました。



これを新型コロナウイルス感染症の影響による一時的な変化と捉え、今後の事業環境の 変化に注視しながら、3Rの促進を引き続き行います。

また、廃プラスチックや食品ロスの削減には、事業者と連携した取組が必要です。事業者の責任に基づき、廃棄物の排出抑制や環境負荷の少ない素材への切替えなど生産段階での取組も含め、主体的なごみの減量、資源化を促す必要があります。区では、「港区食べきり協力店登録制度」や「みなとエコショップ表彰制度」など、事業者の積極的な取組の促進を図っています。大規模排出事業者へのアプローチも含め、効果的な施策の展開が必要です。



事業者は自らの責任に基づき、主体的にごみの減量と資源の再利用に 取り組むとともに、区と事業者の連携した取組が必要

③区民生活の基盤となる安定した収集体制の維持と不適正排出の防止

これまで区は、安定的な収集運搬や効率性を高めるため、繁華街での早朝収集や高齢者世帯等への戸別訪問収集など、清掃事業のサービス改善に取り組んできました。全ての区民が安全・安心かつ快適な環境のもとで日常生活を営んでいくためには、将来にわたって安定し

た収集体制を維持していくことが重要です。

また、近年多発している自然災害や感染症に備え た収集体制を構築し、非常時でもごみの収集を継続 することが必要です。あわせて、収集作業や処理施 設に重大な影響を及ぼす、リチウムイオンに代表さ れる二次電池、医療系廃棄物及び有害化学物質など の資源・ごみへの混入を防止するため、区民に対し 適正な排出方法を啓発することが必要です。



ごみの収集風景



清潔で快適な生活環境を保全するため、安定的に事業を運営し、いかなる状況においても区民生活を支える廃棄物処理を実践することが必要

策

童

第5章

施策・取組の方向性

現状と課題を踏まえ、以下の施策を推進します。

基本目標2

ごみを減らして 資源が循環するまち

施策6 事業環境の変化に対応した資源循環の推進

施策7 適正な廃棄物処理による社会基盤の構築

◆関連するSDGsのゴール

区民、事業者、区それぞれが主体となり、相互に連携しながら、ごみの発生抑制や適正な排出を推進し、持続可能な資源循環への取組を強化することで、次のゴールの達成に貢献していきます。



















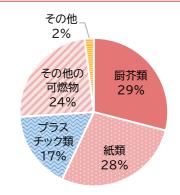




●コラム● 家庭から排出されるごみの組成

家庭から排出される可燃ごみには、プラスチック 類や紙類などの再生可能な資源が多く混入してお り、分別ルールに基づいた適正な排出の促進が課題 となっています。

令和4 (2022) 年度に実施した排出実態調査では可燃ごみのうち、生ごみや食品ロスを含む「厨芥類」が約 29%と最も高く、次いで「紙類」が約 28%、「プラスチック類」が約 17%となっています。「厨芥類」が占める割合は、これまでの調査で最も低く、区民の食品ロス削減への意識が向上していることが考えられ



令和4(2022)年度の 家庭から排出された可燃ごみの組成

ます。食品ロス及び廃プラスチックの削減には、一人ひとりの意識の醸成が必要です。コロナ禍を経た、ごみを出さない生活スタイルと適切な分別を推進していくことが重要です。

施策の目標

施策5の 目標

区民の参画と協働により3 Rが推進されている

資源回収量 🖶	22,075t	26,800 t	30,100 t
指標	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和8(2026)年度末
	現状実績値	中間目標値	計画目標値

施策6の 目標

事業系廃棄物の発生が抑制され、資源循環が促進されている

	現状実績値	中間目標値	計画目標値
指標	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和8(2026)年度末
持込ごみ量 ^{※1} ◆	74,481t ^{**2}	95,600 t	90, 100t

- ※1 事業者などが清掃工場等の処理施設に直接持ち込むごみ量
- ※2 新型コロナウイルスの感染拡大の影響によるテレワークの推進等もあり、目標値を達成しています。

施策7の

安全・安心、効率的な廃棄物処理が実践されている

指標	現状実績値	中間目標値	計画目標値
1日 1示	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和8(2026)年度末
区収集ごみ量* ◆	52,064t	48,400t	44,300t
区民1人あたりの1日の ごみ排出量 後期	545.2g/人・日	_	429.9g/人·日

※ 管路ごみ含む

・中間目標を大幅に達成、もしくはその見込みの指標

:中間目標の達成に至らないと見込まれる指標

: 中間目標を達成見込みの指標

<mark>後期</mark>:本計画から新たに追加した指標

音

施策5 区民の生活スタイルを考慮した3Rの取組の促進

全ての区民が「ごみを出さない新しい生活スタイル」を意識して日々の生活を送れるよう、コロナ禍を経て変化した生活スタイルとごみの排出状況を考慮した分かりやすく効果的な普及・啓発及び環境学習、多様な主体との協働を推進するとともに、ワンウェイプラスチックをはじめとする廃プラスチックの更なる排出抑制や食品ロスの削減などの課題に対し、区民や事業者の意識の醸成に向けて啓発していきます。

関連する SDGs のゴール





















取組5-1 プラスチックの資源循環とリサイクル手法の刷新

- 海洋プラスチック問題の普及・啓発と情報発信
 - パネル展やイベント、清掃車へのラッピング、集積所へのプラスチック分別周知看板 設置などを引き続き推進し、海洋プラスチック問題に対する意識啓発を行うとともに、 3 R推進行動会議を活用して産業団体、消費者団体、清掃協力会などと連携して区民 等への意識啓発を行います。







プラスチック分別周知看板

- プラスチックリサイクルに取り組む事業者との連携によるリサイクル手法の見直し 拡充
 - 「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の施行を契機にプラスチックリサイクルについて新たな取組を開始する事業者等と連携し、より資源循環の促進に適うマテリアルリサイクル¹⁶⁾ の実施を検討します。
- マイバッグ、マイボトル等の利用促進
 - プラスチック削減のため、区ホームページやパンフレット等によりマイバッグ利用を 促す啓発を引き続き進めます。

¹⁶⁾マテリアルリサイクル…廃棄物等を新たな製品の原材料として再利用すること(例:ペットボトルを分解して、 再度ペットボトルにする)。

● マイボトルの利用を促進するため、区有施設のペットボトル飲料自動販売機のカートカン飲料や缶飲料への切替えを進めるとともに、区有施設の冷水機等を活用することで給水場所の提供を進めます。

取組5-2 食品ロスの削減

- 食品ロスの削減に向けた普及・啓発とフードドライブの拡大 拡充
 - 区民の食品ロスの削減に関する理解と関心を深めるため、10月の「食品ロス削減月間」、 及び10月30日の「食品ロス削減の日」に、 普及・啓発キャンペーンを展開します。
 - フードドライブ¹⁷⁾の受付窓口について、未利用食品の回収拡大のため、新規に受付可能な施設の増設に努めます。また、区主催のイベントや区内商業施設との連携による臨時回収も推進します。



食品ロス削減を啓発するキャンペーン

● 家庭から回収される未利用食品の提供先となる、食品を必要とする区内施設や団体と 連携して有効活用を図ります。

取組5-3 資源回収の拡大

■ 拠点回収の拡大 拡充

現在実施している拠点による資源回収について、周知拡大を図るとともに、新たな区有施設の開設等に併せて古着等の拠点回収場所の設置を進めます。また、新たに拠点回収を開始した「おもちゃ」についても、保管場所を確保しつつ、回収拠点の拡大を図ります。



おもちゃの拠点回収(エコプラザ)

- 陶磁器・ガラス類の資源回収
 - 陶磁器・ガラス類について、拠点による回収のほか、不燃ごみとして排出されたもの から選別し、土木資材等へのリサイクルや海外でのリユースを行います。

■ プラスチックや紙類等の適正排出の促進

- プラスチックの資源化率の向上を図るため、粗大ごみとして有料で回収していたプラスチック製品(衣装ケース等)の一部について、排出区分を資源プラスチックに変更し、集積所での無料回収に引き続き取り組みます。
- 「その他再生可能紙」の資源回収の拡大に向け、周知・啓発を強化するとともに、区 民や集団回収実践団体への専用の紙製排出袋の提供を検討します。

¹⁷⁾ フードドライブ…家庭で余っている食品(未利用食品)を集め、食品を必要としている人に、フードバンク等を通じて寄付する活動。区では、各総合支所及び台場分室、みなとリサイクル清掃事務所等に受付窓口を設けて未利用食品を回収し、港区生活・就労支援センターや子ども食堂、フードバンク等に提供している。

第5章

取組5-4 集団回収の促進

■ 集団回収実践団体に対する報奨金の見直し

• 地域住民による集団回収を促進し、資源回収量の拡大を図るため、可燃ごみとして多くが焼却処分されている古紙・布類を中心に、集団回収実践団体に対する適切な報奨金を設定します。

■ 古紙価格の変動に対応した回収業者への支援

● 集団回収のネットワークを支える回収業者の経営を支援するため、古紙の市況価格が 大きく下落した場合に適用する回収業者に対する助成制度を活用します。

回収業者登録制度の創設

• 集団回収実践団体が優良な回収業者を選択し、安心して集団回収に取り組める環境を整備するため、適切な回収料金、処理方法を実践する回収業者のリストを区ホームページ等で公開します。

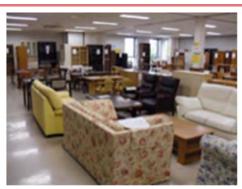
■ 小規模事業者への集団回収の参加の支援

• 小規模事業者¹⁸⁾が集団回収活動に参加できるように、「集団回収の手引き」を作成し周 知していきます。

取組5-⑤ リユースの促進

■ 家具のリサイクル展の充実 拡充

家具のリサイクル展の利用環境を向上させるため、日曜日の開館を行うとともに、民間事業者の掲示板サイトを活用した家具の紹介、事業の周知・啓発を行うことで、利用者の増員を図り、ごみの減量化を推進します。



家具のリサイクル展

■ リユースの機会の拡大 拡充

● 子ども服の交換会「リユース™ブリッジ」の 開催方法を工夫するなど、多くの区民等が参加し、啓発の機会となるようリユースの取組 を促進します。また、区有施設等の拠点で回 収するおもちゃ等についてもリユースの機 会拡大に向け強化を図ります。



子ども服の交換会 「リユース♡♡ブリッジ」

¹⁸⁾ 小規模事業者…中小企業基本法上の小規模企業者。製造業その他は従業員 20 人以下、商業・サービス業は従業員 5 人以下の事業者

取組5-⑥ 普及・啓発と環境学習の充実

- ごみの減量、分別に係る情報発信 拡充
 - ごみ減量・資源化の取組に対する関心を高めるとともに、紙類やプラスチックの可燃 ごみへの混入を減らすため、区ホームページやアプリを活用した分別方法の周知徹底 や品目ごとの回収、処理フローなどの情報提供を通じて分別意識の向上を促進します。
 - パネル展やコンポスト講座、地域での出前講座のほか学校等での環境学習、学年別リーフレットの活用等により分別の必要性とごみ減量・資源化について啓発や教育を推進します。



ごみ分別アプリ画面イメージ



ごみ減量・資源化の啓発展

排出実態調査の拡充

• 資源・ごみの排出状況や分別の実態、地域特性等を総合的に把握するための「組成調査」と、個別テーマ(事業系食品ロス、厨芥ごみリサイクル、使用済み紙おむつリサイクルなど)に応じたサンプル調査や実証実験を定期的に実施し、得られた結果を施策検討に活用します。



- 区施設、イベント会場等での分別表示
 - 施設やイベント会場等での分別表示について、外国人、子ども、来街者など誰にでも 分かりやすい表示となるよう、デザインやピクトグラムを使用した表示を行います。

施策6

事業環境の変化に対応した資源循環の推進

新型コロナウイルス感染症の影響による令和2(2020)年度以降の持込ごみ量の大き な減少を一時的な変化と捉え、今後の事業環境の変化に注視し、廃棄物の発生段階のほ か、環境負荷の少ない素材への切替えといった生産段階での取組も含めて、事業者の責 任による主体的な減量、資源化を促すような効果的な施策を展開します。

関連する SDGs のゴール



8











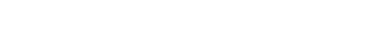












事業用大規模建築物のごみ減量や資源の再利用の促進

取組6-1 事業用大規模建築物の自己処理責任の強化

- ごみの減量が条例により義務付けられている事業用大規模建築物(事業用途に供する 床面積の合計が1,000 m以上の建築物)の所有者に対し、立入検査等を通じてごみの 減量や資源の再利用を徹底し、必要に応じて改善勧告や公表、収集拒否等の措置を講 じます。
- 一定規模以上の事業用大規模建築物の所有者に対し、厨芥類やミックスペーパー(封 筒、包装紙、シュレッダーくず等のその他再生可能紙)などその他紙類といった種類 に応じたごみの減量や資源の再利用に係る目標を設定し、目標の達成状況に応じたイ ンセンティブやペナルティを付与するなどの仕組みを検討します。
- 大規模開発におけるごみの減量や資源の再利用の促進
 - 大規模開発に際して、ごみの減量や資源の再利用のスキームに係る事前協議を義務付 け、再生利用指定制度を活用したバイオマスによるエネルギー回収設備、湿式シュレ ッダーやコンポストなどの導入を促進するとともに、設備導入に向けた支援を行いま す。

取組6-2 事業者に対する適切な指導と普及・啓発

- ごみ減量アドバイザーを同行した立入検査の実施
 - 事業用大規模建築物の再利用率の向上を図るため、紙類や厨芥、プラスチック等の継 続的かつ実践的な排出削減に向けた専門的知見を有するごみ減量アドバイザーを同行 した立入検査を実施し、建築物全体の取組体制構築や一人ひとりの意識向上など、ご み減量・資源化に向けた効果的な助言を行います。

■ テナントの主体的な取組の促進

 事業用大規模建築物における資源の再利用率向上を図る上で課題となっている占有者 (テナント)の主体的な取組を促進するため、ごみ分別リーフレットの活用のほか、 建築物の用途や業種等に応じたアドバイス内容や表彰事例の提供など、テナントが取り組みやすい仕組みをつくります。

■ 食品廃棄物の削減

- 「港区食べきり協力店」や「みなとエコショップ」の拡大に加え、新たに創設した、 食品ロス削減に取り組む事業者の表彰制度を通じて啓発を強化します。
- 食品ロス削減に有効な取組を分かりやすく解説した「食品ロス削減ハンドブック」を 区ホームページで公開するとともに、事業用大規模建築物立入検査時に事業者への指 導助言へ活用し、食品ロス削減を促進します。

■ 廃棄物の減量及び適正な処理の確保

• 廃棄物の減量及び適正な処理を確保するため、区民及び事業者に対し、指導又は助 言を行い、清潔できれいなまちの実現に取り組みます。



事業者の表彰制度



食品ロス削減ハンドブック

取組6-3 少量排出事業者の自己処理責任の強化

民間収集への移行促進

● 事業系ごみの処理は、排出事業者の自己処理が原則です。事業者のごみの自己処理責任を徹底するため関係部署と連携し、区収集を利用している少量排出事業者に対し、収集の頻度や時間帯などを排出事業者側が個々の状況に合わせて選択できるなどの民間収集(一般廃棄物収集運搬業者に委託)のメリットを示しながら移行を促します。

第5章

取組6-④ 拡大生産者責任の強化

- 容器包装リサイクル制度の見直しなど拡大生産者責任の強化
 - 「全国都市清掃会議」など様々な機会を捉えて、国や業界団体に対し、取組の内容を 改めて精査し、継続的に働きかけていきます。
 - 容器包装リサイクル制度に関して、プラスチック製容器包装に係る事業者による発生 抑制等のインセンティブをより働かせる観点から、分別収集・選別保管を含めた全て のリサイクルコストを事業者負担とし、拡大生産者責任を明確化することを求めてい きます。

取組6-⑤ オンライン化等の推進

- 各種手続のオンライン化等の推進 新規
 - 「事業用大規模建築物における再利用計画書」など、事業者に提出を求める手続をデジタル技術によりオンライン化することで、効率的、効果的に活用できる仕組みを整え、取組の促進とサービスの質の向上を図ります。

施策7

適正な廃棄物処理による社会基盤の構築

全ての区民が安全・安心かつ快適な環境のもとで日常生活を営んでいくため、感染症 や自然災害に備えた収集体制を構築します。あわせて、収集運搬及び処分に重大な影響 を及ぼす廃棄物について、適正な排出方法を啓発していきます。

関連する SDGs のゴール



















取組7-① 地域特性に応じた収集サービスの展開

■ 戸別訪問収集等の対象者の拡大

高齢者、障害者に加え、指定難病等の罹患者や、妊婦の方など対象者を拡大しました。 今後も資源回収、ごみ収集の支援を必要とする区民に合わせた収集サービスを提供し ていきます。

建物ごとの収集への切替え

共同の集積所を維持することが困難な状況が生じていることから、集積所利用者から 相談があった際には、対応の一つとして各戸収集への切替えを検討するよう促します。

■ 夏季の早朝収集

日の出時間の早い夏季におけるカラス等による集積所のごみの散乱、高温多湿による 可燃ごみの腐敗が観光客に与えるイメージや、清掃職員の熱中症予防等を考慮し、引 き続き繁華街を中心に夏季の収集時間を前倒しします。

■ 適正な集積所利用におけるマナー啓発

ルールが守られていない集積所の利用者に対し、適正なごみ出しマナーの啓発を行っ ていきます。

取組7-② 港資源化センターを活用した資源循環のPR

港資源化センターを活用した資源循環のPR 拡充

- 令和4(2022)年度に更新を行った港資源化センターのびん・缶ラインの設備やこれ まで施設の構造上見学不可能であったペットボトル選別機での中間処理の様子をカメ ラやモニターに投影する等、見学者向け設備の新規設置や啓発動画を作成し、分別意 識や中間処理の重要性の認知向上を図ります。
- 展示コーナーを刷新し、区が回収した資源がどのような過程を経て、新たな製品に再 生されるのか実物の展示を交えて発信し、小・中学校の環境学習や海外からの視察受 入れ等の国際協力にも活用します。

童

取組7-3 非常時及び災害時の対応力強化

災害廃棄物処理基本方針の推進

• 「港区地域防災計画」や「特別区災害廃棄物処理対策ガイドライン」に基づく災害時における廃棄物処理体制を前提に、令和3(2021)年度に臨時的なごみの分別方法や排出場所等の課題をあらかじめ抽出し、その対策の詳細を定めた「港区災害廃棄物処理基本方針」を策定しました。早期の復旧、復興に向けた体制を強化します。

関連計画:港区地域防災計画

■ 荒天時や感染症拡大時における業務継続

- 相当な警戒を要する台風、降雪時にも収集業務を継続できるよう体制確保に努めますが、収集の中止、前倒し、延期を決定せざるを得ない場合には、区民生活への影響が最小限に留まるよう対応します。
- 新型コロナウイルスやインフルエンザウイルス等の感染症の拡大時など、非常時においても収集体制が維持できるよう、手指消毒や検温等の感染症予防対策を引き続き実施します。
- 清掃職員の作業着、保護具の安全性向上
 - 清掃職員の健康を守り、清掃事業を安定的に継続するため、引き続き安全性や機能性 に優れた作業着、保護具の検討、導入に取り組みます。

取組7-④ 危険物等の不適正排出の防止

危険物等の不適正排出の防止

• 清掃工場の焼却炉停止の原因となる水銀、清掃車や中間処理施設の火災の原因となる リチウムイオン電池などの危険物や有害物質の資源・ごみへの混入を防止するため、 これらの危険性や適切な処理方法について周知・啓発を行い、適正排出を促進します。



令和4 (2022) 年度に設備更新を行った 港資源化センター



資源・ごみに混入する危険物

基本目標3

健康で快適に暮らせるまち

- 区民が健康に暮らせる環境の維持と、あらゆる人が快適に過ごせる環境の形成は、区の基本的責務
- 引き続き、事業者、地域と協働して、生活環境の確保ときれいで 過ごしやすいまちづくりに取り組むことが必要

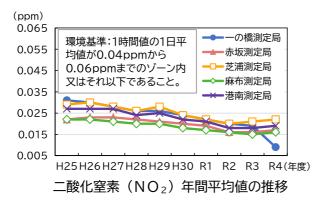
現状と課題

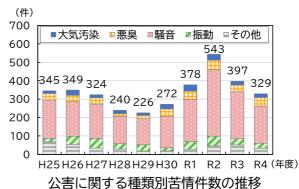
①大気汚染物質の濃度は長期的に減少傾向、騒音に関する苦情が多い

区の大気環境は、低公害車の普及等を背景に、二酸化窒素(NO₂)等の大気汚染物質の 濃度が長期的に減少傾向にあります。令和4(2022)年度は、光化学オキシダント¹⁹⁾、非メ タン炭化水素²⁰⁾を除き、環境基準を達成しています。

公害に関する苦情は、建設工事の騒音に関する苦情が最も多く、近年はアスベスト²¹⁾に関する苦情が増加傾向にあります。令和2(2020)年度は、新型コロナウイルスの影響により在宅者が増えたことで、騒音に関する苦情件数が増加しましたが、令和3(2021)年度以降は減少しました。苦情を受けた際は、必要な指導等を行い問題の解決に努めています。

また、令和2 (2020) 年3月29日から羽田空港新飛行経路の運用が開始され、区民からは航空機の騒音等に対する不安の声が寄せられています。区では、騒音測定調査により影響を把握するとともに、国へ要請を行っています。







大気環境、騒音、振動、悪臭などの動向を継続的に監視し、状況に応じ て適切な対応に取り組んでいくことが必要

¹⁹⁾ 光化学オキシダント…大気中の窒素酸化物や炭化水素等が、強い日射(紫外線)による光化学反応で生成する酸化性物質の総称。光化学スモッグの主な原因となる。

²⁰⁾ 非メタン炭化水素…メタン以外の炭化水素の総称で、光化学オキシダントの原因物質の一つ。

²¹⁾ アスベスト…建設資材に多く使用されてきた物質で、吸入すると繊維が肺の中に残り、肺がんや中皮腫、アスベスト肺(肺の慢性線維症)の原因となる。

策

第

②開発事業における環境配慮への重要性の高まり

区では、大規模な開発事業の実施が環境に与える影響に十分な配慮がなされるよう、平成7 (1995) 年に「港区環境影響調査実施要綱」を定めました。大規模な開発事業を対象に、区独自の環境アセスメント(環境影響調査)を実施し、周辺の環境にもたらす様々な影響への配慮を求めています。今後も大規模な事業が予定されており、継続して開発による影響の適切な評価、対応を促す必要があります。



港区の街並み

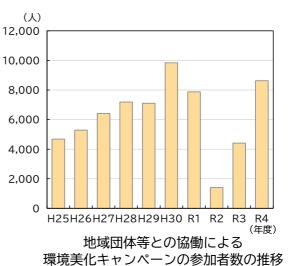
また、緑や水辺の保全は生物多様性の保全だけでなく、良好な生活環境の形成、維持や、 健康促進などの様々な効果があります。健康で快適に暮らせるまちづくりのため、緑や水 辺の保全、整備を進める必要があります。



誰もが快適に過ごせるまちの実現に向け、環境に配慮した適切な まちづくりが必要

③環境保全・美化活動の更なる推進

空き缶等のごみの散乱やたばこの吸い 殻のポイ捨て防止に向け、各地区で実施し ているパトロールや清掃、キャンペーン活 動などの環境美化活動は、誰もが快適で気 持ちよく過ごせるまちづくりに大きく貢 献しています。令和2 (2020) 年度は新型 コロナウイルス感染拡大を受け、参加者は 減少に転じました。従来の取組と並行して、 参加者が一堂に会さない方法でも環境美 化活動を推進していくため、スマートフォ ンを用いたごみ拾いアプリの活用など、誰



キュム知った姚结」 豆豆 東光老笠の

もが気軽に環境保全活動や環境美化活動に参加できる仕組みを継続し、区民、事業者等の 積極的な活動と意識向上を図ることが必要です。

また、区では、たばこを吸う人も吸わない人も快適に過ごせるまちづくりをめざし、平成 26 (2014) 年度から「みなとタバコルール」を推進し、屋外密閉型指定喫煙場所の整備や屋内喫煙所設置費等助成制度の拡充などを進めています。アフターコロナへの移行に伴い、人流回復が見込まれることから、より一層周辺に配慮した喫煙環境の整備を進めていく必要があります。



誰もが気軽に美化活動に参加できる仕組みの創出と、みなとタバコ ルールの更なる浸透等、環境保全・美化活動の取組の強化が必要

施策・取組の方向性

現状と課題を踏まえ、以下の施策を推進します。

基本目標3

健康で快適に暮らせるまち

施策8 良好な生活環境の確保

施策9 まちづくりにおける環境配慮の促進

施策 10 環境美化活動の推進

◆関連するSDGsのゴール

大気環境の保全、騒音、振動、悪臭などへの対策、 開発事業等に際した環境配慮の誘導、区民や事業者 との協働による環境美化活動等を通じて、右のゴー ルの達成に貢献していきます。







施策の目標

施策8の 目標

良好な生活環境が確保されている(大気汚染、悪臭、騒音、振動等)

指標	現状実績値	中間目標値	計画目標値
	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和8(2026)年度末
公害苦情件数	329 件/年	330 件/年	270 件/年

施策9の 目標

まちづくりに際して環境への配慮が適切に行われている

指標	現状実績値	中間目標値	計画目標値
7日 1示	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和8(2026)年度末
環境影響調査の実施率後期	100%	_	100%

章

第 5

施策 10 の 目標

「みなとタバコルール」が守られるとともに、環境美化活動が活発に 行われ、快適に過ごせるまちづくりが進んでいる

指標	現状実績値	中間目標値	計画目標値
	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和8(2026)年度末
屋外密閉型指定喫煙場所及び 屋内指定喫煙場所の数 -	58 か所	76 か所	106 か所
環境美化活動、キャンペーン への参加者数 ◆	8,623人/年	20,000 人/年	10,000 人/年

📤:中間目標を大幅に達成、もしくはその見込みの指標

▶:中間目標の達成に至らないと見込まれる指標

: 中間目標を達成見込みの指標

<mark>後期</mark>:本計画から新たに追加した指標

施策

施策8 良好な生活環境の確保

区民の生活環境を守るための基本となる大気環境の保全、騒音、振動、悪臭や有害化 学物質、土壌汚染への対策などについて、法令に基づく監視、測定、指導や区民、事業者 への情報提供などに取り組みます。

関連する SDGs のゴール







取組8-① 良好な大気環境の保全

- 低公害車等の普及とエコドライブ等の啓発、促進
 - 区民、事業者等に向け、ZEVを含む低公害車、低燃費車の普及やエコドライブの啓発 を進めます。
 - 区は庁有車のZEVを含む低公害車化、低燃費車化を進めます。
- 大気環境の監視及び測定結果の情報提供
 - 二酸化硫黄、二酸化窒素、光化学オキシダント、PM2.5 等の大気汚染物質及び気象 等の常時監視を行い、区民に向け適時、適切に情報提供を行います。

●コラム● エコドライブ

エコドライブは、低燃費で安全を考えた運転です。燃料消費量や二酸化炭素排出量を 減らす運転、心がけを守ることで、安全運転、交通事故の削減にもつながります。

エコドライブ 10 のすすめ

- 1 自分の燃費を把握しよう
- ふんわりアクセル「eスタート」
- 車間距離にゆとりをもって、加速、減速の少ない運転
- 減速時は早めにアクセルを離そう
- エアコンの使用は適切に 5
- ムダなアイドリングはやめよう 6
- 渋滞を避け、余裕をもって出発しよう
- タイヤの空気圧から始める点検、整備 8
- 不要な荷物はおろそう 9
- 10 走行の妨げとなる駐車はやめよう



0 0 BROSB #220km

出典: COOL CHOICE ホームページを基に作成

6 章

第

取組8-② 騒音、振動、悪臭などに対する指導の徹底と啓発の推進

■ 騒音、振動などへの対策

- 事業活動に伴う騒音や振動などの発生に対し、「東京都環境確保条例」などの関係法令 等に基づく指導を徹底します。
- 近隣騒音などを防止するための啓発を進め、快適な生活環境を確保します。
- 区内の幹線道路において、自動車騒音、振動を定期的に測定し、環境基準の達成状況 などを調査します。
- 羽田空港新飛行経路の運用について、騒音の状況や区民の声等を国に伝えるとともに、 更なる騒音対策や新ルートに限らず飛行経路に係る様々な運用等を検討するよう求め ていきます。

■ 臭気対策

• 建築物の地下にある排水槽(ビルピット)の管理者等への指導など、東京都と連携して臭気の発生抑制に取り組みます。

取組8-3 アスベスト対策の推進

■ 区有施設のアスベスト対策

 区有施設の解体、改修工事時におけるアスベストの飛散を防止するため、区は全ての 区有施設を対象にアスベストの含有調査を実施しました。今後もこの調査結果に基づ き、アスベスト除去などの対策を適切に講じます。

■ 民間建築物のアスベスト対策

アスベストの事前調査、近隣住民への説明、飛散防止対策が適切に行われるよう、工事着手前の立入検査及び事業者に対するアスベスト飛散防止対策の指導を徹底します。

取組8-④ 有害化学物質等への対策の推進

有害化学物質の適正管理

● 人体や環境に有害な化学物質を取り扱う事業所に対して適正管理を徹底するよう指導します。また、新規設置された事業所についても、適正管理の必要性を周知した上で、 有害な化学物質による環境への影響の防止に努めます。

土壌汚染対策

事業者が「土壌汚染対策法」や「東京都環境確保条例」に基づく手続等を適正に進めるよう、東京都と連携して指導します。

施策9

まちづくりにおける環境配慮の促進

区独自の環境アセスメントの推進などにより、区内における開発事業等に際して周辺 環境にもたらす様々な影響への配慮を求めていきます。また、大規模な開発事業に際し ては、区内外に及ぼす影響に鑑み、東京都や周辺区と連携して環境に配慮した適切なま ちづくりを誘導していきます。

関連する SDGs のゴール





取組9-① 環境アセスメントの推進

- 開発事業等の環境アセスメントの推進
 - 区の環境アセスメント制度の適切な運用を図るとともに、事業者に対して、地域の状 況や周辺開発の動向を踏まえたきめ細かい環境影響調査を実施するように指導します。 また、国や東京都が行う環境アセスメントへの意見表明を通じて、環境への十分な配 慮を事業者に求めていきます。

■ ビル風対策の推進

- 「港区ビル風対策要綱」に基づき、事業者に対し、ビル風を防ぐための防風植栽の施 工、管理の計画についての届出や区への生育状況の報告を求めていきます。
- 建築技術等の進展を踏まえ、ビル風対策に係る様々な技術や工夫等について事業者に 指導、助言し、より効果的で質の高い防風対策を促進します。



強風によって傾いた樹冠



樹勢が回復せず、防風対策の 機能を果たせていない植栽

第6章

取組9-2 環境に配慮した適切なまちづくりの誘導

開発事業等の適切な誘導

- 開発事業等が実施される際には、「港区建築物低炭素化促進制度」、「緑化計画書制度」、 地域特性を生かしたまちづくりの手引となるまちづくりガイドライン²²⁾等を通じて、 エネルギーの効率的利用やみどりの保全、創出、ヒートアイランド対策等を誘導しま す。
- 大規模な開発事業などにおいて、地域におけるエネルギーの有効活用や再生可能エネルギーなどの利用、熱環境の改善、暑熱対策、二酸化炭素排出量の削減に有効な緑化、 風の道への配慮等を促し、持続可能なまちづくりを誘導していきます。

■ 良好な景観形成

• 港区特有の緑、水辺空間、歴史的・文化的資源を生かし、魅力ある街並みを形成していくため、「港区景観条例」、「港区景観計画」に基づき、一定規模以上の建築物や工作物の建設などを対象に、良好な街並みの形成を指導、誘導します。

関連計画:港区景観計画



大門通り周辺景観形成特別地区



環状2号線周辺景観形成特別地区

²²⁾ まちづくりガイドライン…地域ごとの特性に応じたきめ細かな目標や方針・方策等を示す、区が策定するまちづくりの手引

施策 10 環境美化活動の推進

区民をはじめ、区内で働く人、区を訪れる人にも快適な生活環境を確保するため、みなとタバコルールの推進、より分煙効果の高い密閉型喫煙場所の整備、環境美化活動を、 区民、事業者と協力して進めます。

関連する SDGs のゴール







取組 10-① 清潔できれいなまちの実現に向けた取組の推進

- 地域の環境美化活動の普及・啓発
 - 各地区生活安全・環境美化推進協議会を中心とする区民、事業者等と区との協働による環境美化、啓発活動の促進に向け、SNSの活用に加え、ナッジ理論の活用や、優良団体の表彰制度を通じた自主的な取組の紹介等により、事業者等の活動の見える化と取組意欲の向上を図ります。加えて、環境部門のみならず、様々な部門の事業者等と連携した環境美化イベントを積極的に開催するなど、多くの方々に環境美化活動に参加してもらえるよう取り組みます。
 - 来街者等に対してちらしなどの配布や、主要駅でのポスターの掲出など、事業者と連携して環境美化に関する啓発を推進します。

■ 民有地における不法投棄対策

• まちの美観を損ねる不法投棄を減らすため、区が民地 管理者等からの連絡、依頼により、不法投棄されたも のの回収、及び再発防止策の支援を行います。



民有地における不法投棄対策 事業チラシ

取組 10-2 みなとタバコルールの推進

- みなとタバコルールの普及
 - みなとタバコルールの周知・啓発、路上喫煙者に対する巡回指導、重点指導を更に充 実します。
 - 区内の事業者等と連携して、SNSや駅などの様々な広告媒体を活用するとともに、 発信する情報内容を分かりやすく整理し、在勤者や来街者に対するルールの周知、徹 底を図ります。

■ 密閉型指定喫煙場所の整備 拡充

- 周辺環境に配慮し、分煙効果が高い屋外密 閉型喫煙場所の整備を推進します。
- 屋内喫煙所設置費等助成制度を実状に見合った内容に見直し、喫煙場所の運営継続と 新規設置を促進します。



新橋SL広場指定喫煙場所(コンテナ型)

策

第 5

章

水と緑のうるおいと 生物多様性の恵みを大切にするまち

- 都心にありながら、多様な水辺と豊かな緑があることは港区の大きな特徴の一つ
- 水のつながりである「水循環系」を保全、再生するとともに多様な生きものが生息、生育する大小様々な緑と水辺のつながりを守り、育て、人も生きものもともに暮らせるまちをつくっていくことが必要
- 2030 年ネイチャーポジティブの実現に向けて、30by30 目標達成に貢献するため、区民、事業者、環境活動団体等の様々な主体と協働、連携した取組が必要

現状と課題

①多様な水環境は港区の大きな特徴 しかし、古川、運河、お台場の海の水質はいまだ大きな課題

起伏に富んだ地形と東京湾に面した立地を背景に、湧水、河川、運河、海という多様な 水環境があることは、港区の大きな特徴です。

近年、古川、運河、海の水質のデータに大きな変化は見られず、お台場の海、運河において水質の環境基準が一部未達成の状態が続いています。上流部の水質、下水道の構造などの問題が背景にあり、区単独で解決を図ることは容易ではなく、関係機関と協力して問題解決に取り組むことが必要です。



湧水







運河お台場の海



長年の課題である水質改善に向け、東京都をはじめとする関係機関、 地域の住民、事業者等との継続的な取組が必要

②多様な水環境が構成する水循環系とまちのうるおい

台地上に降った雨が地下にしみこみ、台地の崖下の湧水から湧き出て、古川、運河、海 を経て、再び雨となって降り注ぐ一連の流れを「水循環系」といいます。

都心に残存する湧水は、自然環境としても貴重な存在ですが、コンクリート、アスファルトに被われた土地が多く、雨水が下水に直接流される構造があるため、地下にしみこむ雨水の量が減り、湧水量は減少しています。雨水を浸透、貯留させ水循環を確保することは、湧水などの自然環境の保全に加え、気候変動に伴う内水氾濫を防ぐためにも重要です。

また、古川や運河の水辺、お台場の海辺は、都市のうるおいや魅力を生み出す貴重な資源であり、まちづくりと連携しながら親水空間をより充実していくことが必要です。



区内の水循環系のイメージ



水循環系を保全、再生するとともに、貴重な資源である水辺を生かし、 うるおいの感じられるまちをつくっていくことが必要

③過去から現在に受け継がれた歴史ある自然と、まちづくりから生み 出される新しいみどりが織りなす、みどり豊かな環境

港区には、赤坂御用地や自然教育園、芝公園、 有栖川宮記念公園などの大規模でまとまりの あるみどりをはじめ、歴史ある社寺の樹林、崖 線に残された斜面緑地、身近な公園の草地、開 発事業によって生み出された新しい緑地など、 多様で生物相豊かなみどりの環境があります。

これらを生かしながら、まちづくりの機会を 捉えてみどりの創出に引き続き取り組むこと が必要です。



有栖川宮記念公園

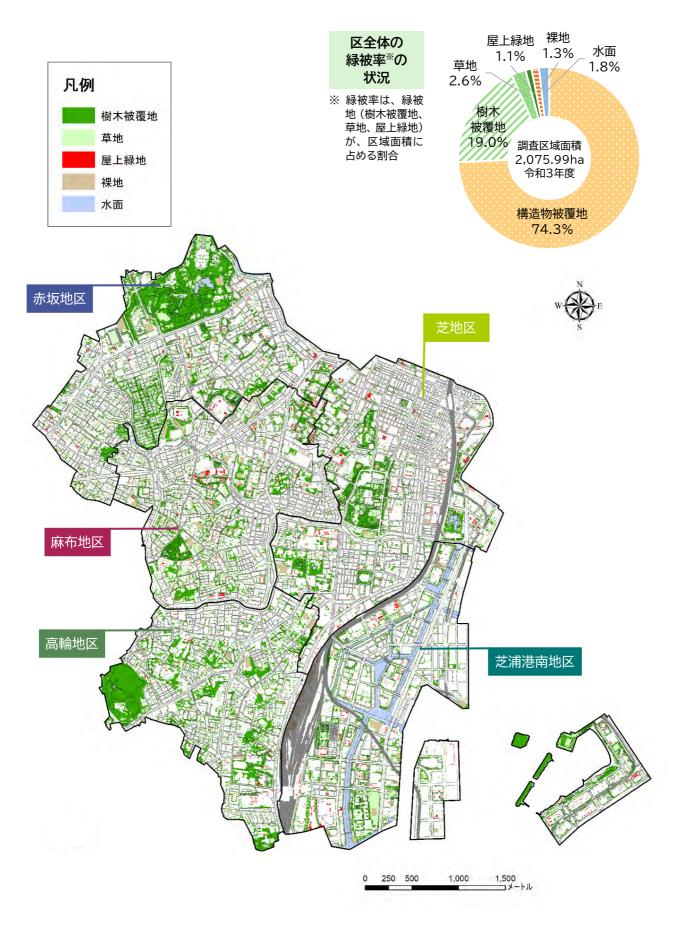


歴史あるみどりを大切にしつつ、民間のまちづくりや道路、公園、公共 施設等の整備に際したみどりの創出により、豊かで質の高いみどりを育 んでいくことが必要

策

6 章

第



緑被地の分布

出典:港区「港区みどりの実態調査 (第10次)」令和4 (2022) 年 を基に作成

この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 2,500 分の 1 地形図を利用して作成したものである。(承認番号) 3 都市基交著第 60 号

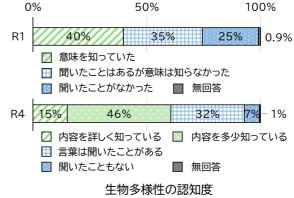
→別冊Ⅱ-2 港区の生物多様性の概要(別冊 p. 56~75)

別冊Ⅱ-3 生物多様性保全・再生の重点箇所の概要(別冊 p. 76~78)

④生物多様性から生み出される様々な自然の恵みに支えられている 区民の暮らし 0% 50% 1

区民の生活や区内における事業活動は、国内外から供給される食糧、資源など、生物多様性から生み出される様々な自然の恵みに支えられています。このような生物多様性に関する認識は、令和元(2019)年度よりも令和4(2022)年度は向上しており、区民の理解の醸成が進んでいます。

区内では、生物多様性に関する自主活動に 取り組んでいる区民、事業者、環境活動団体、



生物多様性の認知度 (令和元(2019)年度調査・n=470 令和4(2022)年度調査・n=606)

研究・教育機関などが協働、連携する組織「生物多様性みなとネットワーク」が平成 28(2016) 年から活動しており、区民、事業者への生物多様性の普及・啓発、会員間の情報交換や交流を促進するイベントを開催しています。

こうした活動を生かしながら、生物多様性に対する区民、事業者の理解を醸成していく とともに、行動につながるよう働きかけていくことが必要です。



生物多様性の重要性に対する区民、事業者の理解を醸成し、生物多様性に配慮した暮らしや働き方を促進していくことが必要

⑤様々なアプローチが必要な生物多様性の保全

生物多様性を保全することは、自然環境の保全だけでなく、健康促進やヒートアイランド現象の緩和、防災機能の向上など様々な恩恵、すなわち生態系サービスの向上につながります。区民、事業者等と協働した取組を進めるに当たって、緑や水辺の保全や創出だけを目的にするのではなく、自然を介して健康づくり、子育て、教育、コミュニティづくりにつなげるなど、他分野とも連携しながら広がりのある仕組みをつくっていくことが必要です。「生物多様性みなとネットワーク」等をとおして区民や事業者等、様々な主体と情報共有を図るなど、点の取組をつなげていくことが重要です。



区内の生物多様性スポット 芝公園



生物多様性の保全のため、環境以外の分野との連携や多様な主体と連携 した広がりのある取組を実施していくことが必要

6 章

第

⑥生きものと共存できるまちづくりに向けて

区内には、チョウやタンポポ、カエル、トカゲなど 2,000 種以上の生きものが生息、生育しています。令和元 (2019) 年度に、港区がめざす自然環境の保全、再生のシンボルとなる生きものとして、区民投票により「カワセミ」を選定しました。ビオトープの創出、生きものの生息地をつなぐエコロジカルネットワークの形成を通じて、カワセミをはじめとする鳥や昆虫などの生きものの存在を身近に感じられるまちをつくっていくことが必要です。

在来種の生息を脅かすアカミミガメ、アメリカザリガニや、区民の健康や住宅に被害を 及ぼす恐れのあるハクビシン、アライグマ、ヒアリ、セアカゴケグモなどの外来種も、区 内や近隣区で確認例が増えており、対策が求められています。



港区がめざす自然環境の保全、再生のシンボル「カワセミ」



亀塚公園で保全している 在来種のカントウタンポポ



区内の公園に定着した 外来種のアメリカザリガニ



生きものがすめるビオトープ、それを結ぶエコロジカルネットワークの 形成を進めるとともに、外来種への対策を講じていくことが必要

⑦新たな国際目標 30by30 目標と自然共生サイトの保全

国が令和5(2023)年3月に策定した「生物多様性国家戦略2023-2030」の中で「30by30目標」を設定し、その達成に向け、国立公園等の拡充のみならず、里地里山や企業林、社寺林などのように地域、企業、団体によって生物多様性の保全が図られている土地(OECM:保護地域以外で生物多様性保全に資する地域)に位置付けられる「自然共生サイト」の認定制度を令和5(2023)年4月から開始しました。国際目標の達成貢献に向け、自然共生サイト認定制度の活用も視野に入れた取組を検討する必要があります。



都心の自然共生サイトの事例: 大日本印刷株式会社 市谷の杜 (新宿区、2023年前期認定) 出典: 30by30 ホームページ(環境省)

「30by30 目標」の達成に向けては、地域、企業、団体によって生物多様性の保全が図られている民有地の保全の取組が、これまで以上に重要な役割を担うようになることから、個々の事業者や団体等の取組が重要です。



30by30 目標の達成に貢献するため、事業者、環境活動団体等の 取組の促進が重要

施策・取組の方向性

現状と課題を踏まえ、以下の施策を推進します。

施策 14 及び施策 15 は、「港区生物多様性地域戦略」として位置付けるものです。

基本目標4

水と緑のうるおいと 生物多様性の恵みを大切 にするまち 施策 11 古川、運河、お台場の海の水質改善

施策 12 水辺空間と水循環系の保全、再生

施策 13 豊かで質の高いみどりの保全、創出

港区生物多様性地域戦略

施策 14 生物多様性の理解と浸透

施策 15 生物多様性の保全、再生

◆関連するSDGsのゴール

水環境の改善、区民生活にうるおいをもたらすと同時に生きものの生息場所となるみどりの 保全、創出に、区民、事業者との協働で取り組むことで、次のゴールの達成に貢献していきます。















章

第

5

港区生物多様性地域戦略の長期目標

令和4 (2022) 年にCOP15 (生物多様性条約第 15 回締約国会議) で採択された、「昆明・モントリオール生物多様性枠組」の 2050 年ビジョン「自然と共生する世界」及び 2030 年ミッション「自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め反転させるための緊急の行動をとる」を踏まえ、引き続き長期目標を次のとおり設定し、実現に向けて各施策に取り組みます。

港区生物多様性地域戦略がめざす 2050 年の港区の姿

まちの活気と生きものが共存して、

生物多様性の恵みに感謝し、笑顔があふれているまち・みなと

港区の豊かな暮らしと都市としての発展は、区内にとどまらず、周辺地域、日本全国、 さらには世界中からの多くの資源・エネルギーに依存しており、その多くが生物多様性 から生み出される自然の恵みによるものです。

したがって、世界中で進行している生物多様性の危機は、私たちの暮らし、都市としての発展に負の影響を与えているといえます。

このような状況を港区に住み、学び、働く人全てが理解した上で、一人ひとりの行動 につなげ、生物多様性を健全な状態で将来の世代に引き継ぐことが、私たちの豊かな暮 らし、豊かな環境を守ることにつながります。

以上のことから、港区生物多様性地域戦略は、これまでの戦略が掲げてきた長期目標を継承し、「まちの活気と生きものが共存して、生物多様性の恵みに感謝し、笑顔があふれているまち・みなと」の実現に向けて、生物多様性の保全と、その恵みの持続可能な利用に取り組みます。



●コラム● 生物多様性の恵みとは

地球上のあらゆる生きものが、お互いに関わりあいながら生きていることを生物多様性といいます。私たち人類も生物多様性の一員であり、他のたくさんの生きものとつながり、食べ物や水など生物多様性から得られる恵みを受けて生きています。

港区における区民の暮らしや企業の活動は、国内の農村地域や海外から供給されている食べ物、エネルギーなど、地球上の様々な自然や生きものたちがつくり出す物資に支えられています。

一方で、多くのオフィスや商業施設、ホテルなどの事業所が集まる港区は、地球温暖 化の原因となる二酸化炭素を大量に排出しています。二酸化炭素排出量の増加は、地球 温暖化を進行させ、地球全体の気候を変動させます。気候変動は、私たちの暮らしだけ でなく、生態系にも大きな影響をもたらします。

それは、サクラの開花時期が早まるといった身近なことから、農作物の収穫時期や収穫量の変化、山林の植生の変化、南方にすんでいた昆虫類の北上、サンゴの白化など、地球規模の影響に至るまで多岐にわたります。さらには、種の絶滅や生息・生育域の移動、減少、消滅などを引き起こし、やがて私たちの暮らしを支える生物多様性の恵みを損なっていきます。

このように、港区における区民の暮らしや企業の活動は、国内外の生物多様性の恵み に依存していると同時に、生物多様性の恵みを供給している地域の生態系に影響を与え ています。

未来の人々が享受する生物多様性の恵み、それらに支えられた豊かな暮らしを守っていくため、身近な自然のみならず、地球上の全ての生物多様性を守り継いでいくことが必要です。



私たちの暮らしと生物多様性の恵み

策

第5章

施策の目標

施策 11 の 目標

古川、運河、お台場の海の水質改善が進んでいる

指標	現状実績値	中間目標値	計画目標値
	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和8(2026)年度末
古川の水質の環境基準達成	全地点、全項目で	全地点、全項目で	全地点、全項目で
	環境基準達成	環境基準達成	環境基準達成
運河の水質の環境基準達成 →	全地点でおおむね	全地点、全項目で	全地点、全項目で
	環境基準達成	環境基準達成	環境基準達成
お台場海浜公園における水質の水浴場判定基準の達成	全地点で	全地点で	全地点で
	おおむね水浴場の	おおむね水浴場の	おおむね水浴場の
	判定基準達成	判定基準達成	判定基準達成

施策 12 の 目標

地下に実質的に浸透する雨水の量が増え、水循環系の保全、再生が 進んでいる

指標	現状実績値	中間目標値	計画目標値
	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和8(2026)年度末
雨水の地下浸透量	79, 800 m³	77,700 m³	83, 400 m³

施策 13 の 目標

みどりの保全と創出により、区内全体で緑が増加し、区民が緑の豊か さを実感している

指標	現状実績値	中間目標値	計画目標値
	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和8(2026)年度末
緑化計画書制度により 整備された緑化面積 ★	60, 029 m²	52,000 m²	124, 000 m

施策 14 の 目標

生物多様性が広く区民に認知され、理解が深まっている

指標	現状実績値	中間目標値	計画目標値
	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和8(2026)年度末
生物多様性の認知度	92%*	80%	95%

^{※ 「}港区の環境に関する区民アンケート調査」(令和4年度実施)において、生物多様性について「内容を詳 しく知っている」、「内容を多少知っている」又は「言葉は聞いたことがある」と回答した区民の割合

施策 15 の 目標

多様な生きものがすむ自然環境の保全、再生が進んでいる

指標	現状実績値	中間目標値	計画目標値
	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和8(2026)年度末
生物多様性に配慮した緑化計画 の割合 後期	-	_	50%

:中間目標を大幅に達成、もしくはその見込みの指標

:中間目標の達成に至らないと見込まれる指標

- : 中間目標を達成見込みの指標

後期 :本計画から新たに追加した指標

●コラム● 「みどり」と「緑」

港区では、豊かなみどりのもたらす恩恵によって、区民が快適な生活を営むことがで きる環境を実現していくため、「港区みどりを守る条例」を定め、みどりの保全と創出に 取り組んできました。

ここでいう「みどり」は、樹木、樹林、生け垣、草花等の植物と、これらを取り巻く 水、土壌、大気等の動植物の生息地又は生育地が一体となって構成された自然環境を広 く表します。

なお、「緑」と表記する場合 は、樹木、樹林、生け垣、草花 等の植物そのものを指してい ます。



第1章

第

5

童

章

施策 11 古川、運河、お台場の海の水質改善

古川、運河、お台場の海の水質改善に向け、水環境の監視測定、お台場ふるさとの海づくりなどの取組を継続しつつ、東京都をはじめとする関係機関、地域の住民、事業者等と情報を共有しながら対策を検討、実行します。

関連する SDGs のゴール











取組 11-① 古川の水環境改善

- 水質の監視測定及び測定結果の情報提供
 - 定期的な水質調査を継続し、結果を区ホームページ等により区民に公表します。
- 古川の浄化対策
 - 古川の清流復活、再生に向け、河川清掃や流路整正等の管理を効果的に実施するとと もに、落合水再生センターからの下水高度処理水や地下鉄からにじみ出る水を放流す るなど、東京都と連携し水量を確保することで、古川における水質を浄化します。

取組 11-② お台場の海及び運河の水質改善

- お台場の海及び運河の水質改善の促進 拡充
 - お台場海浜公園内における区独自の水質調査、水質予測の取組を継続します。
 - 運河において、区独自の定期的な水質調査及びダイオキシン類調査、大雨時に排出される簡易処理水の影響調査を継続します。
 - お台場海域及び運河の水質調査結果をもとに、今後も管理者である東京都に対策の提案、要請を行うなど調整、連携を図り、水質改善に向けた取組を進めます。
 - 大学や事業者等と連携した環境学習などにより、区民等の意識啓発を図ります。
- 泳げるお台場の海創生事業 拡充
 - 「泳げる海、お台場」を東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会のレガシーとして次世代へ引継ぐため、令和6 (2024) 年オリンピック・パラリンピック競技大会の開催都市であるパリ市と連携した「お台場プラージュ (海水浴)」を実施します。実施に当たっては、東京都と調整を図るほか、地域住民、事業者及び周辺商業施設との協働・連携を強化します。また、中央大学(令和4 (2022) 年3月まで東京大学)との共同研究により構築した「お台場海水浴予報システム」を運用するとともに、毎年の調査、研究を通じて予報精度の向上に取り組みます。
 - 海水浴期間における水中スクリーンの設置等を通じて、水質改善に向けた取組を推進 します。

- お台場ふるさとの海づくり
 - 地引網、海苔の育成など、海に関わる様々なイベント等を開催し、環境保全への関心 を高めます。

第

施策 12

水辺空間と水循環系の保全、再生

貴重な資源である水辺を生かし、うるおいの感じられるまちをつくっていくため、古川や運河などにおいて、沿川のまちづくりと連携しながら親水空間をより充実していくとともに、水循環系の保全、再生に取り組みます。

関連する SDGs のゴール









取組 12-① 親水空間の充実

水辺空間の親水化

- 水辺に親しめる空間を増やしていくために、古川では護岸整備に併せて、隣接する公園や緑地等を活用した親水空間を整備します。
- 運河沿いで開発事業が行われる際には、事業者に対して親水空間の整備促進を指導するとともに、周辺の親水環境づくりを関係機関に要請します。
- 水辺のにぎわい創出のため、親水テラス等のライトアップ、運河沿いでのプロジェクションマッピングや光の演出等を検討します。

水辺の散歩道の整備

 東京都は、水門の内部にある埋立地を浸水から 守るため、臨海部の運河に沿って内部護岸²³⁾の 整備を進めています。区は区民が気軽に水辺空 間に親しめるよう、内部護岸の上部に舗装や照 明のほか、植栽やベンチなどの休養施設を順次 整備し、運河沿緑地として開放しています。運 河沿緑地が橋りょうにより分断されている箇所 においては、連続化を図ることで、水辺の散歩 道としてのネットワーク形成を更に推進します。



水辺の親水空間

取組 12-2 健全な水循環系の保全、再生

■ 雨水の地下浸透の促進と湧水地の保全

- 道路舗装を透水性舗装にすることや、公共施設及び大規模建築物等の新築や増改築時 に雨水浸透施設の設置指導を行うことで、雨水の地下浸透を促進し、健全な水循環機 能の保全、向上を図ります。
- 地下水涵養域²⁴⁾においては、雨水を積極的に浸透させ、湧水地を保全します。

²³⁾ 内部護岸…地震時の護岸倒壊による浸水を防止するとともに、高潮時に水門などを閉鎖した後の降雨・下水等 の流入による内水面の上昇から背後地を防護する施設

²⁴⁾ 地下水涵養域…現存が確認できる湧水の近くの区域を限定して対象とし、区全域で算出した地下水標高を結ん だ地下水位等値線等を基に地下水脈を想定し、この水域が湧水に至る可能性を考慮して推定した区域

施策 13 豊かで質の高いみどりの保全、創出

生物多様性に富んだみどりの環境を生かしながら、人々が快適に暮らし、活動できるまちをつくるため、区民、事業者等との協働により、みどりの保全、創出を推進するとともに、生きものを呼び込む緑化の誘導に取り組み、都市の自然生態系の構築を図ります。

関連する SDGs のゴール









取組 13-① 区民との協働によるみどりの保全、創出と普及・啓発

■ みどりの普及・啓発

• 公園におけるイベントや講座を通じ、苗木配布等を行いみどりの普及・啓発に努めます。

- 区民協働によるみどりの保全、創出活動の支援
 - 「みどりの活動員制度²⁵⁾」、「アドプト制度²⁶⁾」 を通じて、区民協働によるみどりの保全、創 出活動を支援します。



アドプト制度によってつくられた花壇

■ 歴史あるみどりの保全

- 「港区みどりを守る条例」に基づき、一定規模以上の樹木・樹林を保護樹木・樹林と して指定し、所有者に対し維持管理に関する支援を行うことにより、緑の保全に努め ます。
- 国、都、区指定の天然記念物、環境省の定める特定植物群落に関する情報を国や東京 都と共有して、保全を図ります。
- みどりの骨格を形成する斜面緑地について、保護樹木・樹林の指定、緑化計画書の運用、景観協議等を通じて保全します。

²⁵⁾ みどりの活動員制度…民間緑地の維持管理やみどりに関する知識の普及・啓発活動に自主的に取り組む区民・ 事業者を、区が支援する制度

²⁶⁾ アドプト制度…アドプト (adopt) とは「養子にする」という意味。地域の道路・公園等を「養子」に、区民等が構成する団体等を「里親」に見立てて、「養子」の美化、清掃、緑化等に「里親」が関与するという、一連の手続をアドプト・プログラムと呼ぶ。

第

5 章

章

取組 13-2 民有地における多様な緑化の推進

- 緑化計画書制度による緑の量の確保と質の向上
 - 開発事業や建築物の新築、増改築に際して自然と共生できる質の高いみどりを保全、 創出するため、「緑化計画書制度」に基づき、樹木・樹林の保全や、屋上緑化、壁面緑 化など多様な手法を用いた効果的な緑化を指導し、以下に貢献するみどりの保全、創 出を誘導します。
 - ・エコロジカルネットワークの形成と生物多様性の向上
 - ・二酸化炭素の吸収
 - ・ヒートアイランド現象の緩和 など
 - みどりの質を一層向上させていくため、緑化指導において在来種の植栽を推奨します。
 - 民有地の優れた緑化施設を表彰する「港区みどりの街づくり賞」制度により、緑化に 対する区民、事業者等の意識を高め、緑の質の向上につなげます。

関連する施策・ 取組 施策 1 2050 年ゼロカーボンシティ達成に向けた脱炭素化の推進 取組 1 - ④ 緑化による二酸化炭素の吸収 施策 15 生物多様性の保全、再生 取組 15-② 生きものに配慮したまちづくりの推進

■ 屋上緑化、壁面緑化等の推進

- 都心部での土地の高度利用に対応した建物の屋上や壁面を積極的に活用した緑化を指導、誘導するとともに、「屋上等緑化助成制度」の普及を図り、区民の生活空間にうるおいのある緑を創出します。
- 区ホームページやSNSを活用して戸建て住宅や集合住宅の庭先やベランダ、屋上などの身近な場所で手軽にできる緑化を紹介し、区民への周知・啓発を図ります。





令和5(2023)年度みどりの街づくり賞受賞施設

取組 13-3 公共空間における緑化の推進

区有施設の緑化の推進

● 区有施設の新築、増改築及び改修時には、計画段階から質の高い緑地の保全、創出を 検討し、地上部のほか屋上、壁面など様々な空間を活用した緑化に努め、緑の量の確 保と質の向上をめざします。

取組

関連する施策・ 施策 15 生物多様性の保全、再生 取組 15-2 生きものに配慮したまちづくりの推進

公園等の整備

大規模な民間開発における公園や広場の適切な配置や整備、都市計画公園三田台公園 の整備促進を図ることで、緑の量と質の向上をめざします。また、計画段階から区民 参画の手法を取り入れ、地域特性や区民のライフスタイルに合わせて公園の整備を進 めます。

■ 道路緑化の推進

- 街並みの景観を高め、うるおいとやすらぎのある道路環境をつくるため、幹線道路を 生かした緑の軸を形成しながら道路緑化を推進します。
- 既存の植栽を良好な状態で維持、育成するため、適切な維持管理を実施します。
- 夏季の日中の気温が高く緑が少ない地域を中心に、街路樹及び沿道敷地の高木の育成 による緑陰形成を進めます。
- 台風による倒木を防ぐとともに、地域住民などの意見を反映させるなど、地域特性に 配慮した樹種を選定し植栽します。

第

5 童

第

施策 14 生物多様性の理解と浸透

→別冊Ⅱ-4 各取組の事業予定(別冊 p. 79)

生物多様性の重要性に対する区民、事業者の理解を醸成し、生物多様性に配慮した暮 らしや働き方を促進していくため、区民、事業者への普及・啓発や環境学習を進めると ともに、様々な主体の協力による生物多様性の保全に関する取組を進めます。

関連する SDGs のゴール











取組 14-① 生物多様性の普及・啓発

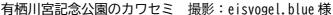
- 生物多様性に関する普及・啓発の推進
 - 区内の自然環境などの情報を継続的に収集、蓄積し、区ホームページ、冊子、パンフ レット、パネル展などにより積極的に発信します。
 - 区がめざす自然環境の保全、再生のシンボル「カワセミ」を活用し、生物多様性への 関心喚起につながる普及・啓発を展開します。
- 生物多様性に配慮した暮らしと働き方の促進
 - 区民が日々の暮らしの中でできる、生物多様性に配慮した行動メニューや、生物多様 性に配慮してつくられた商品やサービスの認証制度などについて、区ホームページや イベント等を通じて普及・啓発します。
 - 生物多様性みなとネットワーク会員と協働で策定した「事業者向け生物多様性行動メ ニュー」の普及を進めます。

●コラム● カワセミ

カワセミは、背中の鮮やかな青色とお腹のオレンジ色が特徴の水鳥で、その美しさから宝 石にも例えられます。川や池にダイビングして小魚やエビ、水生昆虫などを捕食します。

区内では季節を問わず有栖川宮記念公園の池など様々な水辺で見ることができます。 カワセミの餌となる水生生物が生息できる良好な水辺とかくれがとなる一定量の緑があ れば、都心でもカワセミを呼ぶことができます。







取組 14-2 生物多様性の学びをとおした環境学習の推進

■ 学びの機会の提供

- 自然を身近に感じ、生物多様性の大切さへの理解を深めていくため、生きもの観察会 や、あきる野市の「みなと区民の森」などでの環境学習等を通じ、暮らしと生物多様 性の関わりを学ぶ機会を創出します。
- 教育委員会などとの連携により、学校プールに生息するヤゴの救出観察会など、生物 多様性に関連する環境学習を推進します。
- 様々な主体と連携して、区内外で生物多様性を学ぶ場や機会を継続して設けます。
 - ・各総合支所や児童館、子ども中高生プラザで野菜や花の栽培を学ぶ学習会
 - ・保育施設や幼稚園などで野菜を育て収穫した作物を調理し食べる活動
 - ・芝浦公園の田んぼでの田植え、稲刈り講習
 - ・連携自治体での農業体験
 - ・民間施設の緑地を活用した生物多様性の保全に関する環境学習



芝浦公園の田んぼでの稲刈り体験



あきる野市での農業体験

●コラム● エコラベルを探そう!選ぼう!

エコラベルは、原料の調達や、生産、流通の過程で生物多様性に配慮した商品に付けられています。

食べ物や日用品などの商品を 買うとき、みなさんは「おいしさ」 や「使いやすさ」、「安さ」などを 考えて選んでいると思います。

それらに加えて、生物多様性を 守ることにつながる「エコラベ ル」の付いた商品を選んでみまし ょう。





MS C認証「海のエコラベル」 海洋の自然環境や水産資源に配 慮して獲られた水産物に与えら れます。(写真:たらこ)



レインフォレスト・ アライアンス認証 野生生物の保護、

土壌と水源の保全、労働者の家族や地域

労働者の家族や地域社会の保護 などの基準を満たした農園で栽 培されたことを示します。

(写真:バナナ)

取組 14-3 多様な主体の連携による取組

「生物多様性みなとネットワーク」の活動推進

● 「生物多様性みなとネットワーク」における会員相互の情報交換や、生物多様性パネル展などの生物多様性みなとフォーラムの開催など、区民、事業者、研究機関等と区が連携、協働した取組の充実を図ります。



生物多様性パネル展



生物多様性みなとフォーラム(見学会) (会員主催の生物多様性保全活動)

■ 地域内・外の交流、連携

- 自然教育園と自然環境に関する情報の共有やカワセミをはじめとする様々な動植物の生態等を学ぶ自然観察会の開催などを通じて連携を深めるとともに、区民や事業者、区内の学校などの利用につながる自然教育園の情報を発信します。
- 「東京湾自治体環境保全会議²⁷⁾」、「生物多様性自治 体ネットワーク²⁸⁾」、「緑の情報連絡会²⁹⁾」及び「オ ール東京 62 市区町村共同事業³⁰⁾」への参加を継続 し、他自治体との連携、情報共有を図ります。



自然教育園で実施した 秋の生きもの探し

- 隣接区と連携して、エコロジカルネットワークの形成を推進します。
- 生物多様性条約に関連する活動やネットワークへの参加などにより、生物多様性に関する国際的な活動との連携、世界の動向に関する情報収集に努めます。

■ 「自然共生サイト」の登録に向けた取組 新規

● OECM (保護地域以外で生物多様性保全に資する地域)に位置付けられる「自然共生サイト」の登録に向けて、国や東京都等から情報を収集するとともに、要件や手続を整理するなど、準備を進めます。

²⁷⁾ 東京湾自治体環境保全会議…東京湾に隣接する自治体で構成され、水質改善に向けた広域的な対策に関する協議や湾岸住民への環境保全に係る普及・啓発などに連携して取り組む組織

²⁸⁾ 生物多様性自治体ネットワーク…平成 22 (2010) 年の第 10 回生物多様性条約締約国会議 (COP10) で採択された愛知目標の実現に資することを目的とする自治体の連携組織。相互に生物多様性の保全や持続可能な利用に関する取組や成果について情報発信などを行う。

²⁹⁾ 緑の情報連絡会…東京都と都内区市町村で構成され、自治体間の情報交換と都市緑化の推進等を目的とする組織

³⁰⁾ オール東京 62 市区町村共同事業…東京で暮らす人々にとって大きな課題である温室効果ガスの削減やみどりの保全について、東京都内の全 62 市区町村が連携・共同して取り組む事業

施策 15 生物多様性の保全、再生

➡別冊Ⅱ-5 各取組の事業予定(別冊 p.80~81)

鳥や昆虫などの生きものの存在を身近に感じられるまちをつくっていくため、生きも のの生息、生育環境となる緑や水辺を結ぶエコロジカルネットワークの形成を進めると ともに、生物多様性について身近に学び、体験できるスポットや子どもたちが自然とふ れあえる環境を充実させていきます。また、区内の自然生態系を守り、生きものとの共 存を図っていくため、外来種の侵入、拡散の防止に取り組みます。

関連する SDGs のゴール









取組 15-① ビオトープづくりとエコロジカルネットワークの形成

- 生物多様性スポットの創出と情報発信
 - 区民が生物多様性について身近に学び、体験できる生物多様性スポットとなる場所や 活動事例のつながりを意識し、生物多様性の保全に貢献するまちづくりを誘導すると ともに、区民、事業者等への情報発信を進めます。

生物多様性 スポットの 例

- ・自然とのふれあいや学びのある場所
- ・生物多様性と関連の深い文化を学べる場所
- ・地域の生物多様性の特徴的な場所
- ・まちの自慢となる生物多様性の保全につながる取組の活動拠点
- 公園等におけるビオトープ整備と生きものがすめる環境づくり
 - 公園や児童遊園などの新設、改修の機会を捉え、虫や鳥などの身近な生きものがすめ るビオトープを整備します。
 - 公園等で、区がめざす自然環境の保全、再生のシンボル「カワセミ」が採餌、営巣で きる環境に配慮した管理を行います。

関連する施策・ 取組

施策 13 豊かで質の高いみどりの保全、創出 取組 13-3 公共空間における緑化の推進 施策 14 生物多様性の理解と浸透 取組 14-3 多様な主体の連携による取組

生物多様性を高める自然環境の保全、再生の重点箇所の管理、運営とモニタリング

- 重点箇所に選定した樹林地、草地、水辺(池) において、「生物多様性を高める自然環境の 保全、再生の重点箇所における管理・運営方 針」に基づき、区、指定管理者、区民等の主 体が連携して、保全、再生の取組を進めます。
- 重点箇所において、定期的に生きもののモ ニタリングを行い、保全、再生の取組に反 映します。



生物多様性を高める自然環境の保全、再生 の重点箇所

策

章

第

5

- 学校、幼稚園、保育園等におけるビオトープの創出と適切な維持管理の推進
 - 学校等の新設、改修の機会を捉え、ビオトープを整備します。
 - 学校、幼稚園、保育園に対し、生きものを身近に観察するためのビオトープの整備や 適切な管理方法を紹介した「ビオトープ管理手引き」を配布し、専門家の派遣による 整備、維持管理の支援、環境学習の推進を図ります。
 - 区民や事業者に対しビオトープの維持管理について、みどりの活動員制度を活用して 支援します。

エコロジカルネットワークの評価

● 区内の生きものの生息地及び周辺地域につながるエコロジカルネットワーク形成の効果を検証し、エコロジカルネットワークの将来像の実現に向けた取組の推進を図ります。令和8(2026)年度に実施予定の第11次みどりの実態調査の中で、エコロジカルネットワークの形成状況を検証します。

●コラム● エコロジカルネットワーク

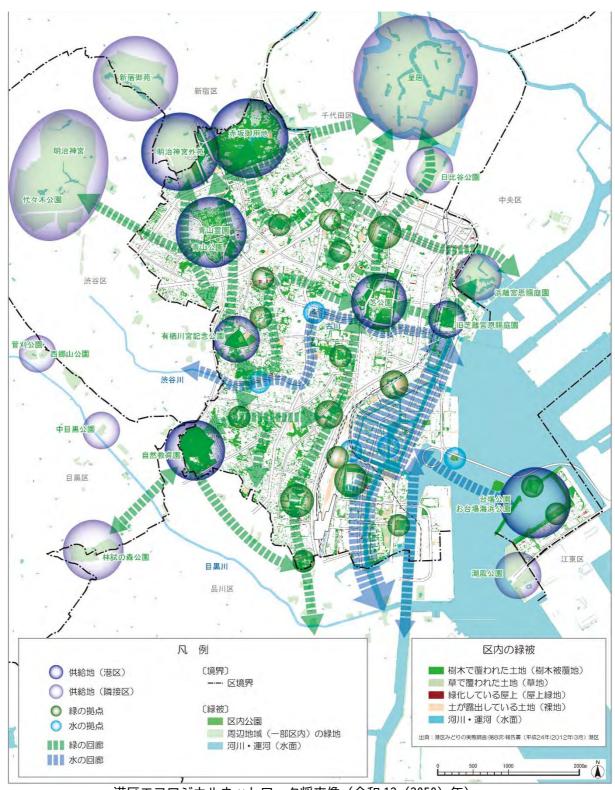
港区には、生きものの生息拠点となっている地域ゆかりの緑地や学校の緑、公園、民 有地の庭など、大小の様々な緑地があり、それらが市街地の中に点在しています。

緑地が点在している状況では、生きものが個々の小さな緑地の中に取り残された状態 となり、餌を十分に得られなかったり、繁殖する場所が限られてしまいます。

そこで、生きものの生息拠点となる緑地を小さな緑地や緑道、街路樹などでつなぎ、 生きものが移動できるようにすることで、生きものが暮らしやすい状況をつくる必要が あります。このような、生きものが移動できるようにつながれた状態にある生息地のネ ットワークを、エコロジカルネットワーク(生態系ネットワーク)といいます。



エコロジカルネットワークの概念図



港区エコロジカルネットワーク将来像(令和 12 (2050) 年)

出典:港区「生物多様性緑化ガイド」平成28(2016)年

5

取組 15-2 生きものに配慮したまちづくりの推進

■ 生物多様性の向上に貢献する建築計画やまちづくりの誘導

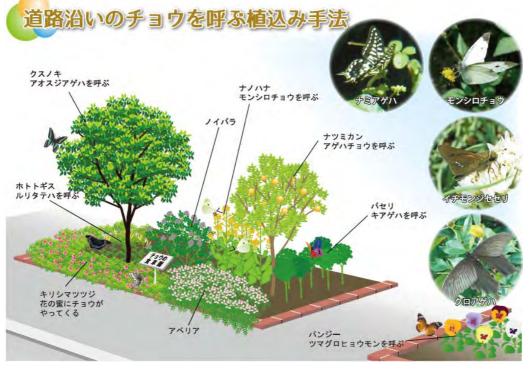
• 「緑化計画書制度」に基づく緑化指導に際し、「生物多様性緑化ガイド」を活用し、生物多様性に配慮した緑化を誘導します。

関連する施策・ 取組 施策 13 豊かで質の高いみどりの保全、創出 取組 13-② 民有地における多様な緑化の推進 取組 13-③ 公共空間における緑化の推進

●コラム● 生物多様性緑化ガイド

生物多様性緑化ガイドは、自然や生きものと共存できるまちづくりに向け、緑化計画 書制度を活用して、公共・民間施設における生物多様性に配慮した緑化の指針を示すも のです。

生きものが生息しやすい環境やエコロジカルネットワーク (p.93) の形成をめざし、チョウや野鳥を呼ぶ緑化、土地の植物 (在来種) を使った緑化の方法など生物多様性を取り入れた緑化方法について分かりやすく解説しています。



生物多様性緑化手法の例

出典:港区「港区生物多様性緑化ガイド 概要版」平成28(2016)年

取組 15-3 外来種の侵入、拡散の防止

外来種の侵入、拡散の防止

- 在来種の生息を脅かす外来種や、区民の健康や住宅に被害を及ぼす恐れのあるヒアリ、 ハクビシンなどの外来種について、国や東京都などと連携し、区民への注意喚起、侵 入、拡散の防止に向けた対策を進めます。
- 有栖川宮記念公園における定期的な生物モニタリングを実施するとともに、公園におけるイベントや講座を通じ、池の中の外来種等を観察しながら生態や外来種への接し方を学ぶ機会を設けます。
- 公園等の管理者を対象に、外来種への対策を周知する外来種講習会を開催します。





有栖川宮記念公園における生物モニタリング

●コラム● 外来種被害予防三原則

外来種の中には、在来種の生息場所を奪ったり在来種を捕食したりして、生態系に重大な影響を及ぼす可能性がある生きものもいます。また、農林水産業などの私たちの生活にも影響を及ぼす可能性もあります。そうした被害を防ぐためには、外来種被害予防三原則を守ることが大切です。外来種に関わる際には、この三原則を守り、適切な対応をしましょう。

外来種被害予防三原則

●入れない

悪影響を及ぼすおそれのある外来種を自然分布域から非分布域へ「入れない」

②捨てない(逃がさない、離さない)

飼養・栽培している外来種を適切に管理し、「捨てない」

❸拡げない(増やさない)

既に野外にいる外来種を他地域に「拡げない」

第 5 童

取組 15-4 生物多様性、自然環境に関する調査

- 生物多様性及び自然環境に関する調査の実施と情報発信
 - 右の調査を定期的に実施することで、区内 の生物多様性及び自然環境の現況を継続 的に把握し、各取組や計画の見直しに反映 するとともに、調査の結果について、区ホ ームページ等で情報を発信します。令和8

調査及び今後の実施予定

- ●港区みどりの実態調査↑
- 令和8年度 ●湧水に関する調査
- ●港区生物現況調査 令和 10 年度

(2026) 年度に実施予定の第 11 次港区みどりの実態調査の中で、緑被率や湧水の調査 を行います。

■ 区民参加型生きもの調査 拡充

- 学校、児童へのアンケート結果や要望を踏まえ、新たに区内小学校への出前授業を行 い、小学生による「みんなと生きもの調査隊」などの区民参加型調査を継続します。
- 公園等におけるイベントを通じた区民参加型調査を実施するとともに、アプリを活用 した調査を検討します。

基本目標5

環境保全に取り組む人がつながり 行動を広げるまち

- 一人ひとりの区民、それぞれの事業者が原因者であるとの自覚を持っ て暮らしや事業活動を見直していくことが求められる今日の環境問題
- 環境教育・環境学習を通じた意識の向上と、区民、事業者、教育・研究機 関、環境活動団体など、区内の様々な主体との協働・連携により環境保 全活動を推進していくことが必要

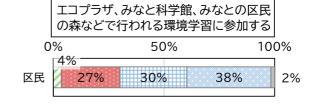
現状と課題

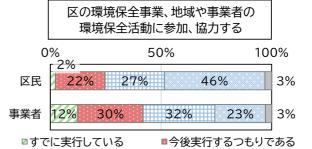
①区民、事業者等の環境保全活動への参加意欲

環境に関する様々な問題を自分の問題とし て捉え、一人ひとりが、環境保全の大切さを認 識し、主体的に行動に移すとともに世代や地域、 主体を超えた協働・連携を図っていくことが重 要です。区はエコプラザ、みなと区民の森を活 用した環境学習、学校における環境教育などを 進めています。

環境学習への参加や、区の環境保全事業及び 地域の環境保全活動に参加、協力している区民 は5%未満、事業者は10%程度と参加率は高く ない状況ですが、20~30%程度の区民、事業者 は、今後、活動に参加したい意向があります。 また、近年、環境保全と経済活動において関

係価値が注目されており、両者はトレードオフ の関係ではなく両立していくものであるとい





□実行したいが困難である □実行するつもりはない ■無回答 区民、事業者の環境保全活動に関する取組の状況

(令和4(2022)年度調査 区民n=606、事業者n=179)

う理解を、環境教育や環境学習をとおして広めていくことが大切です。

区民、事業者等へ環境保全に関する近年の動向や、新たな知識を習得し、知見を深める ための身近な機会を創出するとともに、主体的な活動や行動変容に導くきっかけづくり、 学習メニュー、関心を引き寄せる情報発信等の新たな視点での施策を推進していくことが 必要です。



区内外の施設や関係機関と連携して、区民や事業者等の主体的な行動変容 を促すことが重要

第

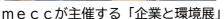
章

②区民、事業者、地域が主体となって展開する活発な環境保全活動

区では、「みなと環境にやさしい事業者会議(mecc)」、「港区環境美化推進協議会」、「港区3R推進行動会議」など、様々な活動組織と協働、連携して環境保全活動を進めています。環境保全に取り組む多様な主体間では、協働・連携による効果的な取組や、既存の枠組みを超えた広域的なつながりの構築など、他主体との情報共有やマッチングへのニーズが見受けられます。また、学校の教育現場では、充実した環境学習を行う時間的余裕や専門的な知識を持った人材の不足により、専門家による出張授業や体験型施設での環境学習等の機会が求められています。

課題を抱える主体、活動領域を広げ新たな環境分野に取り組む主体等の多様な主体間の協働により複合的かつ難解な課題の解決を図るとともに、その主体間のマッチング支援や、コミュニケーション機会等を創出し、協働・連携による取組を充実していくことが必要です。







エコライフ・フェアMINATO



港区の強みの一つである、区民、事業者、地域による環境保全活動の 協働・連携を生み出す場や仕組みの充実が重要

③環境教育や環境保全活動のニーズ多様化

居住、職業、年齢、世代、環境など多様な生活スタイルにより、環境を学ぶ機会や環境活動の場、環境講座等の情報入手方法など、様々な選択肢があります。

また、環境教育や環境学習等への参加機会についても、 小さい子どもを持つ世代には日中の体験学習の人気が高い 一方で、日中働いている方々は夜間の時間帯による、特に リモート講座の受講が多く見られます。

区からの情報を多くの区民、事業者等に知ってもらうため、多様なライフステージに合わせた広報活動や普及・啓発アプローチ、メディアや大規模イベント等を活用した広域的な情報発信など、効果的かつきめ細かな情報提供を行い、環境に関する取組を活性化していく必要があります。



meccが主催する「企業と 環境展」の親子ワークショップ



多様な生活スタイルに合わせた環境教育や環境保全活動など、ニーズに合わせた対応が必要

施策・取組の方向性

現状と課題を踏まえ、以下の施策を推進します。

基本目標5に基づく施策は、「港区環境教育等行動計画」として位置付けるものです。

基本目標5

環境保全に取り組む人が つながり行動を広げるまち

港区環境教育等行動計画

施策 16 環境教育等による環境保全意識の向上

施策 17

協働による環境保全活動の推進

◆関連するSDGsのゴール

環境教育、環境学習の推進、区民、事業者との協働による環境保全活動を通じて、次の ゴールの達成に貢献していきます。















第 5

章

港区環境教育等行動計画の方針

「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」の趣旨及び区内におけるこれま での取組を踏まえ、以下の方針により環境教育等を推進します。

- 区内で暮らし、学び、働く人々が、あらゆる機会を通じて環境の保全につ いて理解と関心を深め、環境保全の担い手となることができるよう、環境 教育・環境学習を推進します
- ▶ 区民、事業者、教育・研究機関、環境活動団体等の多様な主体と区がそれ ぞれ役割を適切に果たしつつ、協働して環境保全活動を推進します

施策の目標

施策 16 の 目標

環境学習、情報発信等を通じて、区民の環境保全意識が高まっている

 指 標	現状実績値	中間目標値	計画目標値
	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和8(2026)年度末
みなと区民の森を活用した 環境学習参加者数(累計)	17,890人	19,147人	24,000 人
エコプラザの年間来館者数 👚	73,281 人/年	60,000 人/年	85,000 人/年

施策 17 の 目標

自主的な環境保全活動に取り組む区民、事業者が増加している

指標	現状実績値	中間目標値	計画目標値
	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和8(2026)年度末
エコライフ・フェア	約1,680人	3,600人 3,900人	2 000 4
MINATO来場者数 🔷			3,900 人
みなと環境にやさしい事業者会議	CO	C 1	CF
(mecc)会員事業者数 🐤	60	61	65

: 中間目標を大幅に達成、もしくはその見込みの指標

- : 中間目標の達成に至らないと見込まれる指標

- : 中間目標を達成見込みの指標

後期 :本計画から新たに追加した指標

施策

港区環境教育等行動計画

施策 16 環境教育等による環境保全意識の向上

➡別冊Ⅲ-2 港区環境教育等行動計画の取組の概要(別冊 p. 85~88)

主体的に環境保全活動に取り組む人材を育てていくため、幼稚園や小・中学校等における環境教育、誰もが参加できる環境関連施設等における環境学習により、環境保全意識の向上を図り、取組を活性化します。また、効果的かつきめ細かな情報発信により、多くの区民等の参加を促します。

関連する SDGs のゴール















取組 16-① 環境教育の推進と人材育成

- みなと区民の森を活用した環境学習の推進
 - ●「みなと区民の森」及びその周辺の里山や渓流などを活用して、間伐、植樹体験や自然観察体験などを実施します。
 - みなと区民の森の間伐材を区民向け啓発物等に活用し、協定木材をはじめとした国産 木材の活用の普及・啓発を進めます。
- エコプラザにおける環境学習の推進
 - 脱炭素社会、気候変動、自然共生、循環型社会、SDGsのテーマを柱とし、子ども から高齢者まで幅広い年齢層の区民等を対象とした環境学習、普及・啓発、情報発信 等に関する魅力あるプログラムを展開します。
- 子どもたちへの環境教育の推進
 - 学校において、太陽光発電やビオトープなどを活用した身近な環境への配慮の大切さを学ぶ教育、ESD(持続可能な開発のための教育)の考え方を盛り込んだSDGsにつながる教育活動を進めます。
 - 「みなと子どもエコアクション」(通称「みなエコ」)をとおして、各幼稚園、学校での日常的な取組における子どもたちの環境意識の向上や、各幼稚園、学校生活の中での環境負荷の低減、地域に根ざした環境活動を推進します。
 - ●「みなと科学館」における科学と環境に関する体験学習などをとおして、子どもたちの環境保全への興味、関心を高めます。
 - 「小・中学生の環境に関する自主研究」をとおして、環境に配慮した実践的な行動をとることの大切さを学び、また研究成果を発表、展示することで、環境問題に関する意識の啓発を図ります。
 - 新たな太陽光発電システム「舗装型太陽光パネル」を区立学校2校に設置し、発電量 や有効性を検証する実証実験を行い、区内の学校への本格導入の可能性を検討します。 また、子どもたちがエネルギー危機を自分事として捉え、学ぶ機会を創出します。

第

第

取組 16-② 環境情報の発信と環境保全意識の向上

- エコプラザにおける環境情報の発信と環境保全意識の向上
 - 環境に関わる講座や展示、イベント、蔵書での学び等の機会を通じて、区民の環境保 全意識の向上につなげます。
 - 環境保全活動に取り組む多様な主体間の活動を支援するとともに、主体間のマッチン グ支援やコミュニケーション機会等を創出し、協働・連携による取組を充実します。
- みなと環境にやさしい事業者会議(mecc)による環境保全活動
 - 企業や各種団体の本部機能が集約している区の特性を生かし、事業者、区民及び区が 連携し、新しい協働の場として環境に関する取組を全国に発信します。
 - 会員事業者の環境保全に関する事例紹介や、打ち水やスポーツGOM I 拾い大会への 参加等により、環境保全意識の向上につなげます。
- 双方向型の環境情報の受発信
 - SNSの活用、映像コンテンツの配信など、双方向性のある情報媒体の活用を進め、 幅広い区民、事業者に向け情報を発信するとともに、区民、事業者からの情報や意見 などを収集し、取組に生かしていきます。
- 区内で暮らす外国人や海外から訪れる人々への情報提供
 - 区内で暮らす外国人、国外からの来街者に向け、区内の 環境や区の取組、環境に配慮した行動の指針を積極的 に外国語で発信します。



みなと環境にやさしい事業者会議 🔳 🎞 🔳 (mecc) ホームページ 二次元コード



エコプラザホームページ 二次元コード



4か国語を併記した みなとタバコルールの周知ちらし

●コラム● みなと区民の森

「みなと区民の森」は、長く手つかずの状態だ ったあきる野市の市有林を港区が借り受け、二 酸化炭素の吸収林として整備し、環境学習、自然 体験の場として活用している森林です。

将来を担う子どもたちが、都心にはない自然 の中で、森や里山などの成り立ちや、生態系と人 間の関わりなどについて体験をとおして学ぶ機 会を提供し、環境保全について考える機会とす るとともに、毎日の生活において環境に配慮し た行動に取り組むよう促しています。



みなと区民の森

港区環境教育等行動計画

施策 17

協働による環境保全活動の推進

➡別冊Ⅲ-2 港区環境教育等行動計画の取組の概要(別冊 p. 85~88)

区民、事業者等による環境に関する自主活動を支援し、多様な主体間の協働・連携による環境保全活動を促します。また、様々な事業を通じて協働している区民、事業者等、活動組織の新たなマッチングの支援やコミュニケーション機会等を創出するとともに、情報発信の充実を図ります。

関連する SDGs のゴール















取組 17-① 環境保全活動の推進

- エコライフ・フェアMINATOの実施
 - ■環境保全への意識を高め、環境に配慮したライフスタイルの実践を広く普及させるために、多くの区民や事業者が環境に関する取組や情報を発信、交換、交流できる場としてエコライフ・フェアMINATOを開催します。

取組 17-2 区民や事業者等の活動支援

- みなと環境にやさしい事業者会議(mecc)による環境保全活動の支援
 - 「みなと環境にやさしい事業者会議(mecc)」の環境保全に関する資源や事業活動、 ノウハウを生かした事業運営を支援し、区民、事業者等との協働による環境保全活動 を推進します。
- 区民や事業者等の自主的活動の支援
 - 区民、事業者等が取り組む環境に関する自主的活動や、多様な主体間のマッチング、コミュニケーション機会の創出等を支援し、協働・連携による取組を充実します。
 - 区の情報を多くの区民、事業者等に周知するため、区ホームページ、広報みなと、S NS、イベント等を活用した情報発信に取り組みます。

関連する施策・ 取組 施策 10 環境美化活動の推進

取組 10-① 清潔できれいなまちの実現に向けた取組の推進施策 14 生物多様性の理解と浸透

取組 14-3 多様な主体の連携による取組

■ 情報共有、交流機会の創出

- 区民や事業者、団体等の自主的な活動や優良 な取組事例の紹介機会を通じて、互いの活動 を知り、つながりあう機会を創出します。
- 優良事例の表彰や情報発信を通じて、広く取 組内容を周知し、環境保全意識の向上を図り ます。



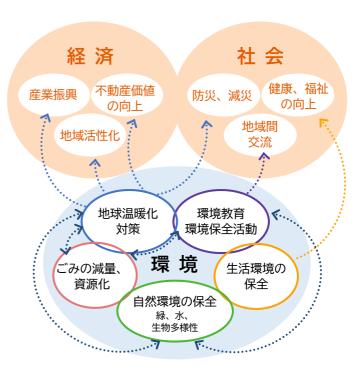
小・中学生の環境に関する自主研究表彰式

第4章 統合的課題解決に向けた 施策の展開

1 統合的課題解決に向けた施策展開の必要性

近年、環境施策には、環境に関する課題の解決だけではなく、福祉、防災、教育など他分野への副次的効果を捉えることで、環境・経済・社会の統合的課題解決につなげていくことが求められています。

国の第五次環境基本計画では、幅広い関係者との連携の下、経済社会システム、ライフスタイル、技術等あらゆる観点からイノベーション³¹⁾を創出するという考え方に立って、分野横断的な重点戦略が示されるとともに、「地域循環共生圏」の概念が新たに提唱されました。「地域循環共生圏」とは、様々な特性、資源を有する地域が補完し支え合うことで、地域の活力が最大限に発揮されることをめざすものです。これらの考え方は、SDGsやSociety5.0³²⁾の実現にもつながります。



環境施策による副次的な効果のイメージ

企業においては、ESG投資の普及を背景に、SDGsの目標達成への貢献、環境分野の 社会貢献活動をはじめ、事業活動において環境への取組がより積極的に行われるようになっ ています。

港区では、これまでにも全国各地域の自治体と連携し、環境保全と地域の活性化を図る取組を推進してきました。また、「みなと環境にやさしい事業者会議(mecc)」、「港区3R推進行動会議」をはじめ、環境保全に取り組む様々な主体が、それぞれの強みを生かしながら協働、連携する活動が根付いています。

これらの取組、活動の実績を生かしつつ、次の3点に着目して統合的課題解決に向けた施策を展開します。

- (1) 全国各地域の自治体との連携
- (2) 分野を越えた連携
- (3) 民間との協創

³¹⁾ イノベーション…技術革新、刷新のこと。ここでは、技術革新に加え、新しい考え方や仕組みを取り入れて、 新たな価値を生み出し、社会的に大きな変化を起こすことも含めた、広い意味で用いている。

³²⁾ Society5.0…サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会のこと

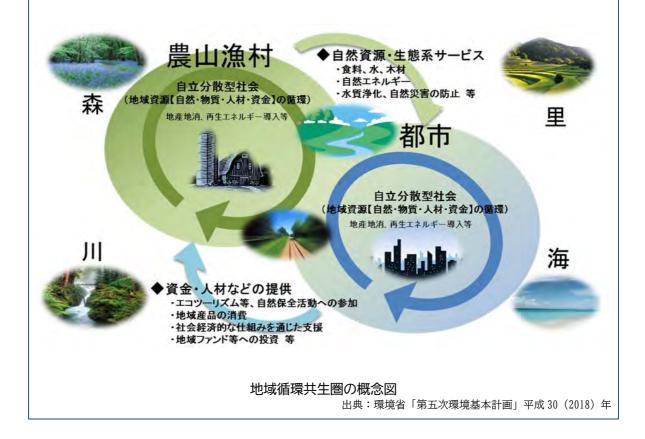
●コラム● 地域循環共生圏

「地域循環共生圏」は、国の第五次環境基本計画(平成30(2018)年4月17日閣議決定)において提唱された新たな概念です。

パリ協定をはじめとする環境問題に関する国際的潮流や、複雑化する環境・経済・社会の課題を踏まえ、複数の課題の統合的な解決というSDGsの考え方も活用し、各地域が持つ資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮されることをめざすものです。

全国各地域の国産木材を区内で活用することで二酸化炭素の吸収、固定や林産地の活性化に貢献する「みなとモデル二酸化炭素固定認証制度」、港区があきる野市から借り受けた森林を整備し環境学習に活用するとともに、地域間交流を進める「みなと区民の森」及び「あきる野環境学習」など、港区が取り組んできた全国連携の取組は、地域循環共生圏の形成につながるものです。

区は、区民、事業者の参画を得ながら全国連携の取組を更に広げ、環境・経済・社会の 統合的向上に貢献していきます。



2 統合的課題解決に向けて取り組む施策

(1)全国各地域の自治体との連携

都市生活者である区民が森や自然を学ぶ場や機会を得ると同時に、双方の地域の環境保全や活性化につなげていく、全国各地域の自治体との連携を更に推進します。

取組例① 港区あきる野市環境交流事業

● みなと区民の森づくり事業で連携するあきる野市と協力して、小学3、4年生を対象 にそれぞれの区市の環境を生かした自然体験、環境学習を実施し、子どもたちが環境 について学ぶ場を設けるとともに、交流を深めます。

関連する施策・ 取組 施策 14 生物多様性の理解と浸透

取組 14-② 生物多様性の学びをとおした環境学習の推進

施策 16 環境教育等による環境保全意識の向上

取組 16-① 環境教育の推進と人材育成

取組例② みなと森と水ネットワーク会議

● 「間伐材を始めとした国産材の活用促進に関する協定」を締結した自治体と区で構成する「みなと森と水ネットワーク会議」を通じて、各種展示会への出展による協定木材のPR、各自治体の特産品の紹介に取り組みます。

関連する施策・取組

施策2 広域的な連携による脱炭素化の推進 取組2-① 国産木材の活用促進

取組例③ 各地域の自然資本の活用

林産地の都市と連携した森林整備による二酸化炭素の吸収の促進、全国各地域で産出される再生可能エネルギー由来の電力の区有施設での活用など、経済・社会システムを活用して各地域の自然資本の保全、活用を進め、区内の環境負荷低減を図ると同時に、各地域の自然や生物多様性の保全と活性化、事業者による環境経営の促進に貢献します。

関連する施策・ 取組 施策2 広域的な連携による脱炭素化の推進

取組2-② 森林整備による二酸化炭素の吸収

取組2-③ 全国連携による再生可能エネルギー導入

(2) 分野を越えた連携

環境施策が持つ福祉、防災、教育など他分野への副次的効果を捉え、分野を越えて 連携することで、誰もが安心して暮らせる住みやすいまちづくりに貢献していきま す。

取組例① 福祉分野との連携

• 高齢者等の健康確保(熱中症予防)と気候変動への適応策の連携、高齢者の見守り対策や子育て支援とごみの戸別訪問収集との連携など、福祉分野の施策との連携を通じて、子どもから高齢者まで、誰もが住みやすいまちの実現に貢献します。

関連する施策・ 取組 施策4 気候変動への適応による都市のレジリエンス強化、安全・安心なまちづくり 取組4-② 健康への影響に関する普及・啓発

施策5 区民の生活スタイルを考慮した3Rの取組の促進

取組5-② 食品ロスの削減

施策7 適正な廃棄物処理による社会基盤の構築 取組7-① 地域特性に応じた収集サービスの展開

● 健康増進に関わるコース (MINATOシティハーフマラソン、すこやかマップウォーキングのコースなど) の道路緑化、沿道緑化を推進し、区民の健康づくりに貢献します。

関連する施策・ 取組 施策 13 豊かで質の高いみどりの保全、創出

取組13-② 民有地における多様な緑化の推進

取組 13-3 公共空間における緑化の推進

取組例② 防災分野との連携

気候変動による影響の一つとして懸念される水害、土砂災害等の激甚化に対し、防災 分野と連携して、非常用電源の確保につながる再生可能エネルギー機器、ZEVの導 入促進、区民の防災、減災意識の向上、災害廃棄物処理等の取組を進めます。

関連する施策・

取組

施策1 2050 年ゼロカーボンシティ達成に向けた脱炭素化の推進 取組1-⑥ 区有施設における脱炭素化の推進

大笠 2 夕子 H L A A H + フプロ イ

施策3 各主体に合わせたアプローチ

取組3-② 創エネルギー・省エネルギー機器等導入促進

施策4 気候変動への適応による都市のレジリエンス強化、安全・安心なまちづくり

取組4-① 自然災害のリスク軽減

施策7 適正な廃棄物処理による社会基盤の構築

取組7-③ 非常時及び災害時の対応力強化

章

第5章

取組例③ 教育分野との連携

• 食品ロス削減の取組と学校等における食育との連携、学校における生物多様性に関連する環境学習、生涯学習講座における環境関連の講座提供など、教育分野の取組と連携した取組を進めます。

施策5 区民の生活スタイルを考慮した3Rの取組の促進
取組5-② 食品口スの削減
取組5-⑥ 普及・啓発と環境学習の充実
施策7 適正な廃棄物処理による社会基盤の構築
取組7-② 港資源化センターを活用した資源循環のPR
施策14 生物多様性の理解と浸透
取組14-② 生物多様性の学びをとおした環境学習の推進
施策15 生物多様性の保全、再生
取組15-① ビオトープづくりとエコロジカルネットワークの形成
取組15-④ 生物多様性、自然環境に関する調査
施策16 環境教育等による環境保全意識の向上
取組16-① 環境教育の推進と人材育成

(3) 民間との協創

先端技術を有する企業や大学、NPO法人等の民間団体が多く立地する区の特性を 最大限に生かし、様々な民間の団体と協働、連携して環境・経済・社会の統合的向上 につながる取組を展開します。

取組例① 環境・経済・社会の統合的向上につながる取組の提案募集及び実現支援

● 区の環境に関する様々な課題の解決に向け、AIやビッグデータの活用などの情報技術をはじめ、先進的な技術や知見を活用して環境・経済・社会の統合的向上を図る取組の提案を民間から募集し、提案内容の実現を支援します。

取組例② プラットフォーム型の活動展開

- 「みなと環境にやさしい事業者会議(mecc)」、「生物多様性みなとネットワーク」、「港区3R推進行動会議」等、既存の活動組織を生かしながら、SDGsへの貢献やESG投資を背景に環境への取組を進める企業、様々な知見を有する大学やNPO、NGO等の組織、環境保全活動に取り組む区民、団体等、参画する様々な主体が、相互に協力して課題解決に取り組めるよう、情報共有、マッチングの支援等を行うプラットフォームとしての役割を充実させ、民間が有する知見やノウハウを課題解決につなげる協創の取組を進めていきます。
- 環境部門のみならず、様々な部門の事業者等と連携した環境美化イベントを積極的に 開催することで、これまで環境美化活動に参加したことが無かった方々の関心を高め、 活動主体を増やし、区内における一層の環境美化活動の活性化を図ります。

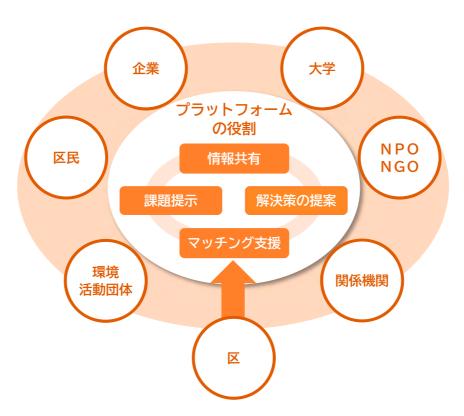
関連する施策・ 取組 施策 10 環境美化活動の推進

取組 10-① 清潔できれいなまちの実現に向けた取組

取組例③ 「自然共生サイト」の認定に向けた検討

• 国が令和5 (2023) 年4月から実施している、里地里山や企業林、社寺林などのように地域、企業、団体によって生物多様性の保全が図られている土地(OECM:保護地域以外で生物多様性保全に資する地域)に位置づけられる「自然共生サイト」の認定に向けて、国や東京都等から情報を収集するとともに、要件や手続を整理するなど、準備を進めます。

関連する施策・ 取組 施策 14 生物多様性の理解と浸透 取組 14-3 多様な主体の連携による取組



プラットフォーム型の活動のイメージ

第5章 環境行動指針

めざす環境像の実現に向け、区民、事業者、区が環境の保全に関して配慮すべき事項(「港 区環境基本条例 | 第8条に基づく「港区環境行動指針」)と具体的な行動例を以下に示します。 具体的な行動例の詳細は、「港区環境基本計画(別冊)」に掲載しています。

1 区民

➡別冊IV-1 区民の行動指針(別冊 p. 90~94)

(1)地球環境



エネルギーを効率よく使います





省エネルギー設定の 利用

省エネルギー型家電 への切替え

二酸化炭素排出量を低減できる 交通手段を利用します



自転車、公共交通の積極的な利用

脱炭素型のエネルギーの利用を進めます



再生可能エネルギー由来の電力の購入 太陽光発電システム等設備機器の導入

国産木材の活用を通じて森林による _酸化炭素の吸収、固定に貢献します



家具などへの国産木材の活用

気候変動の影響、ヒートアイランド現象 を理解し、備えます





蚊などの生物が媒介 する感染症予防に関 する知識の獲得



こまめな水分補給等 による熱中症の予防

(2)循環型社会



ごみになるものを減らします



必要なものを必要な分だけ買う、もらう マイバッグ、マイボトルの利用

再利用を積極的に行います



フリーマーケット、バザー、 フリマアプリの利用

環境に配慮した製品を選びます



リサイクル可能な 製品の購入



エコラベルが表示された製品の購入

資源とごみの分別を徹底します



拠点、店頭回収、イベント回収の 積極的な利用

地域の3 R活動に参加します



積極的な集団回収への参加 区民団体、NPO等の3R活動への参加

(3)生活環境



大気汚染の防止に努めます





積極的な自転車、 公共交通、カーシェア リングの利用

エコドライブの実践 低燃費で低排出ガス の車両の導入

生活騒音の発生防止に努めます



機器を使う時間帯、防音への配慮

地域のまちづくりに関心を持ち、 参加します



地域のまちづくりに関する 説明会、意見募集への積極的な参加

地域の環境美化に協力します



地域の美化活動への参加 自宅周辺の清掃

みなとタバコルールを守ります







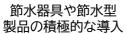
私有地でも屋外の 公共の場所にいる人に たばこの煙を吸わせる ことのないよう配慮

(4) 自然環境



水を大切にします



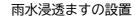




必要な量の洗剤の 使用

雨水の地下浸透、有効活用を進めます







植木の水やりなどに 雨水を活用

水辺をきれいに保って利用します



川や運河、海、砂浜 を汚さないで散策や 水遊びなどを楽しむ



水辺の環境保全・美化活動への参加

身近なみどりを育み、楽しみます



大木や樹林を 大切にする



道路、公園などの 花植えに参加

生物多様性の現状と大切さを学び、 伝えます



身近な自然や 生物多様性について 学ぶ観察会などへの 参加



「生物多様性みなと フォーラム」などの 活動へ参加

生物多様性に配慮した商品や食材を 選びます



生物多様性に 配慮したエコラベル 商品の購入



環境や生物多様性へ の負荷の小さい 旬の食材、産地の 近い食材の選択

生きもののすみかを つくり、守ります





化学農薬の 使用を控える

外来種を入れない、 捨てない、拡げない

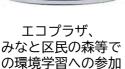
(5)環境保全活動



環境問題に関心を持ち、学びます

環境保全活動に取り組みます







エコライフ・フェア MINATOや mecc主催のイベ ント等への参加



地域、事業者の環境 保全活動への参加 区の環境保全事業へ の参加



環境保全活動の立ち上げと運営

●コラム● エシカル消費

エシカル (ethical) は「倫理的な、道徳的な」という意味の言葉であり、「エシカル消費」は消費者一人ひとりが地域の活性化や雇用などを含む、人、社会、地域、環境などの社会的課題の解決を考慮したり、そうした課題に取り組む事業者を応援しながら消費活動を行うことを意味します。

例えば、途上国の原料や製品を適正価格で継続的に取引しているフェアトレード商品を選ぶ、地域活性化や地産地消につながる地元の産品を買う、環境に配慮した商品を選ぶといった行動が、エシカル消費に当たります。

社会への配慮

- ・フェアトレード商品 を選ぶ
- ・寄付付き商品を選ぶ

への配慮 心心心

・障害のある人の 支援につながる 商品を選ぶ

地域

への配慮



- ・地元の産品を買う
- ・被災地の産品を買う

生物多様性

への配慮



・生物多様性に配慮した 認証商品を買う (FSC認証、MSC認証など)

環境

への配慮

・エコ商品を選ぶ



エシカル消費の例

暮らしの場面に合わせて

「(1)地球環境」から「(5)環境保全活動」に例示した環境行動は、日々の暮らしの中で実践することが大切です。

ここでは、家、地域、まちなか、買い物の三つの場面を例に、行動を紹介します。







(1)地球環境



省エネルギーにつながる働き方を 実践します



テレワーク、オフピーク出勤の導入、 ノー残業デーの徹底

エネルギーを効率よく使います



エネルギー効率の高い機器への切替え

脱炭素型のエネルギーの利用を 進めます



再生可能エネルギー由来の電力の購入

二酸化炭素排出量の少ない 交通手段を利用します



ZEVの導入、利用

国産木材の活用を通じて森林による 二酸化炭素の吸収、固定に貢献します



建材、什器、建具等への国産木材の活用

気候変動の影響、ヒートアイランド現象 を理解し、備えます



従業員等の熱中症予防対策実施

(2)循環型社会



ごみになるものを減らします



生産、流通、販売時のプラスチックの 使用や過剰な包装の抑制

環境に配慮した製品を積極的に 使用します



グリーン調達基準に適合した製品、 エコラベル製品などを利用

資源とごみの分別を徹底します



資源とごみを分別、適正排出

ごみを適正に処理します







多量排出事業者

一般廃棄物 収集運搬業者

少量排出 事業者

自己処理責任 に基づく 一般廃棄物 収集運搬業者 への委託 多量排出 事業者

法令に基づく ごみの適正処理 収集運搬業者 区と連携した 排出事業者への

適正排出の要請

一般廃棄物

地域の3R活動に参加します



「港区食べきり協力店登録制度」、 「みなとエコショップ表彰制度」など区の事 業を利用した自主的取組の推進

(3)生活環境



大気汚染の防止に努めます



ZEVの導入、利用(再掲)

騒音、振動、悪臭などの発生を 防止します



建設作業、工場、事業場からの騒音、 振動の発生抑制

アスベスト対策、 化学物質の適正管理を徹底します



各種法令に基づく有害化学物質の適正管理、 フロン使用機器廃棄時の適正処理、 土壌汚染対策の実施

開発事業等に際して周辺環境への影響に 配慮します



大規模なビル、高層マンションなどの建設に 際した、大気、水、地形、地盤、音、振動、 日照、風、景観などへの影響の配慮

地域の環境美化に協力します



地域の美化活動への参加

みなとタバコルールを守ります

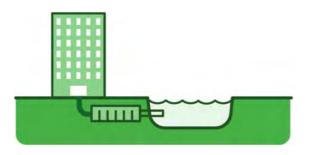


みなとタバコルール宣言の登録と、 従業員や関係者へのルールの周知

(4) 自然環境 開開



適切な排水処理により水質汚濁を 防止します



適切な作業工程、排水処理設備の設置及び適 切な維持管理による、有害物質の流出防止、 排水の水質改善

水辺の保全、活用に協力します



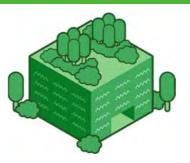
古川沿い、運河沿いの開発事業等における 親水空間の確保

雨水の地下浸透、有効活用を進めます



雨水浸透ます、雨水浸透管の設置

みどりを保全、創出します



敷地内の庭、屋上、壁面の緑化

生物多様性に配慮した事業活動を 実践します



生物多様性に配慮してつくられた エコラベル商品の選択と使用

生きもののすみかをつくり、守ります



敷地内における生きもののすみかとなる 緑や池の創出

(5)環境保全活動



環境意識、環境保全に関する知識や技能 の向上に努めます



業界団体等が開催する環境保全に関する 研修、視察等への積極的な参加

環境に配慮した経営に取り組みます



事業活動に伴う環境負荷や環境配慮の取組等 の環境情報を利害関係者(地域住民、顧客、 株主、金融機関等)に開示

3 区

→別冊IV-3 区の行動指針(別冊 p. 100~103)

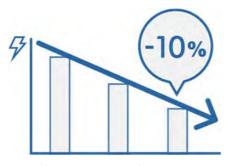
(1)地球環境



取組1-⑤区有施設における脱炭素化の推進の詳細

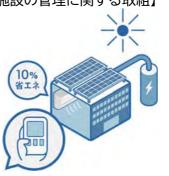
二酸化炭素排出量、エネルギー消費量の削減のために日常的に取り組みます

【日常の取組】



電気、ガス等のエネルギー消費量の削減

【施設の管理に関する取組】



施設、設備の省エネルギー化の促進

環境負荷低減のための取組を進めます

【日常の取組】



ZEVの導入、利用

【施設の管理に関する取組】



環境配慮物品の率先的利用

※ 「港区環境率先実行計画」に基づき、職員、指定管理者、委託事業者、施設計画の所管部局、施設の管理 部局等が行わなければならない取組の詳細は、「港区環境基本計画(別冊)」をご参照ください。

(2)循環型社会



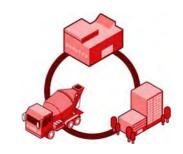
ごみになるものを減らします





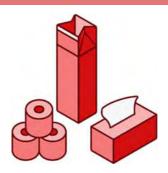
会議資料の電子化、資料ページ数の 削減などによる、紙使用量削減

再利用を積極的に行います



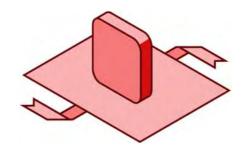
区が実施する工事における、 再生材の利用拡大、 建設廃棄物の再利用の促進

資源とごみの分別を徹底します



再生利用できる品目の できる限りの資源化

使い捨てプラスチックの削減を進めます



イベントにおけるプラスチック製啓発品の 配布取りやめと包装の省略

環境に配慮した製品を積極的に 使用します



グリーン調達基準に適合した製品、 エコラベル製品などの利用

(3)生活環境



大気汚染の防止に努めます



公用車の利用抑制と、 自転車、公共交通の利用促進

防止します

騒音、振動、悪臭などの発生を



区が実施する工事に伴う 騒音、振動の発生抑制の徹底

アスベスト対策、 化学物質の適正管理を徹底します



各種法令に基づく、有害化学物質の適正管理、 フロン使用機器廃棄時の適正処理、 アスベスト、土壌汚染対策の実施

区有施設整備に際して周辺環境への影響 に配慮します



区有施設の整備に際した、大気、水、 地形、地盤、音、振動、日照、風、 景観などへの影響の配慮

地域の環境美化に協力します





区民、事業者との協働による、 地域の環境美化活動の実施

みなとタバコルールを守ります



職員に対する、 みなとタバコルールの徹底

(4) 自然環境



適切な排水処理により水質汚濁を 防止します



区有施設における適切な排水処理の実施

雨水の地下浸透、有効活用を進めます



区有施設における、雨水の地下浸透推進

みどりを保全、創出します



区有施設敷地内の樹木・樹林の保全

生きもののすみかをつくり、守ります

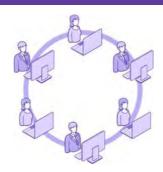


区有施設における 生きものが暮らしやすい緑地や水辺の整備

(5)環境保全活動



職員の環境意識の向上に努めます



職員への環境保全に関する国、 東京都、他自治体、事業者等の情報提供

環境に配慮した区政運営に取り組みます



区の環境情報の公表

第

第6章 計画の推進

1 推進体制

(1) 庁内の連携・協力

本計画に基づく施策を総合的かつ計画的に推進していくため、港区環境調整委員会を中心に関係部署が連携、協力して全庁的に環境施策に取り組みます。

区民、事業者、学識経験者、区議会議員で構成される港区環境審議会において、環境の保全に関する基本的事項について調査、審議するほか、本計画の改定や進行管理を行います。

(2) 多様な主体との協働・連携

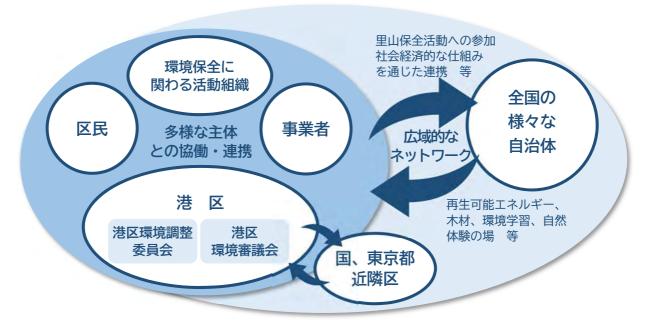
区民、事業者等が参画する環境保全に関わる様々な活動組織と協働、連携するとともに、 多様な主体同士のつながりを充実させ、主体的な活動につなげていきます。

(3) 東京都、近隣区等との連携

地球温暖化、大気、水質、生物多様性などの広域的な環境問題や、大規模な開発事業が もたらす区内外の環境への影響等について、国、東京都、近隣区と情報を共有し、協働、連 携して取組を進めます。

(4) 広域的な連携のネットワーク

全国の様々な自治体と区が協働、連携し、区民、事業者の参画も得ながら、双方の地域 の環境保全や交流、活性化につながる取組を推進します。



2 進行管理

本計画を実効性のあるものとするため、各年度の施策の点検、評価と、計画期間の主要な 区切りにおける見直しの二つのPDCAサイクルにより継続的な改善を図ります。

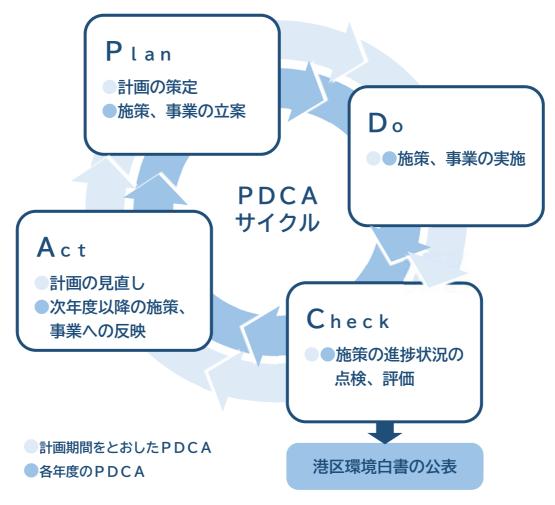
(1) 各年度における施策の点検、評価

計画の改定に当たり区長からの諮問に応じて調査、審議を行った港区環境審議会において、毎年度、各施策の進捗状況を区から報告し、進捗を点検、評価することとします。

施策の点検、評価の結果は、「港区環境白書」にとりまとめ、次年度以降の施策、事業に 反映します。また、港区環境白書は、区ホームページ等において公表するとともに、施策 の実施に関わる活動組織等に関連する内容を情報提供します。

(2) 計画期間最終年度における見直し

計画期間の最終年度に、各年度までの目標達成状況、成果、課題等を整理し、環境施策 全体の進捗を包括的に点検、評価します。その上で、港区環境審議会の意見を聴取し、計 画の見直しを行います。



PDCAサイクル

第

6 章

第

参考資料

- 1 港区環境基本条例
- 2 計画改定の経緯
- 3 港区環境基本計画改定方針
- 4 港区環境審議会への諮問及び答申
- 5 港区環境審議会
- 6 港区環境調整委員会
- 7 関連計画等一覧
- 8 用語解説 (脚注) の索引

1 港区環境基本条例

○港区環境基本条例

平成十年三月三十日 条例第二十八号

港区は、活発な都市活動と多様な居住環境と が共存するまちとして発展してきた。また、歴史 的な景観も多く、緑や水辺などの貴重な自然環 境も有するまちである。

しかし、さまざまな社会経済活動が営まれる 中で資源やエネルギーが大量に消費されること により、港区にも大きな環境への負荷がもたら されている。

もとより区民は、人と自然とが共生すること のできる良好な環境のもとに健康で安全かつ快 適な生活を営む権利を有するとともに、かけが えのない環境を守り、より良好な環境を将来の 世代に引き継いでいくべき責務を負っている。

今こそ、すべての人びとが日常の生活や事業 活動の中で、自らの行動を考え、創意と工夫によって、環境にやさしい継続的な行動をとること が求められている。

このような認識の下に、環境への負荷の少ない、居住と都市活動とが調和した居住環境都市をつくりあげていくために、ここに、この条例を制定する。

(目的)

第一条 この条例は、環境の保全について基本 理念を定め、区、区民及び事業者の責務を明ら かにするとともに、環境の保全に関する施策 の基本的な事項を定めることにより、その施 策を総合的かつ計画的に推進し、もって区民 が健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要 とする良好な環境を実現することを目的とす る。

(定義)

- 第二条 この条例において、次の各号に掲げる 用語の意義は、当該各号に定めるところによ る。
 - 一環境の保全 良好な環境を維持し、回復 し、及び創造することをいう。
 - 二 環境への負荷 人の活動により環境に加 えられる影響であって、環境の保全上の支 障の原因となるおそれのあるものをいう。
 - 三 公害 環境の保全上の支障のうち、事業

活動その他の人の活動に基づく生活環境の 侵害であって、大気の汚染、水質の汚濁、土 壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下、悪臭等 によって、人の生命若しくは健康が損なわ れ、又は人の快適な生活が阻害されること をいう。

(基本理念)

- 第三条 環境の保全は、次の各号に掲げる基本 理念に基づき行われなければならない。
 - 一 区民が健康で安全かつ快適な生活を営む 上で必要とする良好な環境を実現し、これ を将来の世代へ継承して行くことを目的と して行うこと。
 - 二 人と自然とが共生し、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な都市を構築する ことを目的として、すべての者の積極的な 取組によって行うこと。
 - 三 すべての事業活動及び日常生活において 行うこと。

(区の責務)

- 第四条 区は、環境の保全を図るため、次に掲げる事項に関し基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。
 - 一 公害の防止に関すること。
 - 二 大気、水、動植物等からなる自然環境の保 全に関すること。
 - 三 人と自然との豊かなふれあいの確保、良 好な景観の保全、歴史的文化的遺産の保全 等に関すること。
 - 四 資源循環、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量に関すること。
 - 五 地球の温暖化の防止、オゾン層の保護等 の地球環境の保全に関すること。
 - 六 前各号に掲げるもののほか、環境への負 荷の低減に関すること。

(区民の責務)

- 第五条 区民は、その日常生活において、環境へ の負荷の低減並びに公害の防止及び自然環境 の適正な保全に努めなければならない。
- 2 前項に定めるもののほか、区民は、環境の保 全に自ら努めるとともに、区が実施する環境 の保全に関する施策に協力する責務を有する。

第

5

童

(事業者の責務)

- 第六条 事業者は、事業活動を行うときは、環境 への負荷の低減に努めるとともに、その事業 活動に伴って生ずる公害を防止し、又は自然 環境を適正に保全するため、その責任におい て必要な措置を行う責務を有する。
- 2 事業者は、物の製造、加工又は販売その他の 事業活動を行うときは、その事業活動に係る 製品その他の物が使用され、又は廃棄される ことによる環境への負荷の低減に資するため に必要な措置を行うよう努めなければならない。
- 3 前二項に定めるもののほか、事業者は、その 事業活動に関し、環境の保全に自ら努めると ともに、区が実施する環境の保全に関する施 策に協力する責務を有する。

(環境基本計画)

- 第七条 区長は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全についての基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を策定しなければならない。
- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について 定めるものとする。
 - 一 環境の保全に関する目標
 - 二 環境の保全に関する施策の方向
 - 三 前二号に掲げるもののほか、環境の保全 に関する重要事項
- 3 区長は、環境基本計画を策定するときは、区 民及び事業者(以下「区民等」という。)の意見 を反映することができるよう必要な措置を行 うものとする。
- 4 区長は、環境基本計画を策定するときは、あ らかじめ港区環境審議会の意見を聴かなけれ ばならない。
- 5 区長は、環境基本計画を策定したときは、速やかに、これを公表しなければならない。
- 6 前三項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境行動指針)

- 第八条 区長は、区及び区民等が環境の保全に 関して配慮すべき事項を、環境の保全につい ての行動指針(以下「環境行動指針」という。) として策定しなければならない。
- 2 区長は、環境行動指針を策定するときは、区 民等の意見を反映することができるよう必要 な措置を行うものとする。

- 3 区長は、環境行動指針を策定したときは、速やかに、これを公表しなければならない。
- 4 前二項の規定は、環境行動指針の変更について準用する。

(施策の策定等にあたっての配慮)

- 第九条 区は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するときは、環境基本計画及び環境行動指針との整合を図るものとする。
- 2 区は、環境の保全に関する施策について総合的に調整し、及び推進するために必要な措置を行うものとする。

(環境影響調査の措置)

第十条 区は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を実施しようとする者に対し、 その事業の実施前に環境の保全について適切な配慮がなされるよう必要な措置を行うものとする。

(資源循環の推進)

- 第十一条 区は、環境への負荷を低減するため、 区民等による資源循環が促進されるよう必要 な措置を行うものとする。
- 2 区は、環境への負荷を低減するため、区の施設の建設及び維持管理その他の事業を実施するときは、資源循環、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量に努めなければならない。

(区民等の意見の反映)

第十二条 区は、環境の保全に関する施策に、区 民等の意見を反映することができるよう必要 な措置を行うものとする。

(情報の提供)

第十三条 区は、環境の保全に資するため、必要 な情報を区民等に適切に提供するよう努める ものとする。

(区民等の自発的な活動の促進)

第十四条 区は、区民等による自発的な環境の 保全に関する活動が促進されるよう必要な措 置を行うものとする。

(環境学習の推進)

第十五条 区は、区民等が環境の保全について の理解を深めるとともに、区民等による自発 的な環境の保全に関する活動が促進されるよ うに、環境の保全に関する学習の推進を図る ものとする。

(調査及び研究の実施等)

第十六条 区は、環境の保全に関する施策を適切に実施するため、公害の防止、自然環境の保全の他の環境の保全に関する事項について、情報の収集並びに調査及び研究に努めるものとする。

(監視及び測定等)

- 第十七条 区は、環境の状況を的確に把握する とともに、そのために必要な監視及び測定等 の体制を整備するものとする。
- 2 区は、前項の規定により把握した環境の状況を公表するものとする。

(国及び東京都等との協力)

第十八条 区は、環境の保全を図るため、国、東京都その他の地方公共団体と協力し、その推進に努めるものとする。

(地球環境の保全の推進)

第十九条 区は、地球環境の保全に資する施策 を国等と連携して推進するものとする。

(環境審議会)

- 第二十条 環境の保全に関する基本的事項について調査審議するため、区長の付属機関として港区環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。
- 2 審議会は、区長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。
 - 一 環境基本計画に関すること。
 - 二 一般廃棄物の処理に関する基本方針その 他の重要事項
 - 三 前二号に掲げるもののほか、環境の保全 に関する基本的事項
- 3 審議会は、環境の保全に関し、区長に意見を 述べることができる。
- 4 審議会は、環境の保全について学識経験を 有する者、区民、事業者及び区議会議員のうち から区長が委嘱する委員十四人以内をもって 組織する。
- 5 委員の任期は、二年とし、再任を妨げない。 ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期 間とする。
- 6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織 及び運営に関し必要な事項は、区規則で定め る。

(委任)

第二十一条 この条例の施行に関し必要な事項 は、区規則で定める。

付 則

- 1 この条例は、平成十年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、現に存する港区環境 基本計画は、第七条の規定により策定された 環境基本計画とみなす。

付 則(平成一一年一二月一六日条例第 三二号)

- 1 この条例は、平成十二年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の日以後平成十二年八月三 十一日までの間に、この条例による改正後の 東京都港区環境基本条例第二十条第四項の規 定により新たに委嘱される東京都港区環境審 議会の委員の任期は、同条第五項の規定にか かわらず、平成十二年八月三十一日までとす る。

2 計画改定の経緯

年月	会議等	内容
令和5年3月15日	第 63 回港区環境審議会	・区長から環境基本計画の改定に係る 基本的な考え方について諮問
令和5年5月~6月	第1回港区環境審議会環境基本計画 地球温暖化対策部会 第1回港区環境審議会環境基本計画	人丝尺式手上加速取用如火吹光器围
	清掃・資源循環部会 第1回港区環境審議会環境基本計画 自然環境部会	・今後区が重点的に取り組むべき課題 と解決に向けた方向性等について検 討
	第1回港区環境審議会環境基本計画環境保全活動部会	
令和5年6月7日	港区環境調整委員会	・港区環境調整委員会作業部会の設置について説明
令和5年6月~7月	第2回港区環境審議会環境基本計画 地球温暖化対策部会 第2回港区環境審議会環境基本計画 清掃・資源循環部会	
	第2回港区環境審議会環境基本計画 自然環境部会 第2回港区環境審議会環境基本計画 環境保全活動部会	・答申案の検討
令和5年7月27日	第 64 回港区環境審議会	・区の環境基本計画改定方針について説明 ・答申案の検討(決定は正副会長に一任 となる)
令和5年8月	答申の決定	
令和5年8月25日	港区環境調整委員会	・環境基本計画改定方針について庁内検討
令和5年10月	港区環境調整委員会 地球温暖化対策地域推進計画作業部会 港区環境調整委員会	
	環境率先実行計画作業部会 港区環境調整委員会 気候変動適応計画作業部会	・環境基本計画(素案)について庁内検 討
	港区環境調整委員会 生物多様性地域戦略作業部会 港区環境調整委員会 港区環境教育等行動計画作業部会	
令和5年10月17日	港区環境調整委員会	・環境基本計画素案(案)について庁内 検討

3 港区環境基本計画改定方針

(港区環境リサイクル支援部)

区では、これまで、区の環境に関する取組の基本的な方向性を示す計画として環境基本計画を策定し、様々な環境施策を積極的に展開してまいりました。令和3(2021)年2月には、環境分野における総合的・横断的な施策を強化し、より効果的な取組を実施していくため、新たな環境基本計画を策定しました。

しかし、現行計画策定以降も 2050 年カーボンニュートラルに向けた地球温暖化対策の推進をはじめ、食品ロスやプラスチックごみ問題、生物多様性の保全への対応など、国や東京都の環境施策は大きく動いています。また、令和 2 (2020) 年から流行した新型コロナウイルス感染症の影響により生活スタイルや事業スタイルは変化し、区内の人口は一時的に減少に転じました。アフターコロナに向けてまちの活気を呼び起こし、コロナ禍以前よりも良い社会にするため、環境に配慮した持続可能なまちづくりが求められています。

このような背景を踏まえ、社会経済情勢や環境の変化を的確に捉えつつ、より時代に即した環境施策を展開していくため、この度、港区環境基本計画を改定します。

1 環境行政を取り巻く状況

深刻化する地球温暖化とこれに伴う気候変動による影響を背景に、平成 27 (2015) 年に採択された「パリ協定」の世界共通の長期目標を達成するため、各国が「2050 年カーボンニュートラル」目標を掲げ、取組を進めています。また、大量生産・大量消費型の社会は、気候変動や生物多様性の破壊など様々な環境問題に密接に関係しており、持続可能な形で資源・エネルギーを利用する「循環経済(サーキュラーエコノミー)」への移行を目指すことが世界の潮流となっています。生物多様性の観点では、令和 4 (2022) 年に採択された「昆明・モントリオール生物多様性枠組」において、令和 12 (2030) 年までに陸と海の 30%以上を保全する「30by30 目標」が主要な目標の一つとして定められ、気候変動対策と同時に、循環型社会の実現や生物多様性の保全を目指した国内外の大きな動きがみられます。計画の改定に当たり、次の動向を踏まえつつ、施策を推進していく必要があります。

(1)国の状況

現行計画の策定に前後して、令和 2 (2020) 年 10 月に、令和 32 (2050) 年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、「カーボンニュートラル」宣言をするとともに、これと整合的で野心的な中期目標として令和 12 (2030) 年度の温室効果ガス排出削減目標を平成 25 (2013) 年度比 46%に引き上げました。

自然環境の分野においては、令和 5 (2023) 年 3 月に策定した「生物多様性国家戦略 2023-2030」の中で「30by30 目標」を設定し、その達成に向けて、里地里山や企業林や社寺林などのように地域、企業、団体によって生物多様性の保全が図られている土地(0ECM:保護地域以外で生物多様性保全に資する地域)に位置づけられる「自然共生サイト」の認定制度を令和 5 (2023) 年 4 月から開始しました。

循環型社会の分野においては、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」を

第 6

章

令和4(2022)年4月に施行し、製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組(3R+Renewable)を推進しています。

また、新型コロナウイルス感染症の流行を契機とした「新しい生活様式」の定着を背景に DX (デジタルトランスフォーメーション) の動きが加速化しており、環境分野においても効率化による省エネルギーの推進や情報発信・ニーズ収集の多様化など、DX の推進が求められています。

(2)東京都の状況

令和3(2021)年1月に、令和12(2030)年までに温室効果ガス排出量を平成12(2000)年比50%削減する「カーボンハーフ」を表明した後、令和32(2050)年二酸化炭素排出実質ゼロに向けて令和元(2019)年12月に策定した「ゼロエミッション東京戦略」を令和4(2022)年2月に更新するとともに、令和4(2022)年9月に「東京都環境基本計画」を改定して具体的な目標と施策のあり方を示しています。

自然環境の分野においては、令和 5 (2023) 年 4 月に「東京都生物多様性地域戦略」を策定し、生きものの生息・生育空間や生態系サービスの維持向上を図るエリアを「生物多様性バージョンアップエリア」として位置づけ、行政として 10,000ha を目指しています。

(3)区内の状況

区では、令和3(2021)年2月に策定した現行の環境基本計画において、令和32(2050)年までに区内の温室効果ガスの排出実質ゼロを達成するゼロカーボンシティの表明をしました。2050年ゼロカーボンシティの達成に向けて、再生可能エネルギー利用拡大を進めるため、「再エネ普及促進プロジェクト『MINATO再エネ100』」を立ち上げ、区内事業者や区民の再生可能エネルギー由来の電力への切替を促進しています。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大は区民の生活スタイル、事業や就業の形態に大きな変化をもたらしました。環境分野においては、ごみ量に大きな変化があり、令和元(2019) 年度まで区の総排出量の約6割を占めていた事業系ごみ量は、令和2(2020)年度及び令和3(2021)年度に大きく減少しました。今後は、人口増加が見込まれるため、総排出量の増加が懸念されます。コロナ後の生活スタイルや事業環境の変化に注視しつつ、区民、事業者による3Rの取組を促進していくことが必要です。

今後も活発なまちづくりを背景に、人口や事業所の増加が見込まれる中で、環境への負荷を低減し、持続可能な社会をめざしていくため、区が、環境に関する課題の解決に率先的に取り組むとともに、効果的な支援策や普及・啓発により区民、事業者の行動を促し、様々な主体との協働のもと、環境施策を推進していくことが必要です。

2 改定の基本的方向性

本計画の改定に当たっては、現行計画策定後の社会の変化や環境分野に関わる国内外の動向、区民・事業者の意識、それらに基づく課題を踏まえつつ、未来に向けて全ての人々が安全に安心して暮らし、活動できる持続可能な都市を築いていくため、以下の方向性に沿って計画を改定します。

また、区の特性と背景を踏まえつつ、誰もが安全に安心して暮らすことができる環境負荷の少ないまちづくりを進めるためには、区民、事業者、区がそれぞれ主体的に行動していくことが必要であることから、めざす環境像は、策定時に引き続き「多様な暮らし・活気・自然が調和する持続可能な都市 みなと」とするとともに、新たに「私たちが築く地球の未来」を追加します。

多様な暮らし・活気・自然が調和する 持続可能な都市 みなと ~私たちが築く地球の未来~

(1)気候変動対策、生物多様性対策を中心に最新の動向を捉えて目標、施策をバージョンアップする

気候変動対策、生物多様性対策は、現行計画策定後、国際動向、国・東京都の施策が大き く変化しています。

気候変動対策については、2050年までの脱炭素社会実現が「地球温暖化対策の推進に関する法律」の基本理念として位置づけられ、国、東京都をはじめ、各区市町村において温室効果ガスの削減目標が引き上げられています。また、その目標達成に向け、地域における脱炭素の取組を成長戦略と捉え、経済の循環、防災や暮らしの質の向上等の課題をあわせて解決していくことが求められています。

生物多様性については、令和 4(2022)年 12 月に「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択されたことを受け、国の「生物多様性国家戦略 2023-2030」、「東京都生物多様性地域戦略」が策定されました。これらに共通する概念として、生物多様性の損失を止め、回復軌道に乗せる「ネイチャーポジティブ」の実現が打ち出されています。

これらの点を施策の目標、施策に反映し、取組の充実を図っていくことが必要です。

(2)区と多様な主体の協働に加え、主体間の協働・連携を生み出す場や仕組みを充実させる

港区では、生物多様性みなとネットワーク、港区3R推進行動会議、みなと環境にやさしい事業者会議(mecc)、港区環境美化推進協議会など、施策分野ごとに区と各協働組織が連携・協働して環境保全活動を推進しています。これらの活動を核に、多様な主体との協働を進めていくことが重要です。

それに加えて、協働組織どうし、それらに参画する団体・事業者同士のコミュニケーション機会の創出や、課題解決につながるマッチング(関係づくり)へのニーズが見受けられます。協働組織に参画する団体や事業者をはじめ、多様な主体がより発展的、自立的に環境への取組を進めていくために、主体間の連携・協働を生み出す場や仕組みを充実させていくことが必要です。

(3)統合的課題解決に向け後期 3 年で取り組む具体のプロジェクトを設定する

環境分野の施策においては、近年、個々の課題解決を図るだけでなく、統合的課題解決の重要性が高まっています。大きな観点として、気候変動、大量生産・大量消費型の経済活動、生物多様性の損失が相互に関連性を持った問題であるという認識を共有し、同時並行で対策を進めていくことが求められています。個々の施策レベルにおいても、環境に配

慮した取組がもたらす副次的効果(福祉、防災、健康、教育、事業者の経営改善など)を意識し、他分野の施策との連携を深めていくことが必要です。

本計画の改定に当たっては、後期3年間において特に区が注力するテーマを設定し、環境施策の各分野間の連携、環境以外の施策の分野との連携よる取組や、区事業の協働組織、区民、事業者など様々な主体が参画・協働する活動など、3年間の目玉となるプロジェクトを位置づけます。

3 各分野における見直しの視点

環境施策を次の5つの分野で捉え、以下に示す視点を踏まえて施策を講じていきます。

(1)地球環境

2050 年ゼロカーボンシティの達成に向けて、国や東京都の温室効果ガス削減目標引き上げを踏まえて、削減目標を見直しと対策の強化を行います。特に既存建築物における省エネ対策について検討を進めます。また、港区はテナントビルや集合住宅が多いことから、集合住宅向けの既存施策に加えて、テナントビルや集合住宅の所有者・管理組合に対してのより一層の働きかけを行っていくことが必要です。再生可能エネルギーについては、再生可能エネルギー由来の電力への切替を促進するため、「再エネ普及促進プロジェクト『MINATO再エネ 100』について更なる普及・啓発を行い、各制度の利用促進を図ります。

気候変動の緩和策と適応策は、環境分野に留まらず、様々な分野に影響しています。環境・経済・社会が統合的に向上した持続可能なまちづくりを目指して、健康、土木、防災、産業、教育等、分野横断的な視点を取り入れて目標や施策を検討するとともに、連携して区民、事業者への情報提供や中長期的な取組の検討を行います。

(2)循環型社会

ワンウェイプラスチックをはじめとする廃プラスチックの更なる排出抑制や食品ロスの削減のため、区民に分かりやすく効果的な普及・啓発・環境学習を行い、意識の醸成を図ります。事業者に対しては、事業者の責任に基づき廃棄物の排出抑制や環境負荷の少ない素材への切替など生産段階での取組も含め、主体的なごみの減量・資源化を促すような効果的な施策を検討します。「港区食べきり協力店登録制度」や「みなとエコショップ認定店登録制度」など、区の事業に関する情報提供を強化し、事業者と連携して3Rを推進します。また、新型コロナウイルス感染症拡大やアフターコロナにおける生活スタイルや事業スタイルの変化を考慮して、施策に取り組みます。

全ての区民が安全・安心かつ快適な環境のもとで日常生活を営めるよう、感染症への対策や頻発化する自然災害に備え、非常時でも資源やごみの収集を継続する収集体制を構築します。また、収集と焼却体制に重大な影響を及ぼす、リチウムイオンに代表される二次電池、医療系廃棄物及び有害化学物質などの廃棄物について、区民に対し適正な排出方法を啓発します。

(3)生活環境

区民の生活環境を守るため、大気環境や水質の保全、騒音、振動、悪臭や有害化学物質、 土壌汚染に対して、法令に基づく監視、測定、指導や区民、事業者への情報提供、都に対す る要請などに引き続き取り組みます。

良好な生活環境の形成・維持のため、区独自の環境アセスメント(環境影響調査)制度により、開発による影響の適切な評価・対応を推進するとともに、区民に対して取組を周知します。

環境保全・美化活動への参加やインセンティブの付与などにスマートフォンを用いるなど、環境保全・美化活動へ参加しやすくなる仕組みを作り、区民の積極的な活動と意識向上を図ります。

(4)自然環境

多様な生きものが生息・生育する緑と水辺を保全・創出するとともに、生きものの生息 拠点を大小さまざまな緑と水辺でつなぐ生態系ネットワーク、いわゆるエコロジカルネットワークを形成しながら、外来種の侵入や拡散を防止しつつ、生物多様性の保全と持続的な利用を推進します。

区民、事業者に対して、生物多様性の重要性に関する普及・啓発や環境学習を進め、日常生活の消費、調達が、国内外の生物多様性に影響を及ぼしていることに対する理解を醸成し、グローバルな視点からの行動変容を促進します。また、オンラインを活用した情報発信やイベントの開催を推進するとともに、「生物多様性みなとネットワーク」等を通して区民や事業者等様々な主体が情報を共有し、協力して生物多様性の保全に関する取組を進めていくための支援を行います。

国際的な目標であり、国の新たな国家戦略においても掲げられている「30by30 目標」を踏まえ、区内の水辺や、公園や社寺林などの緑地の自然共生サイトへの認定を検討します。「30by30 目標」の達成に向けては、地域、企業、団体によって生物多様性の保全が図られている民有地の保全の取組が、これまで以上に重要な位置付けを担うようになることから、個々の事業者や団体等の取組を支援、促進します。

(5)環境保全活動

区からの情報を多くの区民、事業者等に知ってもらうため、居住、職業、年齢、世代、環境など多様な生活スタイル、ライフステージに合わせた広報活動や普及、啓発アプローチ、メディアや大規模イベント等を活用した広域的な情報発信など、効果的かつきめ細かな情報提供を行います。また、近年、環境保全と経済活動において関係価値が注目されており、両者はトレードオフの関係ではなく両立していくものであるという理解を、環境教育や環境学習をとおして広めます。

環境保全に取り組む協働組織や事業者等の多様な主体に対して、課題を抱える主体、活動 領域を広げ新たな環境分野に取り組む主体等の多様な主体間の協働により複合的かつ難解 な課題の解決を図るとともに、その主体間のマッチング支援や、コミュニケーション機会等 を創出し、協働・連携による取組の充実を図ります。

5

童

第

4 計画の基本的事項及び検討体制

(1)計画の位置づけ

港区環境基本計画は、区の総合計画である「港区基本計画」の基本政策の実現を図るための環境分野の計画であり、「港区まちづくりマスタープラン」、「港区緑と水の総合計画」などの関連する計画との整合を図りつつ、環境関連計画の総合的な計画として、区の環境に関する取組の基本的な方向性を示すものです。

また、区民、事業者等が、本計画のめざす環境像の実現に向けた行動の必要性を理解し、 自ら積極的に行動していくことができるよう、港区環境基本条例第8条に基づく「港区環 境行動指針」を含みます。

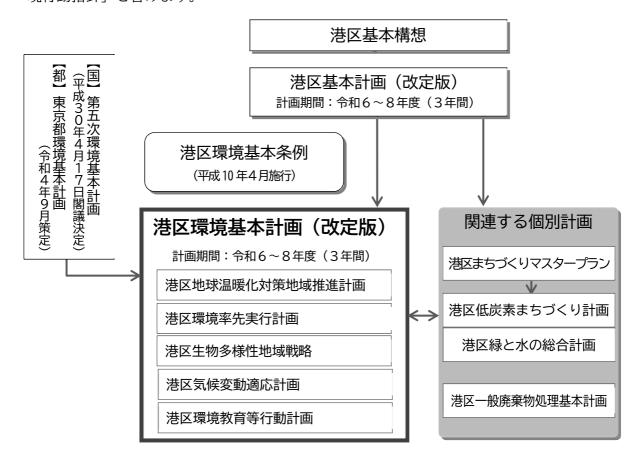


図 計画の位置付け

(2)計画期間

港区環境基本計画(改定版)は、上位計画である「港区基本計画」の計画期間と整合を図り、令和6年度から令和8年度までの3年度間を計画年度とします。

(3)検討体制

次の体制により、港区環境基本計画の改定について検討を進めます。

①港区環境審議会

「港区環境審議会」は、港区環境基本条例第 20 条に基づき、環境の保全に関する基本的 事項について調査審議するため、区長の付属機関として設置するもので、学識経験者、区 民、事業者及び区議会議員により構成します。

港区環境基本計画の改定に向け、今後の港区の環境施策に関して様々な視点から幅広い 御意見をいただくため、港区環境基本条例に基づき「港区環境審議会」に計画改定に係る 基本的な考え方について諮問し、答申をいただきます。

②港区環境調整委員会

港区環境審議会からの答申に基づき、区の環境施策に関わる部局で構成する「港区環境 調整委員会」において、港区環境基本計画の内容について検討します。

(4)区民意見反映のための方策

改定計画に区民・事業者等の意見を幅広く取り入れるため、港区環境基本計画改定に係る基礎調査区民等アンケート、港区基本計画改定に向けた「みなとタウンフォーラム第3グループ(環境・リサイクル分野)」及び地区版基本計画改定に向けた区民参画組織からの提言を十分に踏まえるとともに、区民等から広く意見を聴くため、区民意見募集及び説明会を実施します。

(5)計画書の作成

環境分野の総合的な計画としての取組を体系的に明示するとともに、図表やグラフを効果的に活用するなど、誰もが分かりやすい冊子として編集します。

5 スケジュール(予定)

令和5年 9月 港区環境調整委員会専門部会

10月 港区環境調整委員会 素案(案)審議

11月 素案確定

港区議会へ報告

12月 区民意見募集及び説明会の実施

令和6年 2月 計画確定

港区環境審議会へ報告

第

第

童

用語解説

MINATO再エネ100

「2050 年までに区内の温室効果ガスの排出実質ゼロ」を達成するため、区内で使用される電力の再生可能エネルギー割合 100%を目指す再エネ普及促進プロジェクト。区内事業者や区民の再生可能エネルギー由来の電力への切替えを促進するため、「MINATO 再エネ 100電力利用事業者認定」や「MINATO 再エネオークション」などを実施している。

医療系廃棄物

医療関係機関などで行われる医療行為によって発生する廃棄物のこと。一般家庭から出る医療廃棄物の例として、注射器、点滴バック、紙おむつ、ガーゼ等がある。

循環経済(サーキュラーエコノミー)

3R(リデュース(発生抑制)・リユース(再使用)・リサイクル(再資源化))の取組による資源循環に加え、資源の投入・消費を抑えつつ、効率的・循環的に資源を利用し、付加価値を生み出すことを図る経済活動のこと。「大量生産・大量消費・大量廃棄」の線形経済から移行することで、事業活動の持続可能性を高め、中長期的な競争力を培うことが期待されている。

食品ロスの削減の推進に関する法律

令和元(2019)年10月に施行され、食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体等の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定、その他食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定めている。食品ロスを削減するための基本的な視点として、①各主体が課題に取り組むよう、食べ物を無駄にしない意識の醸成とその定着を図っていくこと、②まだ食べることができる食品については、廃棄することなく、できるだけ食品として活用することを明記している。また、市区町村による食品ロス削減推進計画の策定を努力義務としている。

生物多様性国家戦略 2023-2030

令和 5 (2023) 年 3 月に閣議決定された、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する基本的な計画である。2050 年ビジョンとして「自然と共生する社会」を掲げ、その達成に向けた短期目標 (2030 年ミッション) として「ネイチャーポジティブ (自然再興) の実現」としている。国際目標である 30by30 目標の達成等の取組により健全な生態系を確保し、自然の恵みを維持回復することを目指している。

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律

令和 4 (2022) 年 4 月に施行され、多様な物品に使用されているプラスチックに関し、包括的に資源循環体制を強化し、製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組 (3 R + Renewable) を促進するための措置事項が示されている。市区町村によるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集・再商品化を努力義務としている。

ワンウェイプラスチック

一度だけ使用され廃棄される、使い捨てプラスチックのこと。スーパーやコンビニなど で提供されるストロー、フォークや宿泊施設に置かれる歯ブラシ、ヘアブラシなどがある。

DX (デジタルトランスフォーメーション)

経済産業省では、「企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること」と定義される。

3R + Renewable

国の「プラスチック資源循環戦略」における基本原則であり、ワンウェイの容器包装・製品を始め、回避可能なプラスチックの使用を合理化し、無駄に使われる資源を徹底的に減らすこと、プラスチック製容器包装・製品の原料を再生材や再生可能資源に適切に切り替えること、できる限り長期間、プラスチック製品を使用すること、使用後は、効果的・効率的なリサイクルシステムを通じて、持続可能な形で、徹底的に分別回収し、循環利用を図ること、プラスチックごみの流出による海洋汚染が生じないことを目指すことなどがある。「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の施行により、3R+Renewableによるプラスチック資源循環が促進されている。

関係価値

人間と自然との間にあるあらゆる関係。人間と人間との間にある関係は、自然を含む関係(例えば、流域の汚染や食料を介した関係)に存在する。

第5章

第

童

4 港区環境審議会への諮問及び答申

(1)諮問

4 港環環第 3 7 5 7 号 令和 5 年 3 月 1 5 日

港区環境審議会 会長 大 沼 あゆみ 様

港区長 武 井 雅 昭

港区環境基本条例(平成10年港区条例第28号)第20条第2項第1号の規定に基づき、下記のとおり諮問します。

記

1 諮問事項

「港区環境基本計画」の改定に係る基本的な考え方について

2 諮問理由

区は、令和3年3月に、令和3年度から令和8年度までの6年間を計画期間とする「港区環境基本計画」を策定し、めざす環境像「多様な暮らし・活気・自然が調和する持続可能な都市 みなと」の実現に向け、環境施策を総合的かつ計画的に推進してきました。策定にあたっては、環境分野における横断的な施策を強化し、より効果的に施策を講じていくよう、これまで個別に策定していた、地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)に基づく、「港区地球温暖化対策地域推進計画」及び「港区環境率先実行計画」、生物多様性基本法(平成20年法律第58号)等に基づく「港区生物多様性地域戦略」を統合するとともに、新たに気候変動適応法(平成30年法律第50号)に規定する「地域気候変動適応計画」、「環境性を放った。

「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律(平成15年法律第130号)」に規定する「環境教育等行動計画」を包含し、一つの計画としました。

一方で、区を取り巻く状況は急速に変化しており、環境分野でも多岐にわたる課題が指摘されています。依然として区内の温室効果ガス(二酸化炭素)排出量は都内で最も多く、地球温暖化への対策も急務です。また、近年の気候変動からなる生物多様性の損失も深刻化しています。さらに、新型コロナウイルス感染症感染拡大により減少していた人流が回復する中で、改めてごみの削減、分煙や省エネルギー対策等の取組が求められています。

このような環境行政を取り巻く状況変化を踏まえ、計画期間の中間年度である令和5年度に、後期3年度間に向けた見直しを行う必要があります。

見直しに当たっては、区の総合的な計画である港区基本計画をはじめ、港区一般 廃棄物処理基本計画等との整合性も図りながら、様々な分野の環境にかかる課題に 対し、区民、事業者と区が協働して、総合的な視点から対策を進めることが必要で す。

つきましては、環境基本計画の改定に当たり、基本的な考え方について、諮問い たします。

(2) 答申

令和5年8月17日

港区長 武 并 雅 昭 様

港区環境審議会 会長 大 沼 あゆみ

「港区環境基本計画」の改定に係る基本的な考え方について (答 申)

港区環境審議会は、令和5年3月15日付4港環環第3757号により、 区長から「『港区環境基本計画』の改定に係る基本的な考え方について」の諮問を受けました。

諮問事項に関し、当審議会においては、「地球温暖化」、「清掃・資源循環」、「自然環境」及び「環境保全活動」の分野に係る4つの部会を設置し、より専門的見地から、それぞれ2回にわたり、各々の所掌事項に関して区の現状と課題を整理した上で、環境基本計画の改定に係る基本的な考え方について検討を行いました。

当審議会では、これらの部会での検討結果等を踏まえ、審議を行い、その 内容を取りまとめましたので、答申いたします。

第 6 章

「港区環境基本計画」の改定に係る 基本的な考え方について (答申)

> 令和5年8月 港区環境審議会

目次

第1章	港区環境基本計画改定に求め得られる視点	1
第1節 第2節 第3節	現行計画策定以後の様々な変化への対応 区のこれまでの取組の成果と課題 改定の視点	1 2
第2章	めざす環境像	5
第3章	施策の基本的考え方	§
第1節	地球環境	4
第2節	循環型社会	e
第3節	生活環境	
第4節	自然環境	٠ ٤
第5節	環境保全活動	E
第4章	分野横断的な取組	11
第5章	施策の推進に向けて	11
第1節	推進体制	11
第2節	進行管理	11

文章中などにおいて*が付く用語は、用語解説($p.12\sim$)に解説を掲載しています。

第

6 章

第

第1章 港区環境基本計画改定に求められる視点

第1節 現行計画策定以後の様々な変化への対応

区では、これまで、区の環境に関する取組の基本的な方向性を示す計画として環境基本計画 を策定し、様々な環境施策を積極的に展開してきました。令和3 (2021) 年2月には、環境分 野における総合的・横断的な施策を強化し、より効果的な取組を実施していくため、新たな環 境基本計画を策定しました。

しかし、現行計画策定以降も環境施策を取り巻く動向は大きく変化しています。

まず、現行計画の策定に前後して、国は令和 2 (2020) 年 10 月に、令和 32 (2050) 年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、「カーボンニュートラル」を目指すことを宣言するとともに、これと整合的で野心的な中期目標として令和 12 (2030) 年度の温室効果ガス排出削減目標を平成 25 (2013) 年度比 46%に引き上げました。

また、東京都は令和 3 (2021) 年 1 月に、令和 12 (2030) 年までの削減目標を平成 12 (2000) 年比 50%とする「カーボンハーフ」を表明しました。

このような国、都の目標を踏まえ、対策の強化が必要です。

また、生物多様性に関しても国内外で機運が高まっています。令和 4 (2022) 年 12 月に愛知目標の後継となる「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択され、生物多様性の損失を止め、回復軌道に乗せる「ネイチャーポジティブ(自然再興)」の実現に向け、自然を活用した社会課題の解決(NbS)という新しい概念も広まりつつあります。特に、生物多様性の観点から令和 12 (2030) 年までに陸と海の 30%以上を保全する「30by30 目標」が主要な目標の一つとして定められました。これを踏まえ、国は、令和 5 (2023) 年 3 月に策定した「生物多様性国家戦略 2023-2030*」の中で「30by30 目標」を設定し、その達成に向けては、国立公園等の拡充のみならず、里地里山や企業林や社寺林などのように地域、企業、団体によって生物多様性の保全が図られている土地(OECM:保護地域以外で生物多様性保全に資する地域)の保全が重要とされています。「30by30 目標」の達成に向けて OECM を保全することは、緑地や水辺によるヒートアイランド現象の緩和や防災機能(レジリエンス*)の向上など副次的効果も期待されます。

大量生産・大量消費型の経済活動は、大量廃棄型の社会を形成し、気候変動、生物多様性の破壊など様々な環境問題に密接に関係しています。資源・エネルギーや食糧需給の増大、廃棄物発生量の増加が深刻化しており、持続可能な形で資源を利用する「循環経済(サーキュラーエコノミー)*」への移行を目指すことが世界の潮流となっています。海洋プラスチック*やマイクロプラスチック*は、世界全体で取り組まなければならない地球規模の課題です。国内におけるプラスチックの資源循環を一層促進する重要性が高まっていることを受け、国は、多様な物品に使用されているプラスチックに関し、包括的に資源循環体制を強化するため、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律*」を令和4(2022)年4月から施行しました。製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組(3R+Renewable*)を推進する必要があります。

また、新型コロナウイルス感染症の流行を契機とした「新しい生活様式」の定着を背景に DX

(デジタルトランスフォーメーション)*の動きが加速化しており、環境分野においても効率化による省エネルギーの推進や情報発信・ニーズ収集の多様化など、DX の推進が求められています。

さらに、気候変動問題への対応に加え、ロシア連邦によるウクライナ侵略以降、エネルギーの安定供給確保が課題となる中、国は、化石エネルギー中心の産業構造・社会構造をクリーンエネルギー中心へ転換する「GX (グリーントランスフォーメーション)」を推進しており、GX を通じて脱炭素、エネルギー安定供給、経済成長の3つを同時に実現することを目指しています。

港区においては、これらの経済・社会の動向を的確に捉えて、環境施策を講じていくことが必要です。

第2節 区のこれまでの取組の成果と課題

区は、現行計画において、多様な暮らしや経済活動が営まれる中でも、歴史のある豊かな自然を大切にしながら、誰もが安全に安心して暮らすことができる環境負荷の少ないまちづくりを進めています。

環境の現状に関しては、大気環境等のデータは近年大きく変化しておらず、区内の環境に対する区民アンケートにおける評価も前回調査時(令和元(2019)年度)から大きく変わっていません。その中で、古川、運河、海の水質に対する評価は、大雨時に簡易処理水が排出されること等による一時的な水質悪化を背景に、低い状況が続いています。ごみの排出量(区収集ごみ、持込みごみの合計)は、令和元(2019)年度まで微増傾向にありましたが、令和 2(2020)年度及び令和 3(2021)年度は、主に承認を受けた事業所などが清掃工場に持ち込む、持込みごみ量の減少に伴い大きく減少しました。令和 3(2021)年度に実施した「港区みどりの実態調査(第 10 次)」によると、緑被率は 22.62%であり、平成 28(2016)年度に実施した前回調査から 0.8 ポイント増加しました。

快適に暮らし、働くことができる環境を実現していくため、大気や水などの環境の維持・改善や循環型社会の実現に向けた努力が、引き続き求められます。

区の環境施策の面では、令和 4 (2022) 年 3 月の福島県沖の地震の影響による火力発電所一部停止などを受けて取組が求められている省エネルギーや再生可能エネルギーの有効活用、国産木材の活用による森林整備をはじめとする地球温暖化対策、広域的な大気汚染問題であるPM2.5 への対策、独自の環境アセスメント(環境影響評価)制度の運用など、安全・安心に暮らせる地域環境の形成に向けた取組などを進めてきました。中でも「港区建築物低炭素化促進制度」の拡充や「みなとモデル二酸化炭素固定認証制度」、「港区ビル風対策要綱」の運用、「駐車場地域ルール」改定など、事業者による環境負荷の低減、環境保全活動の促進につながる様々な施策を展開してきました。さらに、区民、事業者、地域の団体等、多様な主体が協働・連携する環境保全活動を進める中で、「みなとタバコルール」の推進、「生物多様性みなとネットワーク」の設置・運営などにも取り組んでいます。ごみの発生抑制と資源の循環利用では、プラスチックの回収・資源化、食品ロスの削減の啓発など、区民や事業者と協働した取組を実施しています。

今後も活発なまちづくりを背景に、人口や事業所の増加が見込まれる中で、環境への負荷を

低減し、持続可能な社会をめざしていくため、区が、環境に関する課題の解決に率先的に取り 組むとともに、効果的な支援策や普及・啓発により区民、事業者の行動を促し、様々な主体の 協働のもと、環境施策を推進していくことが必要です。

第3節 改定の視点

本計画の改定に当たっては、現行計画策定後の社会の変化や環境分野に関わる国内外の動向、 区民・事業者の意識、それらに基づく課題を踏まえつつ、未来に向けて全ての人々が安全に安 心して暮らし、活動できる持続可能な都市を築いていくため、次の視点に立って計画を改定し ていくことが重要であると考えます。

- ①気候変動対策、生物多様性を中心に最新の動向を捉えて目標、施策をバージョンアップする
- ②区と多様な主体の協働に加え、主体間の協働・連携を生み出す場や仕組みを充実させる
- ③統合的課題解決に向け後期3年で取り組む具体のプロジェクトを設定する

第2章 めざす環境像

港区は約26万人が暮らす居住都市であると同時に、多くの人が国内外から訪れ、働く活気に満ちた国際色豊かな都市です。また、江戸から明治、大正時代にかけて形作られたまちの面影を随所に感じることができる歴史あるまちであり、起伏に富んだ地形の上に斜面緑地や社寺林・庭園などの歴史的なみどりと、湧水、古川、運河、そしてお台場の海という多様な水環境が存在する、豊かな自然環境を有するまちでもあります。

令和 2 (2020) 年から流行した新型コロナウイルス感染症の影響により生活スタイルや事業スタイルは変化し、人口は一時的に減少に転じました。アフターコロナに向けてまちの活気を呼び起こし、コロナ禍以前よりも良い社会にするため、地球温暖化の防止や生物多様性の保全など、環境に配慮した持続可能なまちづくりが求められています。

これらの特性と背景を踏まえ、引き続き目指す環境像は、

「多様な暮らし・活気・自然が調和する 持続可能な都市 みなと」

とすべきです。

第3章 施策の基本的考え方

「第1章 港区環境基本計画改定に求められる視点」を踏まえつつ、めざす環境像を実現していくため、引き続き環境施策を次の5つの分野で捉え、以下に示す方向性に沿って施策を講じていくことを提言します。

- ①地球環境 …温室効果ガスの排出抑制(地球温暖化の緩和策)、気候変動に起因すると指摘されている様々な影響への対策(気候変動への適応策)
- ②資源循環 …3R (リデュース (ごみの発生抑制)、リユース (再使用)、リサイクル (再

3

生利用)) の推進

③生活環境 …大気汚染等の公害の防止、開発が環境に与える影響への対策、環境美化に 関する取組

> …古川、運河、台場の海の水質改善及び水辺空間と水循環系の保全・再生に 関する取組、多様な緑の保全と創造、生物多様性に関する取組

⑤環境保全活動…区民、事業者等の環境保全に関する活動の促進、そのための環境教育、環境学習等の推進

第1節 地球環境

④自然環境

深刻化する地球温暖化とこれに伴う気候変動による影響を背景に、国は令和 2 (2020) 年 10 月に、令和 32 (2050) 年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、「カーボンニュートラル」を目指すことを宣言するとともに、地球温暖化対策計画(令和 3 (2021) 年 10 月 22 日閣議決定)を 5 年ぶりに改定しました。改定された地球温暖化対策計画では、令和 12 (2030) 年度の温室効果ガス排出量平成 25 (2013) 年度比 46%削減という新たな目標を踏まえ、実現への道筋を示しています。

また、東京都は令和3 (2021) 年1月に、令和12 (2030) 年までに温室効果ガス排出量を平成12 (2000) 年比50%削減する「カーボンハーフ」を表明した後、令和32 (2050) 年二酸化炭素排出実質ゼロに向けて令和元 (2019) 年12月に策定した「ゼロエミッション東京戦略」を令和4 (2022) 年2月に更新するとともに、令和4 (2022) 年9月に「東京都環境基本計画」を改定して具体的な目標と施策のあり方を示しています。

区は、令和3(2021)年2月に策定した現行の環境基本計画を同年3月に公表して、令和32(2050)年までに区内の温室効果ガスの排出実質ゼロを達成するゼロカーボンシティの表明をしました。

IPCC の 1.5℃特別報告書(平成 30 (2018) 年)では、「地球温暖化は、現在の度合いで続けば、2030 年から 2052 年の間に 1.5℃に達する可能性が高い。」と示され、将来予測として今後も著しい気温上昇が見込まれています。さらに、IPCC の第 6 次評価報告書(令和 3 (2021)年)では、「地球温暖化が一時的に 1.5℃を超える場合、深刻なリスクに追加的に直面する。緩和策を遅らせることは、後に大規模で急速な緩和策の展開が必要となり、より大きな障壁に直面する。」と示されていることから、区民生活への様々な影響を踏まえ、危機感をより一層強く持たなければなりません。

事業活動が活発な港区においては、都内で二酸化炭素排出量が最も多く、地球温暖化に加え、 気温が更に上昇する都市特有の熱環境問題であるヒートアイランド現象が顕著です。将来的な 脱炭素社会の実現への貢献と、更なる激甚化等が予想されている気候変動による影響への適応 を進めていくため、次の点に着目して区民、事業者をはじめ、国や東京都とも連携してともに イノベーションを起こしていくことが必要です。

(1)2050 年ゼロカーボンシティ達成に向けた脱炭素化の推進

2050 年ゼロカーボンシティの達成に向けて、「2050 年カーボンニュートラル」を見据えた国 や東京都の令和 12 (2030) 年度 (または令和 12 (2030) 年) の削減目標引き上げを踏まえて、

6

童

料

温室効果ガス削減目標の見直しとこれに合わせた対策の強化が必要であり、建築物等の脱炭素化及び太陽光等の再生可能エネルギー利用、ガソリン車の電気自動車への転換、国産木材の活用促進など、多岐にわたる対応が必要です。また、令和5(2023)年11月から12月にかけて開催予定であるCOP28(国連気候変動枠組条約第28回締約国会議)では令和17(2035)年目標についての議論が予定されており、目前に迫っている令和12(2030)年度の目標達成に向けた施策を推進すると同時に、令和12(2030)年度以降を見据えた計画づくりが必要です。

地球温暖化対策は、公園、緑地をはじめとしたみどりの保全や緑化の推進、ごみの削減等環境分野に留まらず、健康、土木、防災、産業等様々な分野に影響しているため、分野横断的な視点も取り入れて目標や施策を検討するとともに、環境基本計画において、その関係性を区民や事業者にわかりやすく示すことが必要です。

環境・経済・社会が統合的に向上した持続可能なまちづくりを目指して、港区ならではの地球温暖化対策を展開し、中長期的な取組を推進していく必要があります。

(2)建築物等の脱炭素化及び再生可能エネルギー利用の推進

節電などの行動を中心とした省エネルギーは限界を迎えつつあり、二酸化炭素排出削減につながる設備・機器の導入、ZEB*・ZEH*化など、建物の対策を進めていく必要があります。区では、港区建築物低炭素化促進制度の運用、創エネ・省エネ機器等各種設備機器への助成を進めていますが、引き続き既存建築物における対策について検討を進める必要があります。再生可能エネルギーについては、都心という地域特性から、区内での導入容量の拡大により、電力契約の切替による利用の拡大を推し進めていくことが重要です。区では、「再エネ普及促進プロジェクト『MINATO再エネ100』」を立ち上げましたが、電力契約を切り替えることによる再生可能エネルギー利用については十分知られておらず、更なる普及・啓発が必要です。

また、安定した電力供給のため、状況に応じて新技術の動向を注視するとともに、地域循環 共生圏*の構築にも資する、再生可能エネルギーのポテンシャルが豊富な地域と協働した取組を 検討するなどの対応も必要です。

(3)各主体に合わせたアプローチ

2050年ゼロカーボンシティの達成に向けては、各主体がそれぞれの取組を推進する必要があります。例えば、区民に対しては食生活を通して二酸化炭素排出量を考えるアプローチ、事業者に対しては経費節減を踏まえたアプローチなど、日常の生活や事業活動に沿った観点から対策の実行主体の関心に合わせた啓発を、関係機関と協力して進めていくことも必要です。

また、港区はテナントビルや集合住宅が多く、入居者では設備更新や建物改修などの実施が 難しいことも課題です。区では集合住宅向けの省エネコンサルタント派遣や創エネ・省エネ機 器等の補助を行っていますが、テナントビルや集合住宅の所有者・管理組合に対してのより一 層の働きかけを行っていくことが必要です。

(4)気候変動への適応による都市のレジリエンス強化、安全・安心なまちづくり

地球温暖化に伴う気候変動に起因すると指摘されている、水害・土砂災害等をはじめとする 自然災害の激甚化、熱中症や感染症などの疾病リスクの増大など、区民の健康や生活の危機が 懸念されています。これらに対し、危機感を強く持って自然災害リスクを軽減するとともに、全ての区民の安全・安心の確保のための対策を講じることで、気候変動に適応した強靭なまちづくり(レジリエントシティ)を推進し、安心して暮らし働くことのできるまちを実現していく必要があります。

健康、土木、防災、産業等、幅広い分野において適応策への認識を共有し、連携して区民、事業者への情報提供やまちづくりを更に進めていくことが必要です。

第2節 循環型社会

新型コロナウイルス感染症の感染拡大は区民の生活スタイル、事業や就業の形態に大きな変化をもたらしました。このような社会情勢を背景に令和2 (2020) 年度以降のごみ量にも大きな変化がありました。今後は、人口増加が見込まれるため、総排出量の増加が懸念されます。コロナ後の生活スタイルや事業環境の変化に注視しつつ、区民、事業者による 3R の取組を促進していくことが必要です。また、「プラスチックに係る資源循環の促進に関する法律」や「食品ロスの削減の推進に関する法律*」が施行され、区においても更なる対応が求められています。このため、長期的な視点で作成された「港区一般廃棄物処理基本計画(第3次)」との整合を踏まえつつ、家庭及び事業系ごみの更なる排出抑制、資源化に取り組むことが必要です。特に廃プラスチックの排出抑制、食品ロスの削減について、新たなリサイクルの手法など技術革新に注視し、区民、事業者、他の行政機関等との参画と協働により、持続可能な社会をめざし、循環型社会と脱炭素化への総合的な取組を進めていくことが求められます。

(1)区民の生活スタイルを考慮した 3R の取組の促進

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う生活スタイルの変化により、粗大ごみの排出量増加など、ごみの排出状況が変化しています。これまでの3Rの取組に加え、生活スタイルの変化を考慮した普及・啓発を進めることが必要です。また、ワンウェイプラスチック*をはじめとする廃プラスチックの更なる排出抑制や食品ロスの削減には、区民や事業者の意識の醸成が必要です。全ての区民が「ごみを出さない新しい生活スタイル」を意識して日々の生活を送れるよう、分かりやすく効果的な普及・啓発・環境学習に加え、多様な主体との協働の推進が必要です。

(2)事業環境の変化に対応した資源循環の推進

令和元(2019)年度まで区の総排出量の約6割を占めていた、事業系ごみ量は、令和2(2020)年度及び令和3(2021)年度に大きく減少しました。これを新型コロナウイルス感染症の影響による一時的な変化と捉え、今後の事業環境の変化に注視し、事業者の責任に基づき廃棄物の排出抑制や環境負荷の少ない素材への切替など生産段階での取組も含め、主体的なごみの減量・資源化を促すような効果的な施策の展開が必要です。

事業者と連携して 3R を進めるため、「港区食べきり協力店登録制度」や「みなとエコショップ認定店登録制度」に加え、大規模排出事業者へのアプローチも必要です。区の事業に関する情報提供を強化し、事業者と連携した取組の推進が求められます。

第

5

童

第

(3)適正な廃棄物処理による社会基盤の構築

全ての区民が安全・安心かつ快適な環境のもとで日常生活を営んでいくためには、区には、将来に渡って安定した収集体制を維持していくことが求められます。感染症への対策や頻発化する自然災害に備えた収集体制を構築し、非常時でも資源やごみの収集を継続することが必要です。併せて、収集と焼却体制に重大な影響を及ぼす、リチウムイオンに代表される二次電池、医療系廃棄物*及び有害化学物質などの物質について、区民に対し適正な排出方法を啓発することが必要です。

第3節 生活環境

快適に暮らせるまちづくりのために、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、土壌汚染、地盤沈下、有害化学物質への対策、開発事業等のまちづくりにおける周辺の生活環境や自然環境への一層の配慮、路上喫煙やポイ捨てがないまちの美観の形成・維持が重要です。暮らしやすく、働きやすい生活環境の保全に向けて、これまでの施策を継続して実施しつつ、監視等による現状把握を行い、適切に対応していくことが必要です。

(1)継続的な公害防止対策の実施

大気環境や水質の保全、騒音、振動、悪臭や有害化学物質、土壌汚染への対策など、区民の 生活環境を守るための基本となる取組は、重要な施策の一つとして区民、事業者も捉えていま す。法令に基づく監視、測定、指導や区民、事業者への情報提供、都に対する要請などに、引き 続き、取り組むことが必要です。

(2)全ての人が健康に暮らせる快適なまちづくり

区民をはじめ、区内で働く人、区を訪れる人にも快適な生活環境を提供していくため、効果的な普及・啓発による「みなとタバコルール」の推進、受動喫煙防止に配慮した喫煙場所の整備などを区民、事業者と協力して進めていくことが必要です。

区では開発事業に関する区独自の環境アセスメント(環境影響調査)制度を設けており、開発事業等に際して周辺の環境にもたらす様々な影響への配慮を求めています。良好な景観の形成・維持のため、開発による影響の適切な評価・対応を推進するとともに、区民に対して取組を周知していくことが必要です。

また、緑や水辺の保全は生物多様性の保全だけでなく、良好な景観の形成・維持や、健康促進などのさまざまな効果があります。健康で快適に暮らせるまちづくりのため、緑や水辺の保全・整備を推進する必要があります。

(3)誰もが気軽に環境保全・美化活動に参加するまち

ごみ拾いや清掃活動などの環境保全・美化活動にスマートフォンを用いるなど、区民がその場で参加したり、インセンティブを得られるような時勢に即した仕組みを作ることで、環境保全・美化活動へ参加しやすくし、区民の積極的な活動と意識向上を推進することが必要です。

港区は日本全国や外国から多くの来街者が訪れます。区民だけでなく、来街者にも環境保全・ 美化に対するモラルを高め、港区の環境美化ルールが浸透するように効果的な周知啓発が必要 です。

第4節 自然環境

港区は、都心にありながら豊かな緑と多様な水辺があるまちです。特に、起伏に富んだ地形と東京湾に面した立地を背景に、湧水、河川、運河、海という、水循環系に関係するあらゆる水辺の要素があることは、大きな特徴です。そして、これらの緑と水辺には、港区がめざす自然環境の保全・再生のシンボルに選定されたカワセミをはじめ、チョウやトンボ、バッタなどの身近な生きもの、国内または都内で生息数が減少傾向にあるハヤブサ、キンラン等の重要種など、2,000種類以上の多様な生きものが生息・生育しています。

このように、多様な生きものが生息・生育する緑と水辺を保全・創出するとともに、生きものの生息拠点を大小さまざまな緑と水辺でつなぐ生態系ネットワーク、いわゆるエコロジカルネットワークを形成しながら、外来種の侵入や拡散を防止しつつも、生物多様性の保全と持続的な利用を進めていくことが必要です。その結果、人と生きものが共に快適に過ごせる、うるおいあるまちができることを期待します。

また、国が令和5(2023)年3月に策定した「生物多様性国家戦略2023-2030」の中で「30by30目標」を設定し、その達成に向け、国立公園等の拡充のみならず、里地里山や企業林、社寺林などのように地域、企業、団体によって生物多様性の保全が図られている土地(OECM:保護地域以外で生物多様性保全に資する地域)に位置づけられる「自然共生サイト」の認定制度を令和5(2023)年4月から開始しました。国際目標の達成貢献に向け、自然共生サイト認定制度の活用も視野に入れた取組を検討する必要があります。

(1)生物多様性に関する情報共有及び施策の連携

区民の生活や区内における事業活動は、国内外から供給される食料、資源など、生物多様性から生み出される様々な生態系サービスに支えられています。生物多様性の重要性に関する区民、事業者への普及・啓発や環境学習を進め、日常生活の消費、調達が、区内外の生物多様性に影響を及ぼしていることに対する理解を醸成し、国内で製品を購入する際はもとより、外国からの輸入製品を購入する際は、生物多様性に配慮した製品を選択するなど、グローバルな視点からの行動につなげていくことが必要です。

また、区民に対するオンラインを活用した情報発信やイベントの開催を推進するとともに、「生物多様性みなとネットワーク」等を通して区民や事業者等様々な主体が情報を共有し、協力して生物多様性の保全に関する取組を進めていくための支援が必要です。

緑、川、海のつながった自然の貴重さを区民や事業者が認識し、連携することで、生物多様 性保全活動の活性化に繋がることを期待します。

(2)生物多様性に関する多様な主体と連携した広がりのある取組の実施

緑や水辺に関わる区民恊働の促進に向け、緑や水辺の保全や創出だけを目的にするのではなく、自然を介して健康づくり、子育て・教育、コミュニティづくりにつなげるなど、他分野とも連携しながら広がりのある仕組みをつくっていくことが必要です。また、緑や水辺の保全・創出を進める中で、エコロジカルネットワークの形成に向け、区と事業者、事業者同士が生物

6

童

料

に関する情報共有を図るなど、点の取組をつなげていくことが重要です。

国際的な目標であり、国の新たな国家戦略においても掲げられている「30by30目標」を踏まえ、港区においても水辺や、公園や社寺林などの緑地を自然共生サイトとして認定し、保全を推進するなど、グローバルな視点からの目標設定や取組の推進が必要です。「30by30目標」の達成に向けては、地域、企業、団体によって生物多様性の保全が図られている民有地の保全の取組が、これまで以上に重要な位置付けを担うようになることから、個々の事業者や団体等の取組を支援、促進することが必要です。

(3)緑と水辺の保全・創出によるエコロジカルネットワークの形成

港区には、赤坂御用地や有栖川宮記念公園などの大規模でまとまりのある緑をはじめ、身近な公園の草地、開発事業によって生み出された新しい緑地など、多様で生物相豊かな緑の環境があります。これらを生かしながら、人々が快適に暮らし、活動できるまちをつくるために、斜面緑地や地域に昔からある大木、樹林地の保全、幹線道路等を生かした緑の軸の形成や開発事業等の民間のまちづくりに合わせた多様な緑化の推進、道路・公園・公共施設等の整備に際した緑の創出に引き続き取り組むことが必要です。また、貴重な資源である水辺を生かし、うるおいの感じられるまちをつくっていくため、古川や運河などにおいて、沿川のまちづくりと連携しながら親水空間をより充実していくことが必要です。

カワセミをはじめ、鳥や昆虫などの生きものの存在を身近に感じられるまちをつくっていくため、生きものの生息・生育環境となる緑と水辺を結ぶエコロジカルネットワークを形成していくとともに、区民が生物多様性について身近に学び、体験できる生物多様性スポットを明らかにし、情報提供を進めていくことが重要です。公園や学校・保育園・幼稚園等においては、ビオトープ*の創出と適正な維持管理を支援する取組を積極的に推進し、子どもたちが自然とふれあえる環境を充実させていくことが必要です。

第5節 環境保全活動

一人ひとりの区民や個々の事業者の環境問題への認識を深め、主体的な行動を促すため、区では、環境教育・環境学習、様々な活動組織と連携した普及・啓発、環境保全活動の支援等の取組を進めてきました。

環境教育・環境学習を通じた区民、事業者の環境保全意識の向上と、区民、事業者、環境活動団体、研究・教育機関など、区内の様々な主体との協働を進め、環境保全に関する施策を更に推進していくことが必要です。

(1)環境に配慮した行動変容を意識した施策の推進

環境に関する様々な問題を自分の問題として捉え、一人ひとりが環境保全への大切さを認識し、主体的に行動に移すとともに世代や地域、主体を超えた協働・連携を図っていくことが重要です。

環境学習への参加や、区の環境保全事業及び地域の環境保全活動に参加している区民は5%未満、事業所は10%程度と参加率は高くない状況ですが、2~3 割程度の区民、事業所は、今後、活動に参加したいと考えています。

また、近年、環境保全と経済活動において関係価値*が注目されており、両者はトレードオフの関係ではなく両立していくものであるという理解を、環境教育や環境学習をとおして広めていくことが大切です。

区民、事業者等へ環境保全に関する近年の動向や、新知識を学び・習得する身近な機会を 創出するとともに、主体的な活動や行動変容に導くきっかけづくり、学習メニュー、関心を 引き寄せる情報発信等の新たな視点での施策を推進していくことが必要です。

(2)多様な主体の協働及び主体間の協働・連携を生み出す場や仕組みの充実

環境保全に取り組む協働組織や事業者等の多様な主体間では、協働・連携による効果的な取組や、既存の枠組みを超えた広域的なつながりの構築など、他主体との情報共有やマッチングへのニーズが見受けられます。「みなと環境にやさしい事業者会議(mecc)」や「生物多様性みなとネットワーク」などの環境保全組織間での新たな展開、活性化した取組などにも期待が寄せられます。

また、学校等の教育機関では、充実した環境学習を行う時間的余裕や専門的な知識を持った人材の不足により、専門家による出張授業や体験型施設での環境学習等の機会を求めています。

課題を抱える主体、活動領域を広げ新たな環境分野に取り組む主体等の多様な主体間の協働により複合的かつ難解な課題の解決を図るとともに、その主体間のマッチング支援や、コミュニケーション機会等を創出し、協働・連携による取組を充実していくことが必要です。

(3)環境教育や保全活動等のきめ細かな情報提供、取組の活性化

居住、職業、年齢、世代、環境など多様な生活スタイルにより、環境を学ぶ機会や環境活動の場、環境講座等の情報入手方法など、様々な選択肢があります。

区が実施したアンケート調査によると、今後重点的に進める環境への取組について、30~40 代は子どもの環境学習、特に自然体験に高い関心があり、10~20 代は生物多様性や3R への関心が他世代より多くあります。情報の入手方法については、10~30 代はインターネットや Twitter 等の SNS からの入手が多く、高齢者は広報みなとやパンフレット等の紙媒体からの入手が多くなります。

また、環境教育や環境学習等への参加機会についても、小さい子どもを持つ親子世代には 日中の体験学習の人気が高い一方で、事業者等の、日中働いている方々は夜間の時間帯によ る、特にリモート講座への受講が多く見られます。

区からの情報を多くの区民、事業者等に知ってもらうため、多様なライフステージに合わせた広報活動や普及・啓発アプローチ、メディアや大規模イベント等を活用した広域的な情報発信など、効果的かつきめ細かな情報提供を行い、環境に関する取組を活性化していく必要があります。

第

5

童

第4章 分野横断的な取組

環境分野の施策においては、近年、個々の課題解決を図るだけでなく、統合的課題解決の重要性が高まっています。大きな観点として、気候変動、大量生産・大量消費型の経済活動、生物多様性の損失が相互に関連性を持った問題であるという認識を共有し、同時並行で対策を進めていくことが求められています。個々の施策レベルにおいても、環境に配慮した取組がもたらす副次的効果(福祉、防災、健康、教育、事業者の経営改善など)を意識し、他分野の施策との連携を深めていくことが必要です。

また、区民ニーズが多様化し、変化が大きい時代においては、目標を定め、柔軟に多様な主体を巻き込んで達成するプロセスづくりが重要であり、環境基本計画に求められる役割だと考えられます。

これらの点や長期的な視点も踏まえ、後期3年間において特に区が注力するテーマを設定し、環境施策の各分野間の連携、環境以外の施策分野との連携による取組や、区事業の協働組織、区民、事業者など様々な主体が参画・協働する活動など、3年間の目玉となるプロジェクトを位置づけることが必要です。また、その取組を通じて大きな課題の一つである情報の発信力向上につなげていくことが重要です。

第5章 施策の推進に向けて

第1節 推進体制

環境基本計画に基づく施策を総合的かつ計画的に推進していくため、区の関係部署が連携、協力して全庁的に環境施策に取り組むこととともに、区民、事業者等が参画する環境保全に関する様々な活動組織と協働・連携し、施策を推進することが必要です。また、大気、水質などの広域的な環境問題に取り組むため、東京都や近隣区と連携を図り、さらに、区が先駆的に取り組んできた全国の様々な自治体との協働・連携も引き続き進めていくべきです。

港区は、区民、事業者等が協働・連携する活動組織が、気候変動、循環型社会、生物多様性、環境保全活動など、複数の分野で組織され、活発に活動していることが特色の一つであると考えます。これらの活動を更に発展させていくため、活動組織同士が交流し、創発的な活動につながる場や機会の充実を図っていくことを期待します。

環境問題の解決には、区民、事業者が環境の保全に配慮した行動に主体的に取り組むことが何より重要です。そのために、普及・啓発、環境学習などの取組を通じて、環境行動指針の内容を区民、事業者に分かりやすく、効果的に伝え、行動の実践につなげていくことが必要です。

第2節 進行管理

環境基本計画を実効性のあるものとするため、区では、Plan (計画)、Do (実行)、Check (点検・評価)、Act (対策・改善)を繰り返し、事業を継続的に改善する PDCA サイクルに基づき、環境審議会への報告と審議、「港区環境白書」の作成を通じて、施策の進捗状況を包括的に点検・

評価し、区民、事業者等への公表を進めてきました。

また、その他、各事務事業の必要性、効果性、実施手法の効率性等について評価し、その結果を事業の見直しや改善等につなげることを目的として事務事業評価を実施しています。さらに、港区基本計画に掲げる政策の実施状況や効果等について、学識経験者の専門的な視点や区民の視点から政策の達成度を評価するとともに、各種施策について、今後の方向性を明らかにすることを目的に、政策評価を3年毎に実施し、課題の対策、改善を図っています。

引き続き、計画の実行性を更に高めていくとともに、区民、事業者等の環境意識の啓発、行動を促していくため、PDCA サイクルに沿った施策の点検・評価、改善を継続し、その結果を区民、事業者等に分かりやすく伝える工夫を重ねていくことが必要です。

章

第

料

用語解説

医療系廃棄物

医療関係機関などで行われる医療行為によって発生する廃棄物のこと。一般家庭から出る医療廃棄物の例として、注射器、点滴バック、紙おむつ、ガーゼ等がある。

海洋プラスチック

廃棄されたプラスチックが適正に処理されず、環境中に流出し、海洋に流出した廃プラスチックのこと。海洋プラスチックは、生態系を含めた海洋環境への影響や船舶航行への障害などの被害が懸念されており、世界的に問題となっている。

循環経済(サーキュラーエコノミー)

3 R (リデュース (発生抑制)・リユース (再使用)・リサイクル (再資源化)) の取組による 資源循環に加え、資源の投入・消費を抑えつつ、効率的・循環的に資源を利用し、付加価値を 生み出すことを図る経済活動のこと。「大量生産・大量消費・大量廃棄」の線形経済から移行す ることで、事業活動の持続可能性を高め、中長期的な競争力を培うことが期待されている。

食品ロスの削減の推進に関する法律

令和元 (2019) 年 10 月に施行され、食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体等の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定、その他食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定めている。食品ロスを削減するための基本的な視点として、①各主体が課題に取り組むよう、食べ物を無駄にしない意識の醸成とその定着を図っていくこと、②まだ食べることができる食品については、廃棄することなく、できるだけ食品として活用することを明記している。また、市区町村による食ロス削減推進計画の策定を努力義務としている。

生物多様性国家戦略 2023-2030

令和5(2023)年3月に閣議決定された、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する基本的な計画である。2050年ビジョンとして「自然と共生する社会」を掲げ、その達成に向けた短期目標(2030年ミッション)として「ネイチャーポジティブ(自然再興)の実現」としている。国際目標である 30by30 目標の達成等の取組により健全な生態系を確保し、自然の恵みを維持回復することを目指している。

地域循環共生圏

国の「第五次環境基本計画」(平成30 (2018) 年4月閣議決定)で提唱された、各地域が美しい自然景観等の地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す考え方である。

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律

令和4 (2022) 年4月に施行され、多様な物品に使用されているプラスチックに関し、包括的に資源循環体制を強化し、製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組 (3R+Renewable) を促進するための措置事項が示されている。市区町村によるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集・再商品化を努力義務としている。

マイクロプラスチック

環境中に存在する微細なプラスチック粒子のこと。一般に5mm以下の微細なプラスチック類をいう。

レジリエンス / レジリエント

困難な状況・場面であっても適応し成長していく能力のこと。

ワンウェイプラスチック

一度だけ使用され廃棄される、使い捨てプラスチックのこと。スーパーやコンビニなどで提供されるストロー、フォークや宿泊施設に置かれる歯ブラシ、ヘアブラシなどがある。

DX (デジタルトランスフォーメーション)

経済産業省では、「企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること」と定義される。

ZEB

「Net Zero Energy Building (ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)」の略称であり、外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指した建築物のこと。

ZEH

「Net Zero Energy House (ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)」の略称であり、外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指した住宅のこと。

3 R + Renewable

国の「プラスチック資源循環戦略」における基本原則であり、ワンウェイの容器包装・製品を始め、回避可能なプラスチックの使用を合理化し、無駄に使われる資源を徹底的に減らすこと、プラスチック製容器包装・製品の原料を再生材や再生可能資源に適切に切り替えること、できる限り長期間、プラスチック製品を使用すること、使用後は、効果的・効率的なリサイクルシステムを通じて、持続可能な形で、徹底的に分別回収し、循環利用を図ること、プラスチックごみの流出による海洋汚染が生じないことを目指すことなどがある。「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の施行により、3R+Renewable によるプラスチック資源循環が促進されている。

ビオトープ

生物群集が存在できる環境条件を備える地域。生物群の生息場所。もともとは、生物が生息 する最小の単位の空間を意味したが、現在では植物、昆虫や魚、鳥や動物などが自然に生息で きる空間を保全したり、人工的に造成・復元した場所のことを指す。

関係価値

人間と自然との間にあるあらゆる関係。人間と人間との間にある関係は、自然を含む関係(例えば、流域の汚染や食料を介した関係)に存在する。

5 港区環境審議会

(1) 構成

①港区環境審議会

【第13期】(令和4(2022)年9月1日~令和5(2023)年6月21日)

	氏 名	役 職 名 等	
会 長	大 沼 あゆみ	慶應義塾大学経済学部教授	学
副会長	青 柳 みどり	国立研究開発法人国立環境研究所 社会システム領域 主席研究員	識経
委 員	佐々木 剛	東京海洋大学海洋生命科学部教授	験
委 員	袖 野 玲 子	芝浦工業大学システム理工学部教授	者
委 員	二 藤 泰 明	区民	
委員	辻 村 法泰	区民	区
委員	藤井京乃	区民	民 及
委員	中 村 正 彦	一般社団法人東京都港区医師会副会長	び
委 員	坂本力	港区商店街連合会副会長	事業
委 員	薄 井 啓 子	港区消費者団体連絡会運営委員	者
委 員	坂 田 生 子	東京商工会議所港支部役員	
委 員	ゆうき くみこ	港区議会議長	区
委員	兵 藤 ゆうこ	区民文教常任委員会委員長	議会
委 員	風 見 利 男	交通・環境等対策特別委員会委員長	議員
委 員	風 見 利 男		議員

【第13期】(令和5(2023)年6月22日~令和6(2024)年8月31日)

	氏 名	役 職 名 等	
会 長	大 沼 あゆみ	慶應義塾大学経済学部教授	学
副会長	青 柳 みどり	国立研究開発法人国立環境研究所 社会システム領域 主席研究員	識経
委 員	佐々木剛	東京海洋大学海洋生命科学部教授	験
委 員	袖 野 玲子	芝浦工業大学システム理工学部教授	者
委 員	二藤泰明	区民	
委 員	辻 村 法泰	区民	区
委員	藤井京乃	区民	民 及
委 員	中村 正彦	一般社団法人東京都港区医師会副会長	び
委 員	小 出 俊 二	港区商店街連合会副会長	事業
委 員	薄 井 啓 子	港区消費者団体連絡会運営委員	者
委員	坂 田 生 子	東京商工会議所港支部役員	
委 員	鈴 木 たかや	港区議会議長	区
委 員	琴尾みさと	区民文教常任委員会委員長	議会
委 員	丸 山 たかのり	環境等対策特別委員会委員長	議員

5章

②港区環境審議会専門部会

<環境基本計画地球温暖化対策部会>

【所掌事項】

地球環境の分野に係る港区環境基本計画改定のための基本的考え方に関すること。

	氏	名	役 職 名 等	
部会長	青柳	みどり	国立研究開発法人国立環境研究所 社会システム領域 主席研究員	学識経験者
委 員	袖野	玲 子	芝浦工業大学システム理工学部教授	学識経験者
委 員	坂 田	生 子	東京商工会議所港支部役員	事業者
委 員	丸山	たかのり	環境等対策特別委員会委員長	区議会議員

(敬称略)

<環境基本計画清掃・資源循環部会>

【所掌事項】

循環型社会の分野に係る港区環境基本計画改定のための基本的考え方に関すること。

	氏	名	役 職 名 等	
部会長	青柳	みどり	国立研究開発法人国立環境研究所 社会システム領域 主席研究員	学識経験者
委 員	袖野	玲 子	芝浦工業大学システム理工学部教授	学識経験者
委 員	二藤	泰明	区民	区民
委 員	薄井	啓 子	港区消費者団体連絡会運営委員	事業者
委 員	鈴木	たかや	港区議会議長	区議会議員

(敬称略)

<環境基本計画自然環境部会>

【所掌事項】

自然環境の分野に係る港区環境基本計画改定のための基本的考え方に関すること。

	氏 名	役 職 名 等	
部会長	大 沼 あゆみ	慶應義塾大学経済学部教授	学識経験者
委 員	佐々木 剛	東京海洋大学海洋生命科学部教授	学識経験者
委 員	辻 村 法泰	区民	区民
委 員	小 出 俊 二	港区商店街連合会副会長	事業者

<環境基本計画環境保全活動部会>

【所掌事項】

生活環境、都市環境、環境保全活動及び他の部会に属さない分野に係る港区環境基本 計画改定のための基本的考え方に関すること。

	氏 名	役 職 名 等	
部会長	大 沼 あゆみ	慶應義塾大学経済学部教授	学識経験者
委 員	佐々木 剛	東京海洋大学海洋生命科学部教授	学識経験者
委 員	藤井京乃	区民	区民
委員	中 村 正 彦	一般社団法人東京都港区医師会副会長	事業者
委 員	琴尾みさと	区民文教常任委員会委員長	区議会議員

5

童

第

(2) 港区環境審議会規則

○港区環境審議会規則

平成十年三月三十日 規則第五十七号

(趣旨)

第一条 この規則は、港区環境基本条例(平成十年港区条例第二十八号。以下「条例」という。) 第二十条第六項の規定に基づき、港区環境審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

- 第二条 条例第二十条第四項に規定する委員は、 次の各号に掲げる者につき委嘱する。
 - ー 学識経験を有する者 四人以内
 - 二 区民及び事業者 七人以内
 - 三 区議会議員 三人以内

(会長及び副会長)

- 第三条 審議会に会長及び副会長を置き、委員 の互選により選出する。
- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(招集)

第四条 審議会は、会長が招集する。

(定足数及び表決数)

- 第五条 審議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 2 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見聴取等)

第六条 審議会は、必要があると認めるときは、 委員以外の者に対して会議への出席を求め、 その説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第七条 審議会の会議は、公開とする。ただし、 審議会が公開することが適当でないと認める ときは、この限りでない。

(専門部会)

- 第八条 会長は、諮問事項に関する専門的な調査又は検討を行わせるため、必要があると認めるときは、審議会に専門部会(以下「部会」という。)を置くことができる。
- 2 部会は、会長が指名する委員をもって組織する。

- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の 互選により選出する。
- 4 部会は、部会長が招集する。
- 5 部会長は、部会の事務を統括し、部会の審議 の経過及び結果を審議会に報告する。

(会議録の作成保存)

第九条 会長は、会議録を作成し、これを保存し なければならない。

(庶務)

第十条 審議会の庶務は、環境リサイクル支援 部環境課において処理する。

(その他)

第十一条 この規則に定めるもののほか、審議 会の運営について必要な事項は、区長が定め る。

付 則

この規則は、平成十年四月一日から施行する。 付 則(平成一二年八月二八日規則第七 九号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第 十一条の規定は、平成十二年四月一日から適用 する。

> 付 則(平成一三年三月三〇日規則第四 一号)

この規則は、平成十三年四月一日から施行する。

付 則(平成一八年三月三一日規則第八 七号)

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

付 則(平成二二年三月二九日規則第四九号)

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

6 港区環境調整委員会

(1) 構成

①港区環境調整委員会

	所 属
委員長	環境リサイクル支援部長
副委員長	環境リサイクル支援部環境課長
委員	芝地区総合支所協働推進課長
委員	麻布地区総合支所協働推進課長
委員	赤坂地区総合支所協働推進課長
委員	高輪地区総合支所協働推進課長
委員	芝浦港南地区総合支所協働推進課長
委員	芝地区総合支所まちづくり課長
委員	産業・地域振興支援部地域振興課長
委員	保健福祉支援部保健福祉課長
委員	みなと保健所生活衛生課長
委員	子ども家庭支援部子ども政策課長
委員	街づくり支援部都市計画課長
委員	環境リサイクル支援部地球温暖化対策担当課長
委員	環境リサイクル支援部みなとリサイクル清掃事務所長
委員	企画経営部企画課長
委員	防災危機管理室防災課長
委員	総務部総務課長
委員	教育委員会事務局教育推進部教育長室長
委員	教育委員会事務局学校教育部学務課長

第

章

第

②港区環境調整委員会作業部会

<地球温暖化対策地域推進計画作業部会>

【所掌事項】

港区環境基本計画における港区地球温暖化対策地域推進計画部分の施策の総合調整及び推進に関すること。

部会長	部会員	委員会委員以外の出席者
地球温暖化対策 担当課長	・環境課長 ・都市計画課長 ・みなとリサイクル清掃事務所長 ・企画課長	・地域交通課長

<環境率先実行計画作業部会>

【所掌事項】

港区環境基本計画における港区環境率先実行計画部分の施策の総合調整及び推進に関すること。

部会長	部会員	委員会委員以外の出席者
地球温暖化対策 担当課長	・環境課長・企画課長・教育長室長・学務課長	・総合支所管理課長代表 ・施設課長

<気候変動適応計画作業部会>

【所掌事項】

港区環境基本計画における港区気候変動適応計画部分の施策の総合調整及び推進に関すること。

部会長	部会員	委員会委員以外の出席者
地球温暖化対策 担当課長	・環境課長 ・総合支所まちづくり課長代表 ・生活衛生課長 ・企画課長 ・防災課長	_

<生物多様性地域戦略作業部会>

【所掌事項】

港区環境基本計画における港区生物多様性地域戦略部分を含む、みどりの保全、再生 及び創出に係る施策の総合調整及び推進に関すること。

部会長	部会員	委員会委員以外の出席者
環境課長	・総合支所まちづくり課長代表 ・都市計画課長 ・地球温暖化対策担当課長	・土木課長

<環境教育等行動計画作業部会>

【所掌事項】

港区環境基本計画における環境教育等行動計画部分の施策の総合調整及び推進に関すること。

部会長	部会員	委員会委員以外の出席者
地球温暖化対策 担当課長	・環境課長 ・総合支所協働推進課長代表 ・教育長室長	・教育指導担当課長

第

5

童

第

童

(2) 港区環境調整委員会設置要綱

○港区環境調整委員会設置要綱

平成10年8月24日 10港都環第280号

(目的及び設置)

第1条 港区における環境の保全に関する施策 を総合的かつ計画的に推進するため、港区環境 調整委員会(以下「委員会」という。)を設置す る。

(所掌事項)

- 第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について検討する。
 - (1) 港区環境基本条例(平成10年港区条例第 28号。以下「条例」という。)に基づく環境 基本計画の推進に関すること。
 - (2) 条例に基づく環境行動指針の策定に関すること。
 - (3) 環境行動指針に基づく区の行動計画の 策定に関すること。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、環境の保全 に関する施策の総合調整及び推進に関する こと。

(組織)

- 第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員を もって組織する。
- 2 委員長は、環境リサイクル支援部長をもって 充て、委員会を統括する。
- 3 副委員長は、環境課長をもって充て、委員長 を補佐し、委員長に事故があるときは、その職 務を代理する。
- 4 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。
- 5 委員長は、必要があると認めるときは、委員 以外の者を委員会に出席させ、意見を聴くこと ができる。

(会議)

第4条 委員会は、委員長が招集する。

(作業部会)

- 第5条 委員長は、所掌事項の調査検討について 必要と認めるときは、委員会に作業部会を置く ことができる。
- 2 作業部会の長(以下「部会長」という。)及び 部会の構成員(以下「部会員」という。)は、委 員長が指名する。
- 3 部会長は、必要があると認めるときは、部会 員以外の者を出席させ、意見を聴くことができ る。

(庶務)

第6条 委員会及び作業部会の庶務は、環境リサイクル支援部環境課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、委員長が定める。

付 則

この要綱は、平成10年9月22日から施行する。

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。 付 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。 付 則

この要綱は、平成16年12月1日から施行する。 付 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。 付 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。 付 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。 付 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。 付 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。 付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。 付 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。 付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表

芝地区総合支所	協働推進課長
麻布地区総合支所	協働推進課長
赤坂地区総合支所	協働推進課長
高輪地区総合支所	協働推進課長
芝浦港南地区総合支所	協働推進課長
総合支所	まちづくり課長代表
産業・地域振興支援部	地域振興課長
保健福祉支援部	保健福祉課長
みなと保健所	生活衛生課長
子ども家庭支援部	子ども家庭課長
街づくり支援部	都市計画課長
環境リサイクル支援部	地球温暖化対策担当課長
	みなとリサイクル清掃事務所長
企画経営部	企画課長
防災危機管理室	防災課長
総務部	総務課長
教育委員会事務局教育推進部	教育長室長
教育委員会事務局学校教育部	学務課長

7 関連計画等一覧

名称等	概要
	社会活動に伴って発生する二酸化炭素の相当
	部分が都市において発生していることを踏ま
港区低炭素まちづくり計画 	え、都市の低炭素化の促進に関する基本的な方
	針、目標、施策等を定めた計画です。
	区及び地域における防災関係機関がその全機
	能を有効に発揮して、その所掌に係る震災予
港区地域防災計画	防・震災応急対策及び震災復興を計画的に実施
	することにより、区民の生命、身体及び財産を
	災害から保護することを目的とした計画です。
	景観形成に関する総合的な計画として、港区に
 港区景観計画	おける景観形成の基本方針を示すとともに、景
佗心泉戦計 四	観法に基づく届出制度の活用にあたり、場所に
	応じたきめ細かな基準等を示した計画です。



※関連計画等の詳細は右の二次元コードからご確認いただけます。

【数字】 2050 年カーボンニュートラル 7 30by30 目標 9	【な行】 内部護岸
[C]	【は行】 非メタン炭化水素
PM2.5 (微小粒子状物質) 13 【S】 SDGs	【ま行】 まちづくりガイドライン
[Z] ZEH、ZEH-M	●コラム● CV (だり、) トランスファンフ
【あ行】 アスベスト	GX (グリーントランスフォーメーション)10脱炭素先行区域10区内の再生エネルギー導入ポテンシャル31将来の気候の変化予測33緑の二酸化炭素吸収、削減効果39
【か行】 環境アセスメント13 協定木材42 光化学オキシダント64	ZEBとは
【さ行】 再生可能エネルギー13 小規模事業者57 生物多様性自治体ネットワーク91	東京都内における熱中症の発生 状況
【た行】 地下水涵養域	「みどり」と「緑」82カワセミ89エコラベルを探そう!選ぼう!90エコロジカルネットワーク93生物多様性緑化ガイド95外来種被害予防三原則96

用語解説(脚注)の索引

8

みなと区民の森	103
地域循環共生圏	106
エシカル消費	117

区の木

区の花















港区のマークは、昭和24年7月30日に制定しました。旧芝・麻布・赤坂の3区を -丸とし、その象徴として港区の頭文字である「み」を力強く、図案化したものです。

刊行物発行番号〇〇〇一〇〇

港区環境基本計画 (素案)

令和5(2023)年11月発行

行:港区 発

集:港区環境リサイクル支援部環境課 編

港区芝公園一丁目5番25号

03-3578-2111 (代表)

https://www.city.minato.tokyo.jp







